

「子どもの貧困」に関する研究会

「貧困」の連鎖をなくしていくために 生協ができること

～子どもをひとりぼっちにしない地域づくり～



目次

はじめに	1
「子どもの貧困」に関する研究会としての提言	2
I. 今日の貧困問題とは	
1. 貧困問題の現状	5
(1) 「絶対的貧困」、「相対的貧困」とは	
(2) 「子どもの貧困」とは	
(3) 日本の貧困、とりわけ子どもの貧困の現状	
(4) 社会全体の貧困	
2. 今日の貧困問題の特徴	8
(1) 貧困は経済的困窮と孤立を伴う	
(2) 貧困は複合的な要因でおきる	
(3) 所得の再分配機能が不十分な日本の社会	
3. 子どもの貧困の連鎖と影響	10
4. 子どもの貧困が社会に与える影響	13
5. 子どもの貧困に着目する理由	14
II. 貧困・子どもの貧困に対応する社会制度の整備状況	
1. 生活困窮者自立支援法	15
2. 子どもの貧困対策推進法	16
III. 生協がなぜ子どもの貧困問題に取り組むのか	
1. 生協が子どもの貧困問題に取り組む意義	19
2. 地域で取り組む際に大切にすること	20
3. 子どもの貧困問題において、生協が果たせる役割とは	24
IV. おわりに～社会全体への視点	32
「子どもの貧困」に関する研究会の検討経過・委員名簿	35
資料編	
1. 「子どもの貧困」に関するデータ・資料	40
2. 海外の貧困対策	49
3. 講演・報告録	57
4. 事例紹介	69
5. ヒアリングの概要	96
6. 全国の生協の取り組みについて	98
(1) 子どもの貧困問題への取り組み状況	
(2) フードバンク・フードドライブ活動の取り組み状況	

はじめに

長らく日本は「一億総中流社会」などと言われてきましたが、今日私たちの社会では、急速に貧困・格差が拡大し、子どもを取り巻く状況が危機的なものになっています。その背景としては、子育て世代にある保護者層で非正規化が進んでいる雇用状況、ひとり親家庭が増加していること、家族や親族のつながりが弱くなっていること、そして地域のつながりの希薄化などの要因が挙げられます。

これまで貧困問題については、一部の人たちの問題として行政が中心に解決すべき領域と考えられてきました。しかし、2008年のリーマンショック後、「年越し派遣村」報道や子どもの貧困に関する研究・レポートなどを契機に、「貧困」に対する社会の関心が高まってきました。

2009年には、厚生労働省が子どもの「相対的貧困率」のデータ(2006年時点で14.2%)を初めて発表しました。このころから、「貧困」は誰にでも起こりうる身近な問題として認識され、各地で草の根の市民活動も盛んになりました。

全国の生協では地域の課題に対し、福祉事業をはじめ、地域でのくらしの助け合い活動や子育て支援などに取り組んできました。また近年では、生活相談・貸付事業やフードバンクなどについても、取り組みが始まっています。日本生協連では、「2020年ビジョン第2期中期方針」の中で、新たに「社会的弱者、貧困問題への取り組み」の項を設けて、「格差が拡大する中、地域の貧困問題、とりわけ子どもの貧困問題に取り組めます。NPOなどの関係団体と連携しながら、学習の機会の提供や、奨学金制度改善などの取り組みを進めます」を方針としてかけました。

この研究会では、貧困の連鎖をなくしていくため、「子どもの貧困」を中心に、現状の把握、この問題の課題、生協がなぜこの問題に取り組むのか、生協が果たせる役割、生協ができる活動を整理し、取り組みの方向性を提言としてまとめることを目的に議論をしてきました。

その中で、子どもの貧困は「貧困の連鎖」を生むという点で社会全体にとっても大きな影響があること、貧困の状態や現れ方は多様であること、さらには貧困は、経済的な貧しさだけでなく、地域からの孤立を伴っており、そのために身近な日常生活の中で貧しい・困っている状態が見えにくくなっていることなどわかってきました。こうした議論の中から、研究会としては、子どもの貧困を地域の課題の一つととらえ、提言をまとめました。

この提言を機に、全国の生協で、子どもたちを取り巻く状況への関心が高まり、子どもの貧困問題への取り組みが進むことを期待いたします。

2017年3月吉日

日本生活協同組合連合会

「子どもの貧困」に関する研究会

座長 日本生協連常任理事 伊野瀬 十三

「子どもの貧困」に関する研究会としての提言

日本において相対的に貧困状態にある子どもは6人に1人、約320万人とも言われています。一方で、貧困状態にある子どもの様子や実態は地域の中ではなかなか見えてきません。地域の中からは、「この地域に子どもの貧困という実態があるのだろうか」「子ども食堂に誘いたい子どもがいるのかどうか分からない」という声も聞かれます。

今日問題となっている「貧困」は、その国や地域での一般的な生活レベルより低い生活状態にあること(相対的貧困)を指しています。したがって、外見だけで貧困状態にあるかどうかは分かりにくいのです。また、「貧困」とは、「経済的な貧しさ」と「ひとりぼっちで困っている状態」の2つが重なりあったものです。周りから孤立しているからこそ、困っている状態が見えにくくなっている、ともいえます。社会や地域とのつながりが薄く孤立することにより、必要な支援情報が伝わらなかったり、社会制度にアクセスできない状態に陥りやすくなります。一方、先行するさまざまな実践から、地域での助けや見守りが子どもたちの助けになることも分かってきました。

子どもの貧困を地域の課題の一つとしてとらえ、助け合いの組織である生協が地域で積極的に役割を果たしていくことが期待されています。全国の生協に対し、以下の取り組みをすすめていくことを提言します。

組合員や役職員が子どもの貧困の現状や私たちの地域の状況を学び・知り、理解・共感を広げましょう、そして一人ひとりが身近な場所で活動に参加する機会をつくっていきましょう。

地域の中でこの問題に取り組んでいくためには、地域の状況を理解し、見えにくい状況を地域の課題として「見える化」することが大切です。そのためには、子どもの貧困の現状、特に身近な地域の現状を多くの人に知らせ、この課題に対する取り組みの共感を広げることが大きな力になります。すでに生活相談などを行っている生協の経験からは、組合員の中にも、貧困状態にあたり、貧困の予備軍にあたる状態にあるような家庭が存在することが分かっています。貧困はすでに生協にとっても身近な問題だといえるのです。

この問題に取り組み始めた地域では、現場での実践を通じて貧困に陥る子どもに出会った大人たちが、この問題を放っておけないと心が動き、さらに多くの人たちが関わる取り組みを広げはじめています。地域の中で事業や活動を展開し、多くの組合員・職員の組織をもつ生協は、地域でこの問題に関わっている人たちとつながり、地域の子どもたちや子育て家庭が置かれている状況を知る機会や地域の活動への参加の機会をつくっていきましょう。

たとえば、学習会に参加する、子どもを支援する基金などに募金をする、「フードドライブ活動¹」に参加する、「フードバンク²」や「子ども食堂³」の運営・作業をお手伝いするなど、小さな活動でもたくさんの人が参加することで、地域の状況の共有や問題への理解が進みます。この問題に関心を持つ人を増やすこと、そのために参加・知る機会を数多くつくっていくことは生協が地域で果たせる大きな役割です。

地域で困っている子どもたちを支える取り組み、地域のつながりの中で子どもたちの育ちを見守る・支える取り組みに、生協も地域の一員として積極的に活動に参加していきましょう。

子どもの貧困は、複数の困難が相互に絡み合って起きており、生協だけで支援・解決することはできません。地域ですでに活動しているさまざまな組織とつながりながら、生協のもつ多様な資源を可能な範囲で活用・提供し、小さな関わりでも生協ができることで役割を発揮していきましょう。

「ひとりぼっちの子どもをなくし、信頼できる大人を地域につくること」、「どんな子どもも温かい人間関係の中で安全に楽しく過ごせる居場所をつくり、寄り添うこと」は助け合いの組織である生協の原点にもつながります。地域での取り組みの多くは、特定の子どもを救うことではなく、全ての子どもたちに開かれた地域の助け合いの取り組みとして行われています。「困った時には助け合える地域づくり」という生協が目指してきたことそのものを、子どもの貧困問題を切り口に、地域のさまざまな団体とつながりながら実現していきましょう。

特に、「地域の中での居場所づくり」の取り組みは、生協のこれまでの取り組みとも親和性があります。「子ども食堂」や「学習支援」などの取り組みは、地域の居場所づくりの具体的な形としてとらえることもできます。これらの取り組みは多くの人や団体が連携して取り組む必要がありますが、それだけに、取り組みを通して問題の背景や地域の状況への理解が深まるという、地域や組織にとっての「学習効果」もあります。

1 一般家庭の食品を寄付し、寄付された食品を福祉施設や困窮世帯に提供する活動。

2 安全に食べられるのに、箱が壊れたり、印字が薄くなったりして、販売できない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

3 子ども食堂は、元々東京都大田区の「気まぐれ八百屋・だんだん」で「こどもが一人でも安心して来られる無料または低額の食堂」をコンセプトに始まりました。子ども食堂は食の支援として語られがちですが、店主の近藤さんが大事にしているのは“多世代交流の場”としての機能です。都内では子ども食堂をうまく運営するための講座を提供するネットワークも設立されました。

地域の中に、行政、社会福祉協議会、その他の協同組合、市民活動団体(NPOなど)、学校、保育所、児童館、PTAや教育委員会、自治会などさまざまな組織や団体、個人で構成されたネットワーク(連絡会・協議会)とつながりを広げ、地域の総合力で子どもの育ちを支える取り組みを進めていきましょう。

子どもは地域の中で育ちます。大人とは違って地域の中でしか生活できない子どもたちが地域の中で安心して過ごせる、親も子も困った時には「助けて」と言えるような地域づくりが、問題の予防や解決につながります。そして、地域に救われた子どもは、必ず地域を好きになり、今度は「助ける側」として地域の中で役割を果たしてくれます。

すべての子どもたちが地域の中で支えられ、必要なときには支援の制度につなげられるセーフティネットを地域の中に築くことが大切です。そうしたセーフティネットの構築の一助となれるよう、地域で活動する諸団体と連携したネットワークをつくりましょう。

社会的にはさまざまな支援の制度が整えられてきていますが、それが必要な家庭や子どもに届かない、ということも大きな問題です。この取り組みを進める上では、必要な場合には制度的な支援につなげることが非常に重要で、そのためには行政や専門家とのつながりも欠かせません。

子育て家庭が地域のつながりの中で支えられ、見守られるような総合的なしくみを地域の中につくっていくことをめざしましょう。

I 今日の貧困問題とは

1. 貧困問題の現状

(1) 「絶対的貧困」、「相対的貧困」とは

日本では多くの人々が、「貧困」と聞いて「飢餓」「ホームレス」「紛争」で苦しむ諸外国の子どもや「ストリートチルドレン」などの「絶対的貧困」をイメージします。そのため、その社会で「当たり前」の暮らしをするためのお金や環境が不足している状態である「相対的貧困」のイメージを持つことが難しいといえます。絶対的貧困と相対的貧困が混同されることから、誤解も生じています。

「絶対的貧困」に陥る子どもや家庭は少数ですが、一方で経済成長、生活様式の変化、情報量の増大などにより、「普通」に暮らしていく上でお金がかかるようになりました。そして近年、日本の社会の中で普通の暮らしを営むために必要な経済的条件が確保できない「相対的貧困」の層が増えています。厚生労働省「国民生活基礎調査」によると「相対的貧困」の子どもが2012年時点で16.3%（約320万人）になっています。今日の日本を含む先進諸国で問題となっている「貧困」は、主にこの「相対的貧困」をさしています。

日本では、多くの人に「絶対的貧困」のイメージが強く、私たちの社会に存在する「相対的貧困」になかなか目が向かない、という現状があります。加えて、「相対的貧困」は外から見えにくく、分かりにくいいため、誤解されやすいという特徴があります。

(2) 「子どもの貧困」とは

「子どもの貧困」とは、見た目は普通に学校などに通っていても、経済的な困窮や生活に余裕のない家庭の状況・家庭の孤立から、本来得られるべき体験や機会が得られない状態にあることをいいます。一見普通の家庭・子どもに見えるため、子どもにどれほどの経済的格差がついているのか、そのことが子どもの成長にどのような影響を与えているのかが、大人からは認識されにくいという問題があります。年齢にあった衣服や本が与えられない、発達の段階における学びや育ちの機会がない、生活習慣が身に付かない、栄養のバランスがとれた食事がとれない、家庭で落ち着いて勉強することができない、親同士の関係や地域との関係がうまく築けず友達関係が作りにくい、学校や地域でのさまざまな機会から疎外され自己肯定感や自尊意識を持ってない、自分自身の将来に希望が持てない、大学や専門学校への進学をあきらめるなど、影響はさまざまな形で現れます。

2000年代に世間の注目を集めたのは大人の貧困、とくにワーキングプア（働いても貧困状態）と呼ばれる働く人々の貧困や格差でした。2009年10月に厚生労働省が経済協力開発機構（OECD）基準で推計した相対的貧困率を初めて公表しました。このとき同時に「子どもの貧困率」も公表されました。このころからようやく、「子どもの貧困」が社会的な課題として取り上げられるようになってきました。

絶対的貧困とは… 食べるものがなくて飢える状態。この水準は社会や文化、歴史の段階で大きく変化せず、イメージしやすいといえます。

相対的貧困とは… 社会に参加して社会の一員として生きる・生活のための「必要」を欠く状態。想定される「必要」は歴史的、社会的に変化するので、絶対的貧困に比較してわかりにくい概念です。例えば「お金がなくて修学旅行に行けない」などの状態。

相対的貧困率とは… 個人単位で計算した等価可処分所得（税金・社会保険料を除いた可処分所得の合計を世帯の人数の平方根で割った額）の順に国民を並べ、その真ん中の人の所得の半分（いわゆる「貧困線」）以下で生活する人の割合をいいます。厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」（2012年調査）では、個人の1年間の等価可処分所得122万円を貧困線としています。相対的貧困率は、この所得未満で生活する全年齢の個人割合を表します。これを世帯人員数で調整すると、2人世帯で約172万円、3人世帯で約211万、4人世帯で約244万円が貧困線となります。これらは、年間の可処分所得の金額となるので、たとえば、4人世帯の月額所得としては、約20万円（手取り金額）となります。

（参考）かがわ出版「子どもの貧困ハンドブック」

貧困率(相対的貧困率)の推移

(%)

	1985年	1988年	1991年	1994年	1997年
貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4
大人が1人の世帯	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1
大人が2人以上の世帯	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8

	2000年	2003年	2006年	2009年	2012年
貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
大人が1人の世帯	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が2人以上の世帯	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4

(出典)厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注) 1. 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

2. 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

3. 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

4. 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

(3) 日本の貧困、とりわけ子どもの貧困の現状

OECDの2010年の統計によれば、子どもの相対的貧困率はOECD加盟国34カ国中10番目に悪い数値で、OECD平均を上回っています。特に子どもがいる現役世帯のうち大人が一人世帯の相対的貧困率についてみると、日本はOECD加盟国中最も高くなっています。

2012年「国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率(相対的貧困の状態にある18歳未満の子どもの割合)は16.3%⁴で、1980年代から一貫して上昇傾向にあり、平均的な生活水準以下(122万以下の可処分所得)での生活を余儀なくされている子どもが6人に1人の割合となっています。

一方、こうした数字と実感が必ずしも一致していないことも多いと思います。これは、貧困問題自体が地域社会に潜在していることが多く、「孤立」をともなうことが要因と考えられます。子どもの貧困問題は、家庭そのものの問題ですが、家庭の問題を外に出さない日本社会の風潮もあります。さらに、日本では長らく貧困についてのデータや実態を公表してこなかったことも、子どもの貧困が社会的に認識されない一つの要因となっています。

(4) 社会全体の貧困

日本における相対的貧困率16.1% (2012年)という数字は、先進国の中ではイスラエル、アメリカに次いで高く、欧州やオーストラリアよりも高くなっています。中でも母子家庭など「ひとり親(大人が1人)世帯」の貧困率は54.6%で、大人が2人以上の

4 OECDの作成基準に基づき、厚生労働省が実施している国民生活基礎調査の定義による相対的貧困率です。

世帯の貧困率が12.4%に比べ、非常に高くなっています。この「ひとり親世帯の貧困率の高さ」は日本の貧困問題の特徴であるといわれています。特に母子世帯の状況は厳しく、「2011年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯の就業率は80.6%と高いものの非正規社員が52.1%を占めています。

厚生労働省資料によると、2015年の非正規雇用労働者の割合は37.5%です。非正規雇用労働者を中心に、最低賃金が低く抑えられてきたことなどから、200万円以下の給与所得者の世帯も増えています。こうした社会的な数値を見ていくと、「貧困」は身近な問題として誰にでもおきる可能性があるといえます。

2. 今日の貧困問題の特徴

(1) 貧困は経済的困窮と孤立を伴う

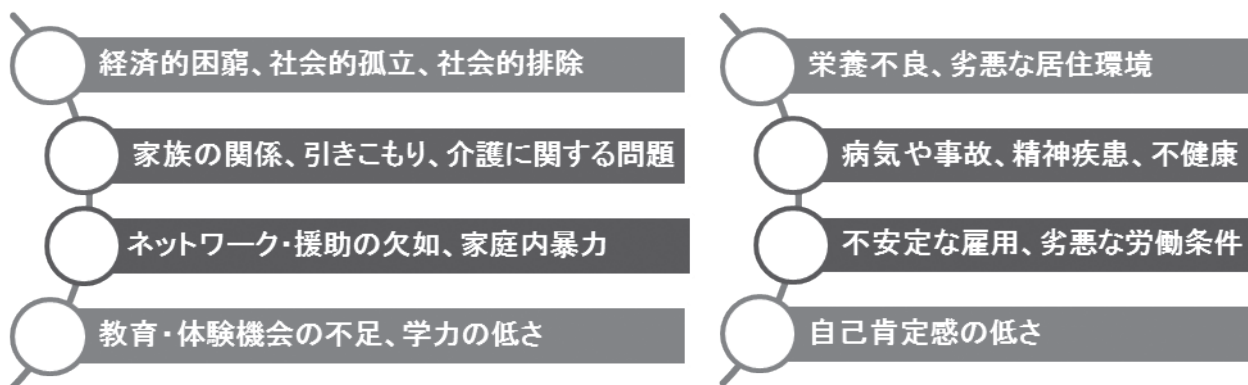
貧困は、経済的な困窮と社会的な孤立が相互に絡み合った状態です。この背景には、核家族化など家族構成の変化(家族間・親族間のつながりが小さく、また弱くなる)、人間関係の希薄化や地域関係の弱まりなど、家庭や地域の相互扶助機能が低下し、社会的孤立が起きやすくなっていることがあります。家族・親族からの援助が得られず経済的困窮に陥る、子どもを預けるところがないため働くことができない、仕事に追われて地域との良好な関係をつくる余裕がない、など経済的困窮と孤立は相互に増幅しあう構造にあります。

日本社会に根付いている、困っている状態を外に訴えることを恥と考えるような文化・風土もあり、早い段階で助けを求めれば解決できる可能性があるにもかかわらず、助けを求められないまま困窮の状態が悪くなってしまふ、というケースもあります。社会的な支援の情報が必要な人に届きにくい、という問題もあります。

(2) 貧困は複合的な要因でおきる

貧困は、病気や事故、精神疾患、ネットワーク・援助の欠如、絆の弱さにより家族からの経済支援の低下、家族の暴力、不十分な教育、家事や家計管理などのスキルの不足、借金、劣悪な居住環境、劣悪な労働条件など複数の困難が相互に絡み合っておきる事がわかっています。さらに、これらの要因がさらなる貧困をおこすこともわかっています。困難は一つではないことが、この問題を複雑にしているといえます。

脆弱な家族関係や地域関係の中では、困難がいくつか重なることで、それまで普通に生活できていた家庭が、急に貧困状態に陥ってしまうような事例も見られます。



(3) 所得の再分配機能が不十分な日本の社会

日本における子どものいる世帯への税制と社会保障制度による所得再分配機能は諸外国に比べ小さく、貧困を緩和することにつながっていないのが現状です (p.47の図表12を参照)。子育て世帯の負担を減らすための社会保障の給付が少ないため、子育てに関わる費用が家庭の負担となっているのです。

特に、女性の就労が貧困の緩和につながらないことが、日本社会の特徴です。日本はOECD加盟国の中でも失業率は低く、シングルマザーの就業率の高さは最高位ですが、ひとり親世帯の貧困率は最も高い、という現状があります。ひとり親世帯では、働いていても貧困からなかなか抜け出せない現状があります。これには非正規労働の問題が深く関わっています。母子家庭の8割で母親が働いていますが、その半数はパートやアルバイトです。同一労働同一賃金問題や最低賃金の引き上げが社会的な課題となってきましたが、現状では男女の賃金格差、正規・非正規雇用の賃金格差があり、それがひとり親世帯、特に母子家庭での経済的な困窮の要因となっているのです。

コラム1 日本での子どもの貧困について

日本での子どもの貧困を三層構造にして考えてみることができます。一層目が児童養護施設や里親の元で暮らす子どもたちで約4.5万人います。この子どもたちは、制約は多いですが、食事やお金に困ることはありません。この層の問題は、施設を出た後の支援が無いことであり、住居を構えることもままならない状況に置かれています。二層目が生活保護世帯の家庭で暮らす子どもたちで、約30万人います。生存権レベルぎりぎりの生活の中、生活保護受給世帯への世間の差別や無理解に傷つけられています。三層目が相対的貧困家庭で生きる子どもたちで、約300万人います。この層は、外見上は分からない(見えない)ですが、地域での支援が必要な、支援の対象となる子どもたちです。家庭に勉強できる環境がなかったり、子どもづきあいができにくかったり、夜、ひとりぼっちで食事をしたり、親が病気を抱えていたり、生きにくい多重の問題をかかえている場合が多いです。この子どもたちの多くが地域からも、学校からも孤立しがちな状況に置かれています。(「あったか地域づくり交流会(中四国地連)」における幸重社会福祉士事務所所長 幸重 忠孝氏の報告より)

コラム 2 社会的養護のもとに暮らす子どもたちについて

厚生労働省によると、2014年の全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は88,931件で、年々増加の一途をたどっています。虐待などによって死に至った子どもも2013年度で69人にのぼります。2014年3月の厚生労働省資料によれば、保護者のいない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする4万6,000人の子どもたちに対し、公的な責任として養護を行っており、こうした制度による保護のことを「社会的養護」といいます。社会的擁護下にある子どもたちは、乳児院・児童養護施設や里親家庭、ファミリーホームで暮らしており、そこでの暮らしは、国と県からの措置費によってある程度保証されていますが、児童福祉法より上の年齢で、民法より下の年齢の18-19歳になり自立の時を迎える子どもは、大きな壁にぶつかります（進学などの理由で例外的に20歳まで措置延長される場合があります）。社会的養護の下に暮らす子どもたちは、一般の子どもたちに比べ大学などへ進学する割合が非常に低くなっています。2011年3月に児童養護施設を退所した子どもを対象に、NPO法人ブリッジフォースマイルが実施した進学に関する調査によると、高等学校を卒業し大学進学した子どもの割合は約20%で、全国平均進学率の77%に比べかなり低い数字になっています。また、約30%が大学などに進学した後に中退しています。

コラム 3 ひとり親世帯の困難や課題

厚生労働省による平成23年度全国母子世帯など調査によると、全国の母子家庭のうち、パート・アルバイトなど非正規で働く人は47.4%で、平均就労収入は年間181万円にとどまっています。生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が生活保護世帯で育っていますが、母子世帯に限ってみるとこの割合は約41%になります。中卒のシングルマザーの就労収入は年間で平均129万円です。中卒の学歴のシングルマザーは全体の13.3%であり、この比率はふたり親世帯の母親の中卒率5%に比較してかなり高い数値となっています。

3. 子どもの貧困の連鎖と影響

「貧困の連鎖」とは、貧困が世代を超えて、親から子へと受け継がれてしまうことです。親の収入が少なく、社会的に孤立し周囲からの援助もないことから、子どもが十分な養育・教育環境がない中で育ち、結果として進学や就職の選択肢を狭め、収入のよい職業や安定した職業につけない…貧困家庭に育った子どもが、大人になってもその境遇から抜け出せず、場合によってはそのまま貧困な家庭を築かざるを得ないような状態が「貧困の連鎖」です。

単に「貧しい」だけでなく、「貧困な状態にあること」は子どもの育ちにさまざまな影響を与えます。情報の不足、落ち着いて勉強をする環境の欠如、教育・体験の不足、友達関係からの疎外、不十分な食事による栄養不良⁵、複数の要因が絡み合っただけの自己肯定感や意欲の低下など、今日の社会では、貧困な環境で育つこと自体が社会的に不利な状態につながってしまいます。さらに、貧困の中で育った子どもは、信頼できる大人との関わりが少なく、大人に頼る経験がもてないため、周囲の援助を受けることが苦手なケースもあります。さまざまな要因が重なる中で、自分の力では貧困から抜け出せない、自分の将来には希望

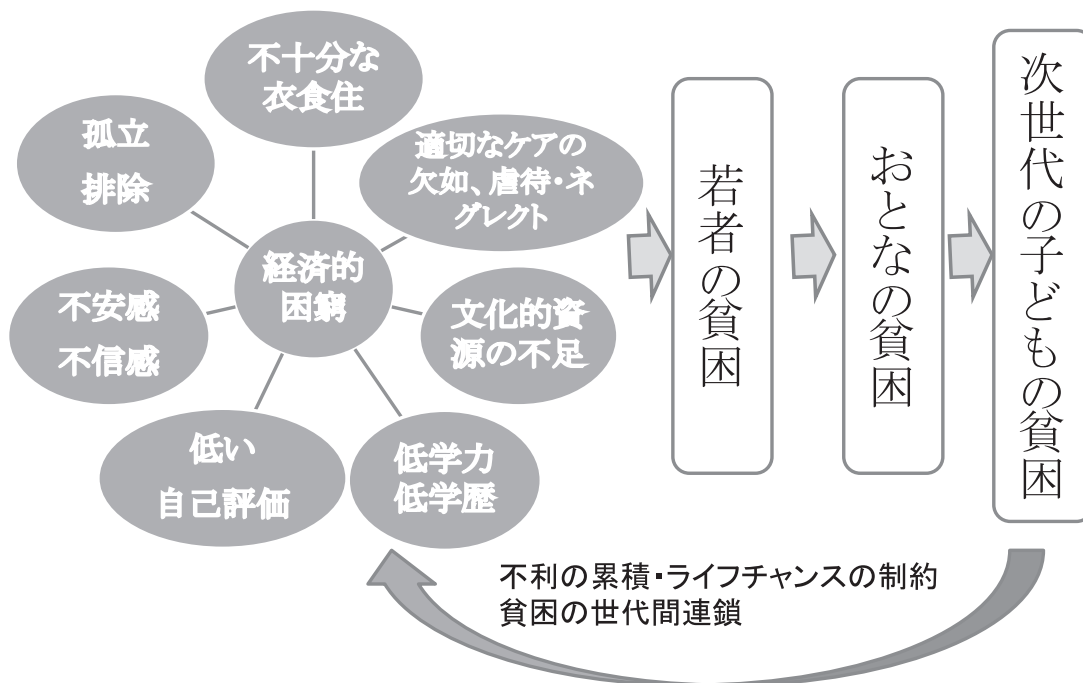
5 複数の調査研究で、貧困家庭においては食事が主食(炭水化物)に偏り、野菜・魚・肉などが少なく、成長に不可欠なたんぱく質・ビタミン・ミネラルの摂取頻度が低いことが指摘されています(2016年12月14日公開シンポジウム「子どもの貧困と『食』格差：政策は何ができるか」における新潟県立大学 村山伸子氏の報告より)。

がない、という感覚を持ってしまうことも大きな問題です。

学歴や教育歴が貧困の連鎖の要因となることも明らかになってきました。特に、今日の日本社会では、「中卒(高校中退を含む)」者が貧困に陥るリスクが非常に高くなっています。一方で、社会的・経済的に困難な環境下にある子どもたちが、高校や大学に進学できない、進学してもさまざまな要因から中退してしまうような状況も明らかになっています。

貧困の連鎖は、成人してからのさまざまな「社会的排除」につながります。経済的困窮から商品やサービスの購入などの消費活動ができない、教育や訓練を十分に受けられないことから生産活動に参加できない、社会的な権利についての理解が不十分なため国や自治体の政策決定プロセスへの意思表示ができない、家族の絆や友人関係が失われていくことにより地域コミュニティから排除される、などです。こうした貧困による負の影響は生涯続く可能性があります。さらに、経済の変動が激しくなる中で、不況の影響を真っ先に受けるのは貧困層であり、貧困家庭で育つ子ども・若者たちであることも忘れてはなりません。

2012年時点の統計からみると、子どもにとっての貧困ライン(世帯可処分所得を世帯人員数で調整した値が全世帯中央値の50%)は、月額で親1人子ども2人の3人世帯で約17万円です。この金額は、最低限の衣食住がようやく満たされるレベルで、教育や将来への投資を行うことは難しいと考えられます。最低限の衣食住が満たされているだけでは、子どもたちの将来の選択肢が狭められ、貧困の連鎖に陥ってしまう可能性があります。



出所：NPO法人山科醍醐こどものひろば「支援者のアクションサポートBOOK～とらのまき～」より

経済状況別の進学率・就職率・中退率

	全世帯	生活保護世帯	児童養護施設	ひとり親家庭
中学校卒業後就職率	0.3%	1.7%	1.8%	0.8%
高等学校など進学率	98.8%	92.8%	97.0%	93.9%
高等学校など中退率	1.5%	4.5%	-	-
高校卒業後就職率	18.2%	45.5%	70.4%	33.0%
大学など進学率 (専修学校・短大含む)	73.2%	33.4%	22.3%	41.6%

出典：内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について」（2016年7月14日）

コラム 4 貧困による子どもへの影響

P・タウンゼント*は「個人、家族、諸集団は、その所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要条件や快適さをもったりするために必要な生活資源を欠いている時、全人口のうちで貧困の状態にあるとされるのである。貧困な人びとの生活資源は、平均的な個人や家族が自由にできる生活資源に比べて、きわめて劣っているために、通常社会で当然とみなされている生活様式、慣習、社会的活動から事実上締め出されているのである」と論じています(志賀信夫著「貧困理論の再検討」より)

※イギリスの社会学者で、現在の相対的貧困の定義や概念の基盤づくりに影響を与えた。

コラム 5 学習支援の重要性

根本的には教育政策の改善が必要ですが、家庭の経済格差が教育格差につながる現状から、民間で学習をサポートし、高校を卒業できるようにすることは、貧困に陥ることを防ぐ上で、一定の効果があります。

学習支援に取り組むNPOの代表例の一つが、NPO法人キッズドアです。「経済的に困難な子どもたちに高校進学を」をスローガンとして、東京や東北などで無料の学習会を開催し、大学生や社会人ボランティアによる少人数指導を実施しています。2015年度の登録生徒数は1,000人を超え、中学3年生全員が高校進学を果たしています。

コープみらい東京エリアでは、「みらい塾」の名称で月2～3回開催し、主催団体のキッズドアに対し、会場の提供やおやつタイムのお菓子を提供、ボランティア募集などの広報の支援、消耗品・資材の援助などを行っています。

東京大などの研究グループの調査(2016年2月)では、大学を中退した経験がある全国の19～45歳の男女722人のうち、25～34歳で54.7%が現在の職業を非正規雇用と答え、総務省労働力調査(2015年)の同年代の全国平均27.3%の2倍でした。19～24歳の中退者の場合は70.0%が非正規雇用(全国平均48.3%)、35～44歳は37.5%(同29.6%)といずれも平均を大きく上回りました。中退した理由(複数回答)に「経済的に苦しかった」を217人(30.1%)が挙げています。経済的に苦しかったと答えた人の約半数は、当時の家庭年収が400万円未満だったと回答しています。中退前に周囲の支援を受けていない人も多く、経済的支援や相談体制などの中退防止策が必要としています。

特定の大人との安定した関係は、子どもの人格形成に多大な影響を及ぼします。自分だけを見てくれる大人との出会いや「分からない」が言える場を体験することは「分からない」「困った」「助けて」が言える大人になれることにつながります。学習支援には、そうした信頼できる大人との安定した関係の経験、という側面もあります。

4. 子どもの貧困が社会に与える影響

貧困が連鎖する社会は、特に、若い世代で希望が持てない社会につながります。さらには、ひとたび貧困状態に陥るとその連鎖から抜け出せないことなどから、社会全体として新しいことに挑戦する人が増えない、将来に希望がもてないことから非行や犯罪が増える、働く意欲や能力が育たないため社会の担い手になれない人が増える、などの悪影響も考えられます。

このように見てみると、子どもの貧困は、放っておくと私たち自身(社会)に大きく影響する問題で、社会が停滞し、経済的な損失にもつながることが分かります。裏を返せば、子どもの貧困対策にしっかり取り組むことは、未来への投資にもなる、ということです。

2016年、日本財団⁶は、貧困家庭の子どもを支援しないで格差を放置すると、現在15歳の子どもの1学年だけでも、社会が被る経済的損失が約2兆9千億円に達し、政府に約1兆1千億円の財政負担が生じるという推計を発表しました。このレポートでは、子どもの貧困対策を経済対策としてとらえ、適切に社会的投資をおこなうよう提言しています。

子どもの貧困がもたらす社会的損失

(現在15歳の1学年のみで、生活保護世帯や児童養護施設、ひとり親世帯の子ども約18万人を対象に推計)

シナリオ	所得	税・社会保障の純負担	正規職
現状シナリオ	22.6兆円	5.7兆円	8.1万人
改善シナリオ ⁷	25.5兆円	6.8兆円	9.0万人
差分(社会的損失)	2.9兆円	1.1兆円	0.9万人

出所：日本財団・三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子どもの貧困社会的損失推計レポート2015年12月」より作成

コラム 6 就学前の子どもへの投資

ノーベル経済学賞受賞者のジェームズ・ヘックマンは、「恵まれない境遇にある就学前の子どもたちに対する投資は、公平性や社会正義を改善すると同時に、経済的な効率性も高める非常にまれな公共政策である」と述べています。幼児期に質の高い教育・保育をおこなうことによって、子どもが成長したときの税負担の能力は高まり、生活保護などの社会保障費用も制御できる、という主張です。

子どもの貧困問題は、貧困下にある子ども一人ひとりの問題であると同時に、社会全体の損失や停滞の問題でもあります。

6 海洋船舶事業の他、福祉やボランティアに対する支援、海外協力援助事業などの幅広い公益活動を行う公益財団法人です。全国の地方自治体が主催するボートレースの売上金の約2.7%を財源として運営されています。

7 子どもの貧困に対する教育プログラムを受けることで、貧困世帯の子どもの高校進学率、高校中退率が非貧困世帯に等しくなると仮定しました。

5. 子どもの貧困に着目する理由

今日の日本の貧困・格差問題は、高齢者・ひとり親家庭・若者世代と、多世代にわたって生じています。また、世代間格差や正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差、都市と地方の格差なども深刻な問題です。

貧困と格差の問題は非常に大きく、また複雑な問題です。生協の活動の中では、特に以下のような理由から、「子どもの貧困」に着目して、取り組みを始めることを提案します。「子どもの貧困」問題に焦点を当てて活動する中から、日本全体の貧困・格差問題にも関心や活動の幅を広げていくことができるのではないのでしょうか。

① 子どもの貧困は「貧困の連鎖」を生み出します

将来ある子どもたちが、貧困を理由にさまざまな可能性を閉じられてしまうことは、その子どもにとっても社会にとっても大きな損失です。貧困に陥っている子どもは、普通の体験や親のサポートが少ないことが多く、それが要因となってその子ども自身が成人期以降にも貧困に陥る、という「貧困の連鎖」が起きています。貧困の連鎖をなくしていくことは貧困問題を解決する上で大きな力になります。

② 子どもは「どんな環境に生まれてくるか」を選べません

今日の社会では、子どもが自分の力だけで貧困から抜け出すことは非常に困難です。子どもの貧困は、その子どもや家庭だけの問題ではなく社会全体の問題です。生まれ育った家庭や地域の事情だけで子どもの将来が大幅に狭められないよう、どんな環境にあっても希望が持てる社会をつくることは、未来を担う子どもたち全体にとって大切なことです。

③ 「未来の子どもたちによりよい社会を手渡す」ことは生協組合員の願いです

生協の組合員はこれまで、子どもたちの健やかな成長を願い、未来を生きる子どもたちに「平和とよりよい生活のために」を伝えることを目指してきました。そうした願いの中から、食・環境・平和などの問題をともに考え、さまざまな活動を広げてきたのです。今日、目には見えにくい子どもたちの貧困が、地域の直面する大きな課題となっています。この問題に関心をもった組合員からは、未来を生きる子どもたちのために何かできることはないかという声が積極的に寄せられています。

II

貧困・子どもの貧困に対応する 社会制度の整備状況

日本国内で貧困問題への関心が高まったことにこたえるかたちで、2014年に「子どもの貧困対策推進法」、2015年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、国や地方自治体でも貧困問題への取り組みが始まっています。

1. 生活困窮者自立支援法

① 概要

「第1のセーフティネット」である社会・労働保険制度から漏れていて、生活保護（「第3のセーフティネット」）に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体制を創設する制度です。生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりをすることが考え方の基礎になっています。生活困窮者への支援として、孤立者への共生支援（「社会の中で生き、認められること」を支援）を根底にし、経済的困窮者の自立支援（「自らの能力・特性を活かして、自立した生活が送れる」よう支援すること）を位置付けています。

この法律が対象としている人たちは「現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる」人たちで、「経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています。具体的には、生活保護受給者以外の失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障害が疑われる者、矯正施設出所者など、複合的な課題を抱えているケースが想定され、これまで「制度の狭間」に置かれてきた人たちです。

福祉事務所や委託先（社会福祉協議会が多い）に相談窓口を設け、相談に来た人それぞれに自立に向けたプランを作成したうえで、家賃相当額の支給、家計の立て直し支援、就労支援などをおこないます。

- ・ 自立相談支援事業に実施及び住居確保給付金の支給（3/4国補助：必須事業）
- ・ 就労準備支援事業（2/3国補助）、一時生活支援事業（2/3国補助）及び家計相談支援事業（1/2国補助）、子どもの学習支援事業（1/2国補助）の実施（任意事業）
- ・ 都道府県知事などによる就労訓練事業（いわゆる「中間就労」）の認定。
- ・ その他、関係機関・他制度による支援、民生委員・自治体・ボランティアなど民間団体を活用した支援。

② 特徴

生活困窮者という存在を見える化し、生活保護になる手前で生活困窮者を支援する点が特徴です。生活保護受給者だけを対象としたものではなく、生活保護よりも幅広く生活に困窮している人を支援し、貧困に陥るのを防ぐための法律です。待つだけではなく自ら手を差し伸べる「アウトリーチ」、多様な自立を目指した就労支援、福祉と雇用の連携、縦割り行政の克服など、これまでの自治体行政のあり方を転換しようとする考え方が反映されています。人々が元気を取り戻すことを支え、地域社会の中のつながりを取り戻すしくみをめざしています。

2. 子どもの貧困対策推進法

① 概要

法律自体は国の制度・政策に関する理念、基本方針が示されている基本法で、基本的理念をうたったものです。国や地方自治体の責務が明確化され、「子供の貧困対策に関する大綱」がつけられました。下記の通り、支援策を盛り込んだ対策計画は地方自治体(都道府県)の努力義務、市町村の任意とされています。

「子供の貧困対策に関する大綱」は、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る」「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進する」を理念・目的として掲げています。

47都道府県の対策計画の策定状況⁸を見ると、子どもの貧困対策計画を単独の計画として策定する場合、子ども・子育てなど総合計画の中で子どもの貧困対策計画を策定する場所が見られます。東京都のように子育て計画やひとり親の計画など、それぞれの計画の中に子どもの貧困対策に関する内容が織り込む場合もあります。2016年時点では、全ての都道府県で何らかのかたちでの子どもの貧困対策計画が策定されています。

8 都道府県子どもの貧困対策計画の策定状況：2016年5月1日現在(内閣府HPより)
<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/keikaku/sakutei.html#todoufukuken>

第四条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第九条(都道府県子どもの貧困対策計画)

都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

この法律によって、政府や地方自治体がこの問題に取り組む法的根拠ができたといえます。

また、国民の責務として、「国民は、国または地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない」と定められています。

② 特徴

子どもの貧困対策として、「教育の支援」「生活の支援」「親の就労の支援」「経済的支援」の4つの柱を掲げています。貧困問題一般では子ども期の特性が抜け落ちてしまいましたが、就学援助や発達保障の問題など子ども期の特性に焦点が当てられ貧困問題を考えるという視点が入りました。

貧困に陥っている子どもたちが孤独感や疎外感、学校で排除される環境に置かれやすいかなど、相対的貧困という考え方で子どもの目線に立って考えていこう、支援していこうという考え方が背景になっています。

大綱では、「生活支援」のその他の支援の中に、妊娠期・出産期からの「切れ目のない支援」が入りました。この法律は教育支援を重視しており、保健分野・保育による支援を重視することで、妊娠・出産期から小学校に入学する前と、小学校に進学した後もきちんとサポートできるようになると期待されます。また、子どもの貧困問題は行政だけでは問題は解決できないとして、民間との連携を位置付け、官公民の連携などによって子供の貧困対策を国民運動として展開することをうたっています。

③ 財政措置について

・「地域子供の未来応援交付金(24億円)」は貧困対策の拡充を目的に、取り組みを推進する自治体を応援する交付金です。子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない支援、教育と福祉との連携、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などの地域ネットワークの形成、などの自治体事業に対して財政的な支援を行います。

支援の枠組みには、学習支援や社会性の^{かんよう}涵養、居場所の提供などが含まれています。生協もこの交付金を使って自治体と組んで取り組むことができます。

- ・ 日本財団が設置した「子供の未来応援基金」は「子供の未来応援国民運動⁹」の一環として、貧困状態にある子どもの支援活動に草の根で取り組んでいるNPO法人の支援や地域に子どもの居場所となる拠点の整備などを目的とした基金です。具体的には、「地域子供の未来応援交付金」とも適宜連携し、企業や個人から広くお金を集め、学習支援や食事の提供などの生活支援をしているNPOなどの法人に助成金が提供されます。企業、NPOによってネットワークをつくっていく取り組みで、自由な発想で始められるよう、民間のお金を使う基金になっています。

コラム7 子どもの貧困対策プロジェクト

日本財団(東京)より5年間で50億円が投じられ、貧困状態にある子どもの支援拠点を全国100カ所に整備する「子どもの貧困対策プロジェクト」が実施されます。支援拠点が「家でも学校でもない第3の居場所」と位置付けられ、財団と市町村の連携によって小学校区に一つ設置されます。平日の午後2～9時に小学1～3年生の児童を1日20人程度を受け入れます。運営は地域のNPO法人などに委託し、専門スタッフやボランティアにより学習支援や夕食が提供されます。読み聞かせや外遊び、忍耐力や自尊心などの「非認知能力」を育む教育プログラムも実施し、子どもが自立できる力を育て、貧困の連鎖を断つのが狙いです。年間3千万～4千万円程度の整備費や運営費は3年間、財団が全額助成し、長期的に効果が検証されます。将来的には「子供の未来応援基金」や「地域子供の未来応援交付金」などとの連動も考えられています。

9 日本財団、内閣府、文部科学省、厚生労働省が、子どもの貧困対策を推進するために、2015年10月より始動した運動です。

Ⅲ

生協がなぜ子どもの貧困問題に取り組むのか

「困ったときに助け合える地域社会づくり」という組合員の願いは、今日的には、どのような環境にある子どもたちでも安心して健やかに育つことができる地域や社会をつくる、という課題として現れています。

地域の中での生協の役割を考えた時に、今日地域の大きな問題となっている子どもの貧困に取り組むことは、生協にとっても地域にとっても意義があります。

1. 生協が子どもの貧困問題に取り組む意義

- ① **「子どもの貧困」は、組合員の中にも存在するとともに身近な問題となっています。子どもの育ちを大切にしてきた生協だからこそ、真正面から取り組む課題といえます。**

社会全体での子どもの貧困率16%超という数字は、どこの地域にも貧困状態で育つ子どもたちがいる、と考えるべき状況です。組合員・職員の中にも、貧困層やちょっとしたきっかけで貧困に陥る可能性のある人たちのいることが想定されます。貧困問題は、どこの地域にもあり、いくつかの条件が重なれば誰にでも起こりうる問題であり、組合員や地域のくらしの課題となっています。

- ② **困難を抱えている子どもたちを支えていく活動は、助け合いを理念とする生協ならではの活動といえます。**

生協は助け合いの組織として、困難を抱えている人々に寄り添い、協同してくらしを良くしていく組織です。くらしの困難が重なって困っている人がいれば自分たちのこととして助け合うことは、生協の理念そのものです。特に、もっとも弱い立場にある子どもを救うことは、地域の助け合いの機能を強めます。

生協はその持てる資源を生かして、地域の取り組みを促進し、手助けすることができます。くらしの困難に陥った子どもたちが、周りの助けを受けながら成長すると、今度は助ける側になってくれます。今困っている子どもたちを助けることが、将来の社会の「助ける側」を育てる、そんな世代を超えた助け合い・支え合いの社会をつくるのが、貧困問題の解決や予防の糸口になるのではないのでしょうか。

- ③ **「子どもの貧困」は地域社会の深刻な問題の一つであり、「誰もが安心してくらす地域社会づくり」の課題となっています。**

経済的な困窮は、さまざまな給付の制度で対応できますが、「孤立」という状態自体は地域のつながりの中でしか対応できません。貧困に陥る要因は多岐にわたり、一人ひとり状況が異なっているので、支援も多様である必要があります。一人ひとりの状況に合わせた支援、

具体的な手助けや見守りは、地域の中でしかできません。

地域の中で事業や活動を展開する生協は、地域の課題に地域の人々とともにこの問題に取り組むことで、地域社会に貢献することができます。

④「子どもの貧困」問題は地域の諸団体とともに取り組む課題であり、地域ネットワークを広げる機会となります。

多くの人と話し合うこと、一緒に活動を進める人を増やすこと、これは生協が常々大切にしてきた価値です。

今日では国の制度でも、子どもの保育、高齢者の介護、困窮者支援などの課題に対して地域主体で取り組み、社会福祉協議会やNPOなど、町内会、協同組合など、地域が持つ社会資源を生かしたネットワークづくりで取り組む方向に向いています。この問題への取り組みは生協だけでは不可能で、地域のさまざまな人たちを巻き込む「ネットワーク」を意識して取り組むことが必須になります。問題に取り組む中で、地域の中で生協がつながれる、協力し合える団体や仲間を増やすことにもつながります。

地域に根ざした組織として、地域での貢献が生協の使命の一つであるとともに、地域の中に助け合う風土をつくることは、生協の理念への共鳴性を高めることにもつながります。

⑤子どもの育ちを支えることは、未来の生協づくりにつながります

貧困の連鎖を防ぐことは、将来的な貧困の予防につながります。もっとも弱い立場にある子どもを救うことは、地域の助け合いの機能を強めます。将来の安定した生活や地域の人々に助けられた経験は未来の生協の糧となります。貧困の中で育つ子どもたちを支え、貧困の連鎖をなくしていくことができれば、その子どもたちは未来の生協の組合員となってくれるかもしれません。

深刻な貧困に陥る前に助けとなるセーフティネットを地域に築くことは、生活が困難な状況に陥った組合員へのサポートにもなります。

2. 地域で取り組む際に大切にすること

① 地域に理解を広げる

貧困について現状をより多くの人に知ってもらうこと、特に子どもたちがどのような影響を受けているのか、について理解と共感を広げることが大切です。私たちの身近なところにも声は出さないけれど困っている人はたくさんいて、他人事ではないということ、一人ひとりの気づきのアンテナを高くして地域をよく知ることが大切です。

地域の多くの人々に理解や共感を広げるためには、地域の誰もが、無理なく参加できるようなしくみやしかけをつくること、専門家や専門団体とつながっていることなども必要です。また、活動の中に希望がある、元気がある、やれば何とかなるという前向きな姿勢も大切

です。関わる人たちの前向きな姿勢は、活動を広げる原動力です¹⁰。

どういふ状況が貧困かそうではないのかの線引きをすることは難しいですが、それも含めて貧困はデリケートで難しい地域課題との認識も必要です。さまざまな立場の人と話し合うこと、一緒に活動を進める人を増やすこと、これは生協が常々大切にしてきた価値でもあります。

② 家庭や地域の事情に即した支援

今日の貧困問題は、それぞれの家庭や子ども・若者がかかえる複合的な課題です。また、地域ごとの事情の違いを踏まえながら、地域の中できめ細かく対応する必要がある課題でもあります。

子どもは今暮らしている地域から出ていくことはできません。困っている子どもの孤立を防ぎ、問題解決の糸口を見つけるためには、身近な場所でのつながりが大切です。一人ひとりの子どもと地域とのつながりが、その子どもに必要な支援につながります。

貧困がさまざまな要因を背景に生じていることを踏まえ、子どもの貧困だけでなく、独居の高齢者、障がい者の困窮、地域から孤立している外国人など社会的弱者全体も視野に入れることで、地域の現状について理解を深めることができます。

③ 地域の中での総合的な取り組み

問題の解決に向かうためには、貧困問題全体の関わりの中で子どもの貧困をとらえる必要があり、国、地方自治体、民間、地域の連携による総合的な取り組みが必要です。子ども食堂や学習支援は大切な活動ですが、それだけでは問題は解決しません。子育て支援¹¹の取り組みの中でできることはないか、地域の他団体の支援と連携して支援できることはないかなど、個別メニューの提示だけにならないようにする必要があります。

また、社会的な制度による支援が必要な家庭を適切な制度につないであげることも必要です。そのためには、地域の中で関係しそうな団体・組織・個人と積極的につながり、連携を深めておくことが大切です。

④ 受ける側の立場に立った支援

地域での支援を有効なものにするためには、支援される側の立場に立った取り組みや配慮が欠かせません。活動を通じて知り得た当事者に関する情報は第三者に漏れないようにする、子どもや親の自尊心を大切にす、親を責めない、当事者と約束した活動内容や時間、活動先での約束やルールは必ず守る、など実践の中ではさまざまな留意が必要です。

活動が単なる自己満足にならないようにするために、自分の思い込みで活動するのではなく、まず相手の立場に立って気持ちを尊重し、相手が何を必要としているのか考えて活動することが大切です。

10 悩みを抱える子どもが飛び込んでくれる場づくりに2007年から取り組んできたNPO法人西淀川子どもセンター代表理事の西川日奈子さんは、悩む子どもが大人と関わり、頼る体験を持つことの大切さを説いています。地域の大人が子どもに心を配り、気づいた大人がまず自分で受け止めること、そして相談する相手を見つけ、つながることを呼びかけ、「支援をつなぐ」地域を目指しています。

11 「地域子育て」については、カナダ(p.52)での取り組みが参考になります。

コラム 8 日本生協連「2020年ビジョン第2期中期方針」

全国生協の課題において、アクションプラン2「地域社会づくりへの参加」に新たに「社会的弱者、貧困問題への取り組み」の項を設けて、「生活相談・貸付事業や、フードバンクの取り組み、ユニバーサル就労の研究や実践など、生活弱者への支援を通じて、貧困問題の解決に積極的に取り組みます。格差が拡大する中、地域の貧困問題、とりわけ子どもの貧困問題に取り組みます。NPOなどの関係団体と連携しながら、学習の機会の提供や、奨学金制度改善などの取り組みを進めます」をかけた。

コラム 9 ユネスコが「協同組合」を無形文化遺産に登録

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)は2016年11月30日、エチオピアのアディスアベバで開催された無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会において、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」のユネスコ無形文化遺産への登録を決定しました。

決定にあたってユネスコは、協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」としています。

協同組合は、人々の自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とした組織です。

コラム10 賀川豊彦の救貧から防貧への発想の転換

日本の生協の生みの親でもある賀川豊彦は、貧困の問題に取り組んだ先駆者でもあります。

賀川は、はじめ神戸のスラム街で貧しい人々のための活動(救貧事業)に取り組みます。その後、アメリカ留学中に労働運動の必要性を痛感し、防貧事業へと発想を転換していきます。賀川は、救貧・防貧体系の社会的要素として、保険・教育・労働組合運動の互助機能に着目します。これは、行政がすべての問題解決を行うのではなく、市民運動ならびに互助的組合運動の力で問題解決をはかるという考え方で、協同組合もそのための社会的事業の一つとして位置付けられていました。

「防貧」という概念自体は賀川豊彦によるものではありません。日本の近代化が進む中で、工業が発展し労働力の需要が増えましたが、同時に貧富の格差が広がり、政策としても看過できないほどとなりました。このころに、社会政策として「救貧から防貧へ」という方策の転換が掲げられました。賀川もそのスローガンに刺激を受けた一人ですが、スローガンをそのまま終わらず、具体的な事業や組織の形を次々と作り上げていった点が、賀川の大きな功績であるといえます。

コラム11 埼玉県和光市の子育て世代包括支援センター

成長段階に応じた早期発見により、子どもへの不利益をなくすために、地域におけるワンストップの拠点支援が政策的にも動き出しています。

和光市では、核家族化の進展、共働き世帯の増加にともない、地縁・血縁が薄れ、家庭の孤立化が進行しています。子どもの貧困など妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援として「わこう版ネウボラ」を実施し、子育て世代包括支援センターは子どもの貧困への支援などの拠点となっています。

センターの整備にあたっては、市内のわこう助産院(わこう産前・産後ケアセンター)や既存の4カ所の地域子育て支援拠点を活用し、社会福祉法人などの民間事業者へ委託しています。併行してコミュニティケア会議の開催による他制度・他職種の連携および個別ケースの検討体制を築きました。会議には市職員、子育て世代包括支援センターをはじめ、子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮家庭などを支援する民間事業者が参加しています。

コラム12 埼玉県吉川市にある「子ども食堂ころあい」

古い団地の一角で、多くの方々が関わりながら、子どもたちへ無料で食事や居場所を提供しています。子どもたちへの支援だけでなく、高齢化への対応、地域の絆、社会参加の多様性の推進など、地域の課題解決に大きな役割を果たしています。

もともとは高齢者の訪問介護ステーション、地域に解放された共同スペースがあり、当初お年寄りが集まることを想定して建てた建物ですが、窓がとても大きく中が見えるようになっているので、子どもたちがたくさん集まってきました。中には問題をかかえた子どももいて、放っておけないと、子ども食堂を地域の主婦が中心になって運営することになりました。毎日開いており、赤ちゃんをかかえたシングルマザー、小学生、中学生、一人暮らしの高齢者、デイサービスに通っている障がい児などさまざまな人が集まってきます。はじめはゴミを落としたりとお行儀の悪い子もいましたが、今では先輩の子どもが後輩を指導するようになるなど子どもたちもどんどん成長しているといえます。(研究会の村木委員の学習講演より)

コラム13 北海道当別町地域福祉ターミナル

子どもから一人暮らしのお年寄りまで「住民の交流」の場を提供し、「困ったときはお互いさま」の気持ちで住民がお互いに支え合うしくみをつくり、そのためのボランティア情報を一元管理する拠点です。ここでは、子ども、高齢者、障がい者、学生ボランティアはもとより、地域住民だれもが一緒に過ごしています。制度にのらないいろんなサービスを住民相互に提供しあう仕組みを作っています。介護予防のために高齢者が子どもを相手に駄菓子屋を開くなどさまざまなかたちで活躍しています。団塊の世代が自分の身につけている知識を子どもたちに教えたりもしています。

最近、貧困の子どもを対象とする支援でもそうした看板をあえてかかげない、また高齢者や障がい者など他のサービスと相互乗り入れで運営するところも出てきました。高齢者のサービスは拠点の数も多く、障がい者のサービスは中身が多様で充実しているので、地域の資源を生かし、そういうところと上手に組むこともよい方法でしょう。(研究会の村木委員の学習講演より)

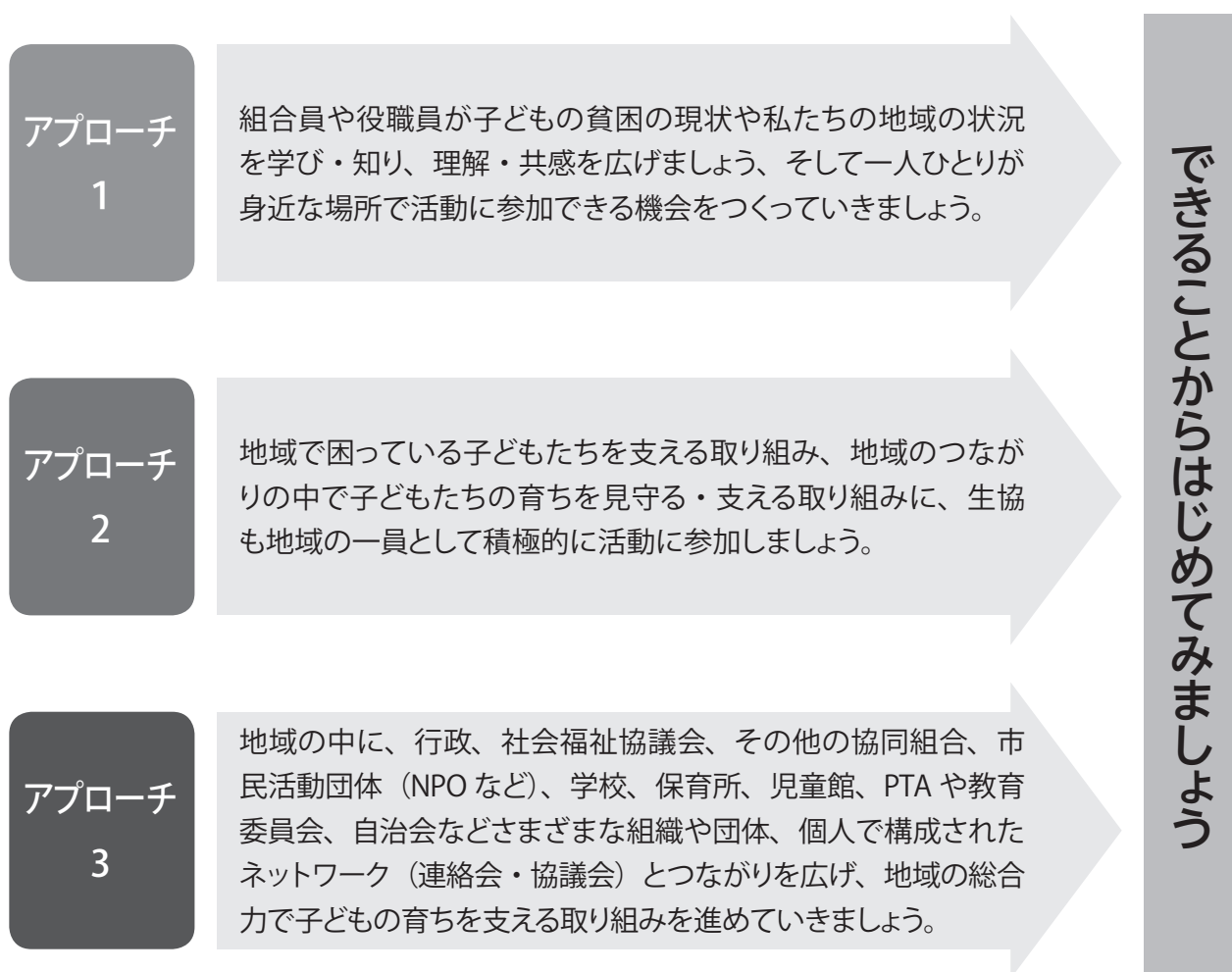
3. 子どもの貧困問題において、生協が果たせる役割とは

地域からは、助け合いの組織である生協に対して、この問題を理解や共感を持って受け止めることが期待されています。地域にたくさんの組合員がいる生協は、この問題に大きな力を発揮することができます。一方で、地域では、生協以外にも多くの担い手が「子どもの貧困」に関する課題解決を進めています。そのような中では、あらためて生協の活動の位置付けや強みを明確にし、それぞれの強みを生かして取り組んでいくことが大切です。

生協が地域の中で実際にできること・果たせる役割は、地域の状況・生協の状況によっても変わってきます。実際に地域の中でこの問題に取り組む人たちとの対話を通じて、生協として果たせる役割を考えてみましょう。

○ 生協が具体的にできること、取り組み事例

生協がこの問題に取り組むにあたって、下記のアプローチ方法が考えられます。



上記のアプローチ方法は、段階を示すものではありません。また、全てのアプローチに取り組むべき、ということでもありません。どれか一つのアプローチに取り組むこともあれば、どこかのアプローチから取り組みが始まり、他のアプローチが派生してくるような場合もあります。例えば、地域の現状を知ることが次の活動やネットワークにつながることもあれば、地域での活動に協力することから地域の現状への認識が深まることもあります。

いずれにしても、取り組みを進める場合には、生協の資源を地域に知ってもらうこと、すでに地域で活動している人の取り組みや地域ニーズを把握することの両面が大切です。このプロセスは、生協としてできること・できないことを明らかにすることにもつながります。

あわせて、すでに地域で活動している団体と連携する上では、その団体や取り組んでいる人たちを理解することも大切です。取り組みを進めている立場から見て地域にどのような課題があるのかを教えていただくことは、生協としてのこの問題へのよりよい関わり方を発見することにつながります。

① 組合員や役職員が子どもの貧困の現状や私たちの地域の状況を学び・知り、理解・共感を広げましょう、そして一人ひとりが身近な場所で活動に参加できる機会をつくっていきましょう。

子どもの貧困問題を解決する上で、最も大切なのは、この問題について理解し共感する人を増やすことです。身近なところで困っている子どもに手を差し伸べることから、国や地方自治体での政策の実現まで、社会全体の理解や共感が広がるのが具体的な動きを支える基盤となります。子どもの貧困を社会的課題として認知する人を増やすこと、地域の貧困の現状を理解する人を増やすこと、そして「貧困の連鎖」をなくしていくことの重要性への理解を広げることは、生協が発揮できる役割の一つです。

子どもの貧困をめぐる状況や地域の状況を共有するための学習をすすめる際には、日本社会一般のことだけではなく、自分の住む地域のリアルな状況を知ることが特に大切です。地方自治体での調査結果や施策の状況、実際に地域で活動している人たちからお話を聞く機会を設けてみましょう。子どもの貧困と関連のある諸問題(女性の問題、若者の就労問題など)についても視野に入れることも大切です。

既に生協で取り組んでいる子ども・子育ての活動とつなげて取り組むことも有効です。子育て広場や子育て支援事業¹²のスタッフに、子どもの貧困やそれに関わる問題について知る機会をつくること、制度や地域の専門家との連携についての情報を提供することは、具体的な支援につながる取り組みのひとつにもなります。子育て不安の解消や子育ての困難を見つけだすことは、問題を防止する一助になるからです。

② 地域で困っている子どもたちを支える取り組み、地域のつながりの中で子どもたちの育ちを見守る・支える取り組みに、生協も地域の一員として積極的に活動に参加しましょう。

生協にある資源の活用をはかること、具体的には、場づくりのための場所の提供、食料の提供、地域での広報手段の提供などが考えられます。こうしたつながりは地域への窓のようなもので、こうしたつながりを通して地域の情報が入ってきたり、地域の状況や問題への理解が深まったりすることにつながります。さらに進んで地域の施策や活動の中に生協が位

12 認可保育園、認可外保育園、小規模保育所、事業所内保育、行政委託を受けた子育てひろばなど。

置づくこと、より地域の中で役割を発揮することができるようになります。地域の中で役に立つネットワーク、ツール、場など、「生協に相談してみよう」「生協商品を模擬店で使おう」「生協の人に手伝ってもらえないか」などと、生協のことを思い出して頼ってもらえる要素を一つずつ見つけてもらうような関係をつくることです。

子どもの貧困と限定せず、これまで生協が地域の中で取り組んできた活動を洗い出し、ふりかえてみましょう。あわせて、生協以外のNPO他諸団体の活動を知り、それと比較してみることで、生協の強みや生協にしかできないことを把握することができます。子どもの貧困は地域への貢献の一例で、「子どもの貧困問題」を解決するのみならず、生協が他の社会的な課題の解決にも転用できるような取り組みとしておくことで、広がりができます。

以下に、具体的な取り組みや連携のあり方を示します。

○ 地域の活動の場づくりへの支援

生協の施設を使って、地域の中で活動している団体や活動を始めたい人たちに活動場所を提供することができます。また、活動や取り組みを始めたい人たちを応援して、継続した活動につなげることもできます。学習会やイベントのような単発のもの、学習支援や子ども食堂、居場所づくりのような継続的なものなど、それぞれの条件に合わせた検討が必要です。

子ども食堂や学習支援などは、子どもや若者の居場所づくりの活動ともいえます。生協の施設はそうした居場所づくりにも役立ちそうです。また、日ごろから人と人をつなぐことが得意な組合員の活動や職員の組織風土は、地域の居場所づくりに役立つかもしれません。

(例として・・・)

- ・ 施設(集会室や会議室、調理施設など)を活用し、子ども食堂、学習支援などの居場所づくり活動への場所の提供を行う。
- ・ 子育てひろばなど地域における親子の居場所を活用し、貧困に陥っている世帯の親子の相談を受けたり、制度につなぐなど予防的な取り組みにつなげる。
- ・ デイサービスの空いている場所、孤立しがちな高齢者の居場所づくり「サロン活動・食事会」(地域住民が集い交流できるサロン活動や、主に高齢者を対象にしたお食事会)などを活用し、地域包括支援センターの窓口などと連携しながら、多世代が集う居場所をつくる。
- ・ 「くらしの助け合い」、「おたがいさま」事業¹³を活用したボランティア活動や居場所づくりを行う。
- ・ 取り組みを始めたい組合員・市民のグループに、活動のノウハウやリソースの支援を行う。

○ 物資・資源の提供

物資の提供として、フードバンクへの支援や子ども食堂などへの食材提供、生協の施設や什器の提供などが考えられます。

¹³ 高齢者の方や産前産後の母親を対象に、自立を助ける家事援助など、組合員同士がボランティア活動として助け合う事業です。

(例として・・・)

- ・ 宅配事業、店舗事業とそれに付随する商品・物流・施設や生産者、取引先とのネットワークを活用し、フードバンク活動を行う団体を通して、子ども食堂や学習支援など居場所づくり活動を行う団体へ余剰在庫などの食品の寄付を行う。
- ・ 宅配センターや倉庫の一角をフードバンクの保管場所として提供する。
- ・ オリコン、かご車、台車、食品運搬用の車など物流・運搬面で協力する。
- ・ 店舗や宅配を活用して、組合員によるフードドライブ活動を行う。市民同士が助け合う共助の関係を築くことにつながったり、寄付者自身が食品ロスや貧困問題を考える機会にもなり、市民のフードバンクに対する認知度向上にも貢献することができる。

○ 食の分野への協力

親の労働条件の悪化や生活力の低下などにより、「食」がくらしの中で大切にされていない環境の子どもが増えています。子どもの貧困対策として、食の影響の大きさは見逃すことはできません。例えば、朝食、昼食の欠食は学力の低下にもつながりやすく、不規則な食生活は生活習慣病や栄養不足に、また孤立した食生活では食育の知識の欠如などの影響が考えられます。

子どもの貧困の連鎖をなくしていくための要素として、「健やかな成長に必要な栄養の確保」「自立に必要な食生活の基本スキルの習慣」はとても大切です。子ども食堂の取り組みが目されるのは、食のもつ影響力が背景にあると考えられます。食の分野で強みを持つ生協にできることはいろいろあります。

(例として・・・)

- ・ 子ども食堂などを運営する団体への食品の安全、衛生管理などのノウハウ提供・学習会に協力する。
- ・ 学習支援の場などに、食育プログラムや料理教室などの出前講座を行う。

○ 情報の発信

生協の持っている媒体やつながりを生かして、支援活動の推進主体が行う情報発信に協力することもできます。

(例として・・・)

- ・ 地域で取り組む際に、広報媒体や広報できる場(店舗・宅配など)を活用し、子ども食堂、学習支援などの活動やボランティア募集の案内に協力する。
- ・ 社会福祉協議会やNPOからの運営に関わるスタッフ募集の依頼に対して、組合員に情報提供してマッチングする。
- ・ 生協も協力する取り組みを積極的に報道機関などに発信する。

○ 資金的なサポート

組合員から寄付を集めるなどして、それを子どもの貧困解消のための取り組みに生かすことが考えられます。

(例として・・・)

- ・ 地域で子どもの貧困対策に取り組む組合員や組合員が関わる地域の団体、活動へ基金、助成制度などの活用により資金的な支援を行う。
- ・ 組合員に寄付金を募り、財団や社会福祉基金などを通して奨学金を給付する。

○ その他に考えるつながり

(例として・・・)

- ・ 生協の活動の中にある生活に関わるさまざまな学びの場やプログラムを地域に提供する(機会・カリキュラムの提供)。
- ・ 子どもの貧困問題に取り組む民間団体に役員(構成団体)として参画したり、事務局を派遣したりする。
- ・ 生協の事業を活用し、若者やシングルマザーを含めた女性の一般就労、また一般就労が困難な若者の働く場として中間的就労の受け皿になる。
- ・ 労働者協同組合(ワーカーズコープ)と連携する。
- ・ 中学卒業や高校中退の子どものキャリア形成を見守るサポーターがいる職場で働ける就労支援を行う。

③ 地域の中に、行政、社会福祉協議会、その他の協同組合、市民活動団体(NPOなど)、学校、保育所、児童館、PTAや教育委員会、自治会などさまざまな組織や団体、個人で構成されたネットワーク(連絡会・協議会)とつながりを広げ、地域の総合力で子どもの育ちを支える取り組みを進めていきましょう。

行政や地域のネットワークとつながり協働することは、生協がこの問題で役割を発揮するうえで必須の条件になります。支援が必要な子どもや家庭にアプローチするためには、地域の支援ネットワークとのつながりが必要ですし、取り組みの中で出会った家庭を専門的な支援につなげる必要が出てくる場合も考えられます。

地域でのネットワークづくりのためには、まずは、「行政訪問」「社会福祉協議会の訪問」などを通じて地域の状況を理解すること、社会福祉協議会やすでにこの問題に取り組んでいるNPO・市民グループ、医療・福祉機関、行政、民生委員、学校、保育所、児童館などとの関係づくりを進めていくことです。施設の職員や学校の先生、児童館の職員など「子どもの専門家」との連携も重要です。

(例として・・・)

- ・自治体の担当部局・社会福祉協議会などと定期的に懇談する場を持つ。
- ・自治体・諸団体などさまざまな支援者と連携する。
- ・支援団体から具体的なニーズを聞き取る。
- ・学校や民生児童委員などから地域の情報をヒアリングする。
- ・家計相談事業における行政などとの連携による広報や相談会の開催や生活困窮者自立支援制度の「家計相談支援事業(任意事業)」の受託を検討する。
- ・社会福祉協議会や地域のNPOなどと連携しながら、地域のニーズにあった取り組みを行う。
- ・地域づくりのための地域連携には、専門機関だけでなく、民間法人・企業、不動産業者、住民など、幅広い分野でのつながりを意識する。(特に民生委員・児童委員は重要なキーマンになる)

コラム14 居場所づくり

地域の中での居場所づくりは、地域での見守り力を強める上で有効です。居場所づくりの取り組みでは、安心できる大人がいることや子どもの状況に大人が気づけるようなしかけづくりが大切です。また、一時期の流行的な取り組みとするのではなく、将来にわたって継続することが必要であり、生協の事業や、ヒト・モノを活用した無理のない取り組みとする必要があります。

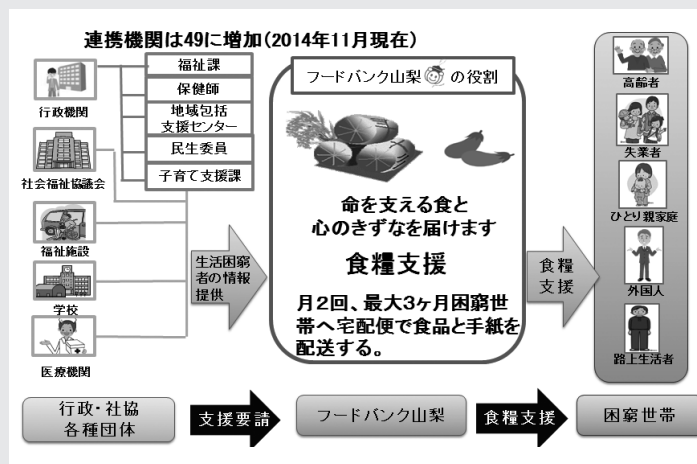
居場所づくりの取り組みでは、生協事業、組合員、地域などとの連携や参加、仕組みづくりなど、さまざまな考慮が必要ですが、取り組みが定着することで、地域住民(組合員含む)の意識が変わる、子どもが地域につながる、困っている子どもや家庭が信頼できる大人につながるなどの効果が期待できます。

居場所づくりでは、空間としての居場所(place)ではなく、心の居場所(home)づくりにつながるような活動を広げていくことが大切です。

コラム15 食のセーフティネット 山梨モデル

日本でまだ食べられるのに捨てられている食品は年間約632万トンもあります。国民1人1日当たりほぼ1食分が廃棄されます。フードバンク活動は企業にとって廃棄コストの削減となり、地域の社会貢献にもなります。家計が苦しく十分な食事ができない人の生活を支援し、食品ロスも防ぎます。

食のセーフティネット 山梨モデルは、地元の企業・個人等から食品の提供を受け、その食品で月2回、最大3ヶ月困窮世帯を支援します。食品の提供は、家族構成にあわせた組み合わせとし、手紙をつけて郵送します。支援世帯は行政や学校からの紹介によるなど、地域での連携を効果的に行い、必要な支援を必要な家庭に届ける取り組みになっています。(研究会におけるフードバンク山梨の米山理事長の報告より)



フードバンク山梨の取り組みについてはこちら <http://fbyamana.fbmatch.net/>

※全国22生協が地域のフードバンク活動協力や食料品などの提供を実施：2015年度日本生協連把握分

コラム16 学校給食と妊婦への栄養教育

食生活は子どもの発達と深く関連していることから、子どもの食生活をサポートすることは非常に重要です。学校給食は自治体の業務ですが、完全給食の実施は子どもの貧困対策としても効果があると言われています。また、親への栄養教育は妊娠期から行うことが大切です。

厚生労働科学研究費補助金(平成24年度～26年度)を利用した「日本人の食生活の内容を規定する社会的・経済的要因に関する実証的研究」によると、世帯収入が少ない世帯の児童は、世帯収入が多い世帯に比べて、学校がある日に朝食を毎日食べない子が2倍近くありました。また、世帯収入が少ない世帯の保護者は、子どもの食事について知識を持つ人が少なく、必要な食物を入手できなかった頻度は高く、さらに経済的、時間的にゆとりがないと感じている人が多く、地域に頼れる人も少ないという結果でした。

厚生労働省の乳幼児栄養調査(2015年)によると、経済的な暮らし向きが「ゆとりなし」で、バランスのよい食事には欠かせない食物(魚、大豆・大豆製品、野菜、果物)の接種頻度が低い傾向がみられました。

※給食制度の充実については、韓国(p.54)が参考になります。

コラム17 子ども食堂を始める際には(こども食堂ネットワーク事務局より)

- ① 開催頻度や利用者数、どんな人に来てほしいかイメージする。
- ② 安価で、衛生管理ができる調理設備があり、子どもが集まりやすい場所をさがす。
- ③ 行政、学校関係者、民生委員、社協など子どもに関わる人に相談し、地域の事情を聴く。
- ④ 事前に保健所に相談し、食堂の規模や場所、開催頻度に応じた届け出をする。
各種保険へ加入する。

コラム18 パルシステム茨城・いばらきコープ「きずなBOX」：フードドライブ

「あなたの寄付した食品で支えられる人がいます」。茨城県名内のパルシステム茨城のセンターやいばらきコープの店内などに置かれた常設型食品受け取り箱「きずなBOX」にはこんなメッセージが書かれています。集まった食品はNPO法人フードバンク茨城(牛久市)から、社会福祉協議会などを通じて、生活に困窮する母子世帯や単身者に配られます。賞味期限が2カ月以上ある未開封のレトルト食品や缶詰などが対象。高さ約70センチの円柱の箱の蓋を開けて、寄付したい食品を入れるしくみです。同バンクがきずなBOXを設置したのは、自治体が相談窓口を設けて、生活困窮者の自立を支援する制度が2015年4月に始まったのがきっかけ。「食べるものに困っている」という緊急性の高い相談内容が多く、仕分けに時間や人手がかかる大規模な寄付ではなく、各家庭にすぐに配ることができる小口の食品を集めています。

また、具体的に食糧支援している生活困窮者がどのような状態で、食糧支援がどのように役立っているのか把握するために、パルシステム茨城の2015年度「くらし活動助成基金」の助成金を活用し、企業や市民などから提供される食品がどのように活用されているか、実態調査も実施しました。

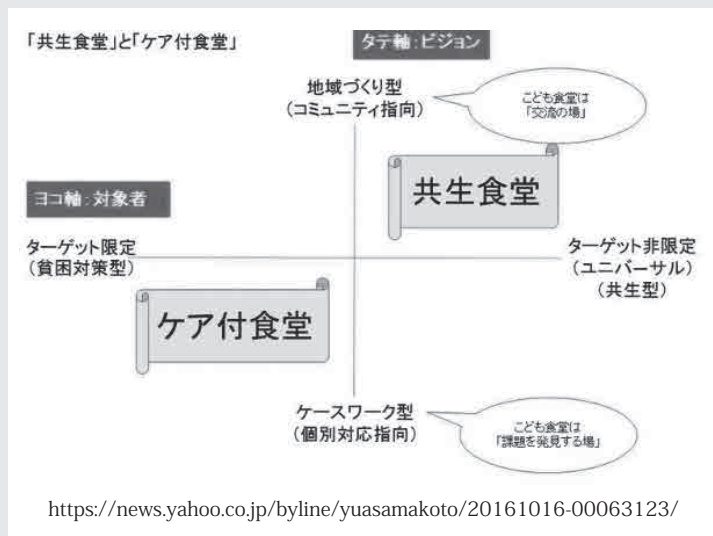
コラム19 貧困対策の概念整理

貧困対策は、対象を貧困家庭に絞り込む「貧困対策型」と絞り込まない「共生型」、課題を抱える子どもに対する「個別対応型」、「コミュニティ型」で整理できるのではないかと。現在、取り組みが広がっている子ども食堂の大多数は、対象を限定せず、多くの人交流する拠点「共生型のコミュニティ指向」または貧困家庭の子どもを対象にした食事面、学習面などのケア付き拠点「貧困対策型の個別対応指向」に属します。それぞれの運営方法や運営上の着眼点、望ましい担い手(スタッフ・ボランティア)像も違いますが、地域の中でのすみ分け、連携することも可能だといえます。大切なことは、子どもを支える地域の機能が整っているかどうかという点です。子どもの貧困を子どもの貧困対策だけで解決することは不可能で、子育て支援、高齢者支援、障がい者支援などの資源も活用しながら、地域を支えていく視点が必要です。

そのほか、誰でも参加できるかたちにしてその中に対象の子どもが含まれることを期待する「共生型の個別対応指向」も考えられます。「貧困対策型のコミュニティ指向」により、フードバン

クを通じて貧困家庭の子どもに食糧支援をおこなうためのフードドライブやイベントをおこなうなど、地域全体の雰囲気をも高めることも考えられます。(以上、2016年10月16日ヤフーニュースの湯浅誠氏のコメントを引用にて作成)

※子ども食堂に定義はありません。料金も対象者もメニューも子ども食堂のやり方は自由です。子ども食堂をやりたいという思いのある人が立ち上げ、利用する子どもや親子が集まってきます。そのスタイルや雰囲気は子ども食堂ごとに違います。(NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク著「子ども食堂をつくらう!」より引用)



IV

おわりに～社会全体への視点

子どもの貧困の問題は、今日、日本の社会全体にとって非常に大きな問題となっています。生協など民間での取り組みが子どもや子育て家庭の支えになることは間違いありませんが、それだけでは問題は解決せず、社会的な制度やしきみによって対応すべき領域も大きいという点は踏まえておく必要があります。

この研究会では、子どもの貧困問題に対して「生協ができること」について検討を行いましたので、国の制度や社会全体のあり方については十分な検討を行ってはいません。しかしながら、以下のようなテーマについては、市民一人一人が問題意識を持てるよう生協としても関心を高めていく必要があると考えています。

1. 社会保障制度の充実

貧困問題の解決にあたっては、特に社会保障制度が重要です。

憲法25条では「国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定されており、社会福祉は、慈善や相互扶助のみではなく、国の責任で向上・増進させるべきとの規定がなされています。経済的困窮を支援するためのさまざまな社会保障制度は、こうした憲法の規定を根拠に設けられています。

「I-2. 今日の貧困問題の特徴」でも触れたように、日本の社会保障制度では、子どもや子育て家庭への保障が弱く、所得格差解消の機能が十分ではありません。社会保障制度が、格差の解消や弱い立場の子どもたちの支援となり、貧困の連鎖を防いでいくような制度となるよう働きかけていくことが大切です。

2. 地域福祉¹⁴の実現

一方で、貧困に置かれている子どもの問題を解決するためには、単に社会保障による給付だけでは不十分であることも押さえておく必要があります。子どもや家庭(当事者)に近いところで、一人ひとりの課題を明らかにし、具体的に利用できる支援につなげる働きが必要で、それは地域社会の課題です。

今日、社会福祉の分野では、福祉社会実現の課題として、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと、市町村において地域づくりの取り組みと公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の支援・対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくこと、が掲げられています。これは、福祉社会の

14 それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

実現には「地域福祉」の実現が必須である、という考え方に基づいています。

子どもの貧困問題も同様で、まさに地域の中でこの問題を「我が事」「丸ごと」でとらえて対応していけるような地域づくりが大切になります。このような地域福祉の実現のためには、地方自治体の役割が非常に重要になります。地方自治体の政策や計画・制度・予算の使い方についても理解を深め、意見を出していくことが大切です。

3. 「子ども・子育て政策」への社会的な支出を増やす

子育てにかかる予算で見ると、日本は先進国の中でGDP比で最も少ない国のひとつで、子ども施策への社会的な配分が少ないことが指摘されています。

国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2013年度)によると、(国民負担率などの違いもあり単純に比較はできませんが) 家族関係社会支出¹⁵の対GDP(国内総生産)比で、日本は1.25%(2013年度)、フランスは2.85%(2011年度)、スウェーデンは3.46%(2011年度)などとなっています。

また、小学校から大学までの教育機関に対する公的な教育支出がGDPに占める割合は3.2%(2013年)とOECDのうち、データの揃う33カ国中、下から2番目です。また日本の高等教育支出に占める私費負担割合は65%とOECD34カ国平均の30%の2倍以上と、韓国に次ぐ高い割合です。大学などの高等教育への公的支出は最下位で、幼稚園や保育園などの就学前教育も最低ランクです。

子どもや子育てに関わる財政、子どもの貧困対策に関わる国や自治体の支出を増やしていくよう働きかけることが必要で、そのためには、子育ての現状や子どもの貧困について社会的な理解を広げていくことが大切です。

4. 切れ目のない支援の構築

子どもの貧困は、親(保護者)の妊娠・出産期からの経済的な困窮が最初の要因となることが多いと言われています。また、子どもが若者となり社会に出る際のつまづきが貧困の契機となり、それが次の親世代の貧困の要因になる、という循環した構造があります。

貧困の連鎖をなくしていくためには、子どもが生まれる前から社会に出るまでの切れ目のない支援が必要です。親(保護者)の妊娠・出産期からの支援、保育所などで乳幼児期から家庭や子どもの問題を早期発見できるしくみ、就学後の学校や地域での支援、進学への支援、そして自立に向けた若者支援と、切れ目のない支援のしくみをつくっていくことが大切です。特に、人生の初期(妊娠・出産期～乳幼児期)の支援は、その後の生育や発達を保障する上でも重要で、かつ支援の効果も高いと言われています。

15 各国が家族手当、出産・育児休業給付、保育・就業前教育、その他の現金・現物給付のために行った支出です

また、子ども施策の中で子どもの貧困問題を考える際には、教育、親の就労含めた雇用、社会保障（福祉・年金・医療）など全ての子どもの幸福度を考慮した政策と、特に困窮した家庭やリスクがある家庭の子ども、特別な困難を抱えた子どもなど脆弱な子どもに焦点を当てた政策の両方が必要です。

子ども・子育て・子どもの貧困に関わる支援において、こうした切れ目のない総合的な支援を促進していくことが大切です。

コラム20 奨学金問題

大学生や高校生に関わる奨学金も多くの組合員に関わる大きな問題です。子どもの教育・学習機会を保障する教育政策の強化が必要です。全国の生協として、教育の機会均等を保障するために、「給付型奨学金制度の拡充」、「貸与型奨学金の無利子化」、「所得連動返還型奨学金に関わる制度改善」、「現行の奨学金返済に関わる制度改善」、「制度の設計／改善にあつては、当事者や法律家などの代表を含めた場で検討すること」、教育費負担の軽減や奨学金制度の充実などを目指していく必要があります。

コラム21 子育て支援の現状

社会保障と税の一体改革により消費税が8%引き上げられ、それまで、高齢者3経費（年金、医療、介護）のみに使われていた消費税財源が、子ども、子育てに使えるようになりました。年額約7,000億円（消費税が10%になった時点の予算額）が市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に基づいて、保育など小学校に上がる前の子どもに重点的に使われることとなっています。

コラム22 休眠預金

2016年、金融機関に預けたまま10年以上出し入れがない「休眠預金」を公益活動に使う「休眠預金活用法」が成立しました。

全国の銀行や信用金庫、信用組合などでは、預金者が預けたのを忘れて引き出さないなどの理由から、毎年1000億円が新たに休眠預金となっています。休眠預金活用法は、新たに発生する休眠預金をいったん国などが出資する預金保険機構に移管し、公益事業に活用するものです。預金者が引き出すのに備えて一部を同機構に残すため、実際に活用できる資金は年間500億円程度になる見込みです（預金者はこれまでと同様、最後の取引から10年以上過ぎた休眠預金であっても、預金口座のある金融機関で払い戻しを受けられます）。

新設する「指定活用団体」が、どの分野にいくら配分するのかなど資金配分の司令塔を担い、地域の実情に詳しい複数の「資金分配団体」を通じてNPOやボランティア団体などに助成金を出したり、融資を行ったりします。同法は使い道として、「子どもや若者の支援」「生活困窮者の支援」「地域活性化の支援」の3分野を定めています。2019年以降、毎年500億円程度の休眠預金が、民間のボランティア団体や非営利組織（NPO）が行う福祉や地域活性化の事業に充てられる見込みです。

「子どもの貧困」に関する研究会の検討経過

貧困からの連鎖をなくしていくため、「子どもの貧困」を中心に、社会の構造的な問題を整理し、子どもの貧困に対し生協がどのような役割を發揮できるか、また地域の諸団体・行政などとの連携の仕方や役割分担について研究・検討する目的で研究会を設置しました。研究会では、国・地域社会全体で子どもの貧困に対してより有効な対策をどのように行っていくのか、その中で生協がどのような役割を果たせるのかを明らかにした上で、全国の生協の取り組みの指針づくりにつなげる目的で議論をすすめてきました。

1. 研究会の開催目的・位置付け

子どもの貧困について、現状の把握、この問題の課題、生協ができる取り組みを整理し、取り組みの方向性を提言としてまとめることを目的に開催しました。

位置付けは、全国組合員活動委員会規則第10条に基づく小委員会としました。

2. 検討内容・論点

- ① 子どもの貧困の状況を整理し、現状を把握する。
- ② 子どもの貧困への国の政策や自治体、NPO、社協ほか関係諸団体の課題解決に向けた対応状況を把握する。
- ③ 子どもの貧困を解決するために生協が果たせる役割やできる取り組み、方向性について生協の持っている資源を明らかにした上で検討する。
- ④ 子どもの貧困への生協としてのアプローチ方法や基礎自治体、NPO、社協ほか関係諸団体との連携の仕方を検討する。

3. 研究会の年間開催日と検討テーマ

開催予定	検討テーマ・学習講演
第1回 (8月17日) プラザ13階 会議室	〈検討テーマ〉 ■ 子どもの貧困問題の現状と背景 ■ この研究会での検討・課題項目(案)と今後の進め方 〈学習講演〉 ○ 「貧困問題をめぐる政策と今後の課題」 ～子どもの貧困問題への「国や自治体」の課題解決に向けた対応状況～ 村木 厚子氏 ○ 「子どもの貧困問題の現状と取り組みの課題」 立教大学コミュニティ福祉学部 教授 湯澤 直美氏
第2回 (9月16日) プラザ13階 会議室	〈検討テーマ〉 ■ 子どもの貧困の問題構造の把握と課題の整理 ■ 生協の取り組みから見えてきたこと 〈学習テーマ〉 ○ 「みやぎ生協の暮らしに困難を抱えた方への主なサポート事業」について みやぎ生協 執行役員・生活文化部長・ 暮らしの安心サポート部長 小澤 義春氏 ○ 「『暮らしの相談 暮らしの相談』からみえる組合員(生協)と貧困」について 生活サポート生協・東京 事務局 志波 早苗氏
第3回 (10月13日) 主婦会館5階 会議室	〈検討テーマ〉 ■ 子どもの貧困問題への国の政策や自治体、NPO、社協ほか関係諸団体の取 り組み(※生協に対して期待することなど) 〈学習テーマ〉 ○ 「全国の社会福祉協議会による取り組み」について 全国社会福祉協議会 常務理事 渋谷 篤男氏 ○ 「こどもたちとつくる貧困とひとりぼっちのないまち」について NPO法人 山科醍醐こどものひろば 理事長 村井 琢哉氏
第4回 (11月17日) プラザ13階 会議室	〈検討テーマ〉 ■ 生協がなぜ子どもの貧困問題に取り組むのか ■ 生協が果たせる役割 〈学習講演〉 ○ 「子どもの貧困と地域社会」について NPO法人さいたまユースサポートネット代表理事 青砥 恭氏
第5回 (1月18日) プラザ13階 会議室	〈検討テーマ〉 ■ 生協の持つリソースと取り組めること、具体的なアプローチ ■ 取りまとめ(案)の検討 〈学習講演〉 ○ 「フードバンク活動」について NPO法人フードバンク山梨 理事長、 全国フードバンク推進協議会 代表 米山 けいこ氏
第6回 (2月10日) プラザ13階 会議室	■ 取りまとめ

「子どもの貧困」に関する研究会 委員名簿 (敬称略、肩書きは当時)

研究会の委員は、有識者2名、他団体1名、子どもの貧困問題への取り組みを実施・検討している生協、取り組みに関心のある生協など10名の計13名で構成しました。

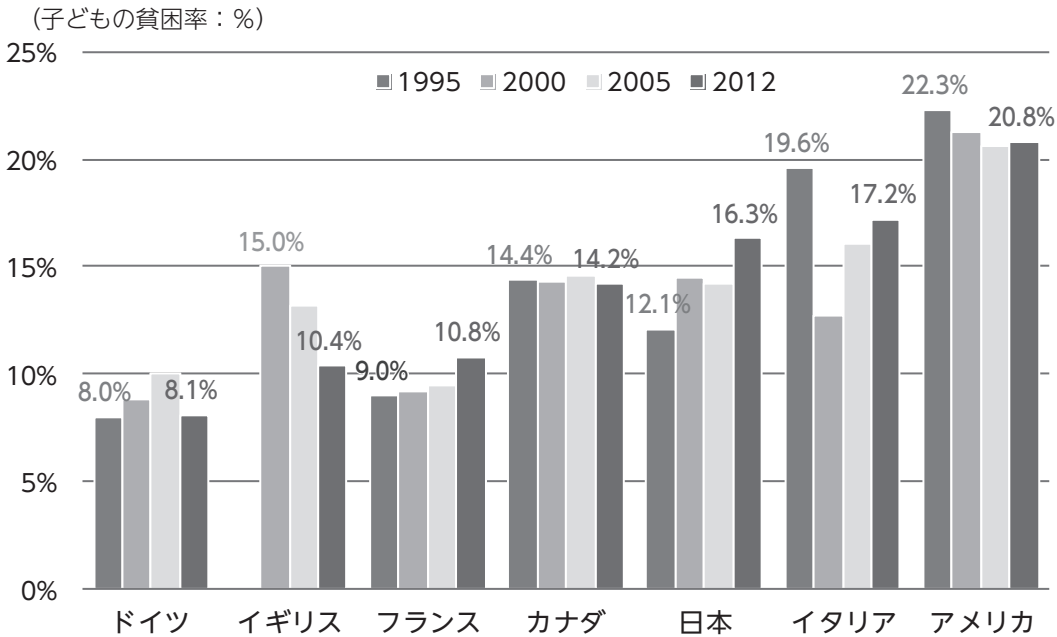
氏名	所属・肩書
●座長	
伊野瀬 十三	東京都生協連 代表理事・会長理事(日本生協連常任理事)
●委員	
村木 厚子	有識者
湯澤 直美	有識者(立教大学コミュニティ福祉学部 教授)
渋谷 篤男	他団体(全国社会福祉協議会 常務理事)
小澤 義春	みやぎ生協 執行役員 生活文化部 部長・くらしの安心サポート部 部長
小林 徹也	生活クラブ生協・東京 常勤理事(兼)たすけあいネットワーク事業部 部長(生活困窮者支援の担当)
瀬戸 大作	パルシステム連合会 地域支援本部 専任部長
河田 喜一	コープみらい 組織推進(機関運営・組織)執行役員
山本 章代	大阪いずみ市民生協 豊かな暮らし創造グループ リーダー
中川 寿子	コープこうべ 執行役員 地域活動推進部 統括部長
重津 光彦	生協ひろしま 執行役員 総合企画部 統括部長 ※
安元 正和	エフコープ 組合員活動部 部長 兼 ネットワーク推進課 課長
中山 仁志	生協コープかごしま 組織運営本部機関運営・組合員活動課長
●途中交代した委員 (会員生協による任務変更などにより、途中で※の委員に交代)	
森島 哲司	生協ひろしま 総合企画室 組合員活動グループ 統括課長(第5回研究会まで)
●オブザーバー	
田足井 肇	全国大学生協連 組織運営部 部長
池田 徹	生活クラブ風の村 理事長
池本 修吾	一般社団法人 ユニバーサル志縁社会創造センター 専務理事
浦郷 由季	日本生協連理事・ユウコープ理事
近本 聡子	公益財団法人 生協総合研究所, 法政大学大学院
松田 千恵	公益財団法人 生協総合研究所
●日本生協連	
笹川 博子	執行役員組織推進本部長 事務局
二村 睦子	組合員活動部長 事務局
上田 尚美	組合員活動部 事務局
山田 浩史	組合員活動部 事務局

資料編

1. 「子どもの貧困」に関するデータ・資料	40
2. 海外の貧困対策	49
3. 講演・報告録	57
4. 事例紹介	69
5. ヒアリングの概要	96
6. 全国の生協の取り組みについて	98
(1) 子どもの貧困問題への取り組み状況	
(2) フードバンク・フードドライブ活動の取り組み状況	

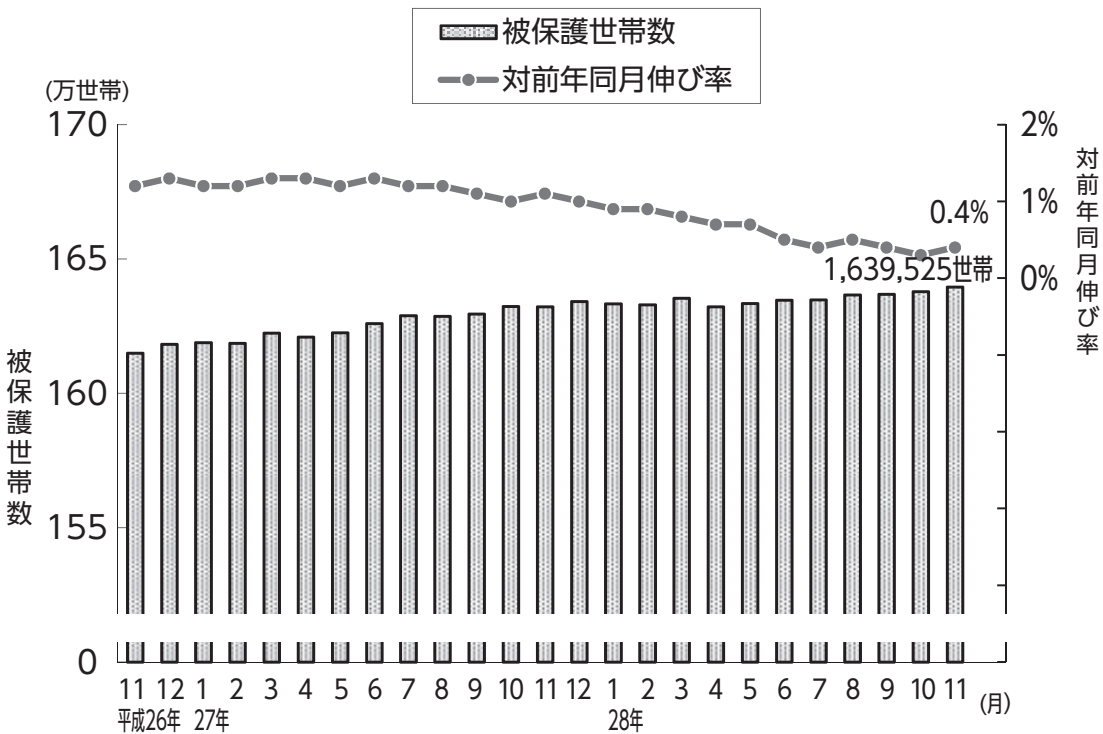
①「子どもの貧困」に関するデータ・資料

図表1：主要国の子どもの貧困率



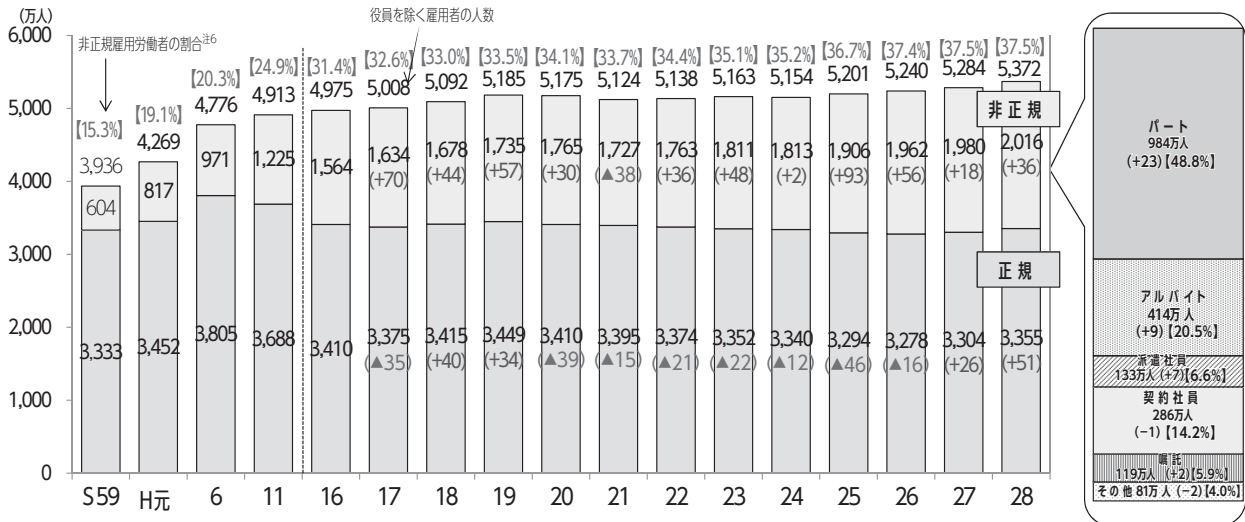
出所： OECD Income Distribution Database、厚生労働省「国民生活基礎調査」
 注：フランスの1995年は1996年の値。ドイツおよびアメリカの2005年は2004年の値。
 日本の2005年は2006年の値であり、2012年は国民生活基礎調査の数値。
 カナダの2012年は2011の値。イギリスの2012年値は新しい所得の定義に基づくもの。
 出所： 日本財団・三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子どもの貧困社会的損失推計レポート」

図表2：被保護世帯数(各月間)と対前年同月比伸び率



注：平成27年3月分までは確定数
 出所： 厚生労働省 「被保護者調査(平成28年11月分概数)」

図表3：正規雇用と非正規雇用労働者の推移



資料出所：平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

- 注：1) 平成17年から平成22年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による遡及集計した数値(割合は除く)。
 2) 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(平成22年国勢調査基準)。
 3) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 4) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
 5) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 6) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

出所：厚生労働省資料「『非正規雇用』の現状と課題」

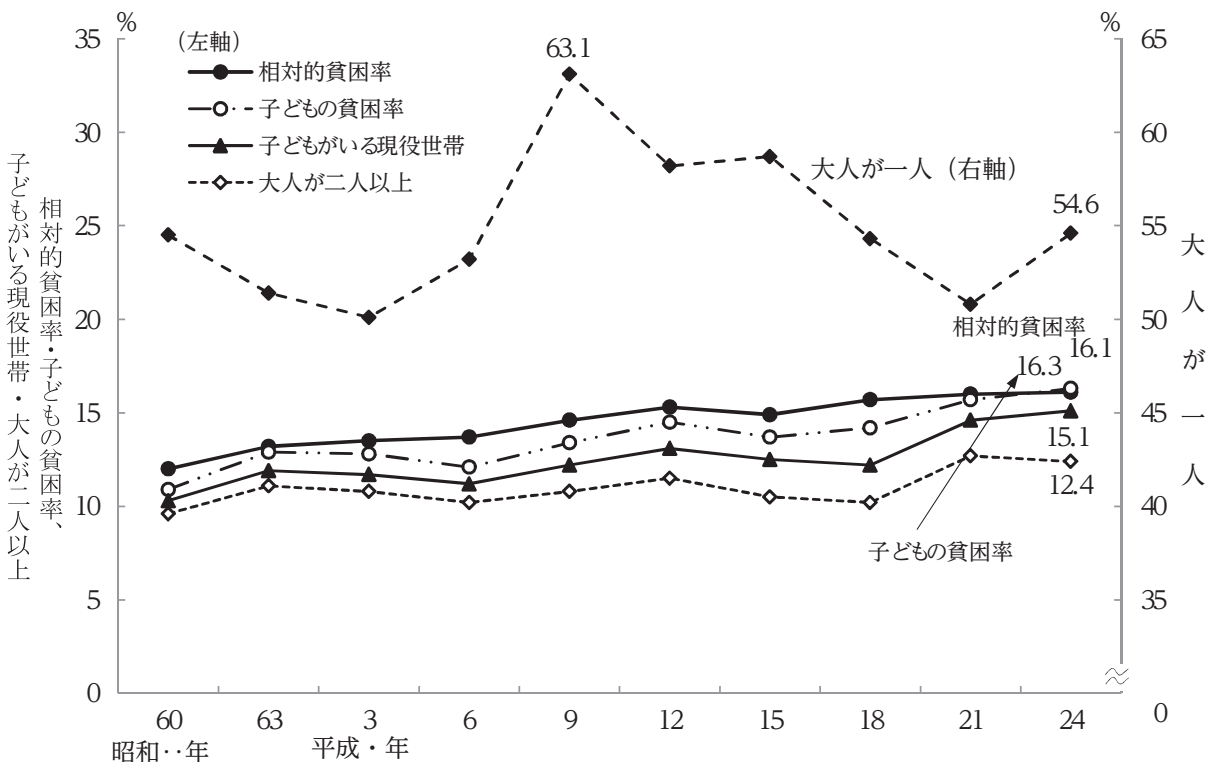
図表4：子どもの貧困対策推進法をめぐる動き

2013年6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」公布
2014年1月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
4月 ～ 6月	子どもの貧困対策に関する検討会(全4回開催) 有識者、貧困の当事者、支援者など 構成員11名
6月	検討会提言(意見の整理)の取りまとめ
6月	検討会提言についてパブリックコメント
8月 (29日)	第2回子どもの貧困対策会議 「子供の貧困対策に関する大綱」の策定(閣議決定) ※内閣府の「子供の貧困対策に関する有識者会議」にて、これまでの施策を検証し、平成31年度には大綱の見直しを行う。
2014年4月～ 2015年8月頃	子どもの貧困対策会議(全4回) 内閣総理大臣、委員内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(子どもの貧困対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣 構成員5名
2016年8月	子供の貧困対策に関する有識者会議

図表5：「子供の貧困対策に関する大綱」にある子どもの貧困に関する指標

指標	年
・生活保護世帯に属する子どもの高校など/大学などの進学率91.1% /31.7%	2014年
・生活保護世帯に属する子どもの高校などの中退率4.9%	2014年
・生活保護世帯に属する子どもの就職率 中学校卒業後の進路：就職率2.0% 高等学校など卒業後の進路：就職率43.6%	2014年
・児童養護施設の子どもの進学率及び就職率 中学校卒業後：進学率97.2%、就職率1.3% 高等学校など卒業後：進学率22.6%、就職率70.9%	2014年
・ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所・幼稚園) 72.3%	2014年
・ひとり親家庭の子どもの進学率及び就職率 中学校卒業後：進学率93.9%、就職率0.8% 高等学校卒業後：進学率1.6%、就職率33%	2011年
・スクールソーシャルワーカーの配置人数1,008人	2013年
・スクールカウンセラーの配置率 小学校49.2%、中学校85.9%	2013年
・就学援助制度に関する周知状況 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合61.9% 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合61%	2013年
・ひとり親家庭の親の就業率 母子家庭の就学率80.6%、父子家庭の就業率91.3%	2011年
・子どもの貧困率16.3%	2012年
・子どもがいる現役世代のうち大人が1人の貧困率54.6%	2012年

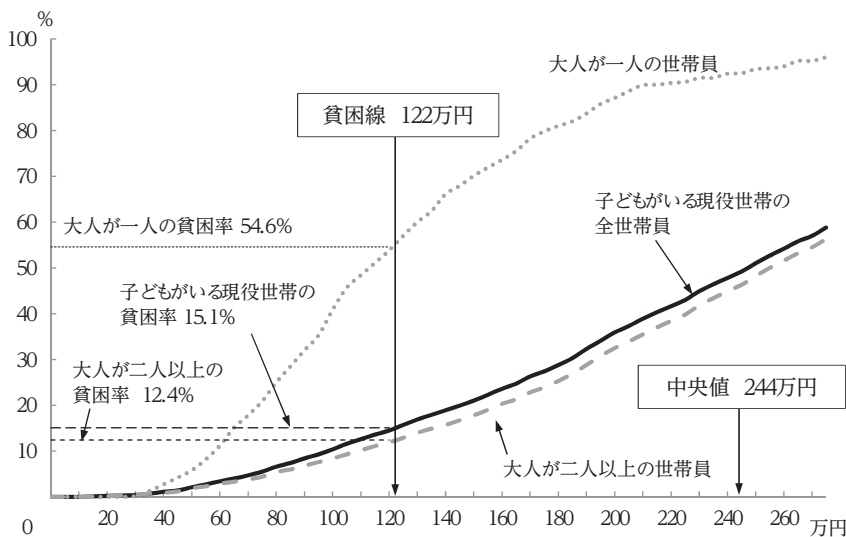
図表6：貧困率の年次推移



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
- 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出所：厚生労働省(2014)「平成25年国民生活基礎調査 結果の概況」

図表7：子どもがいる現役世帯の等価可処分所得金額の累積度数分布 (世帯人数別) (平成25年調査)



厚生労働省の調査によると平成24年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は122万円(名目値)となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は16.1%となっている。また、「子どもの貧困率」(17歳以下)は16.3%となっている。6人に1人が122万円以下の所得で生活していることになり、先進諸国の中では日本は先進国の中でイスラエル、アメリカに次いで3番目に貧困率が高いとされている。

注：等価可処分所得は名目値である。

出所：厚生労働省(2014)「平成25年国民生活基礎調査 結果の概況」

図表8：都道府県別の子どもの貧困率

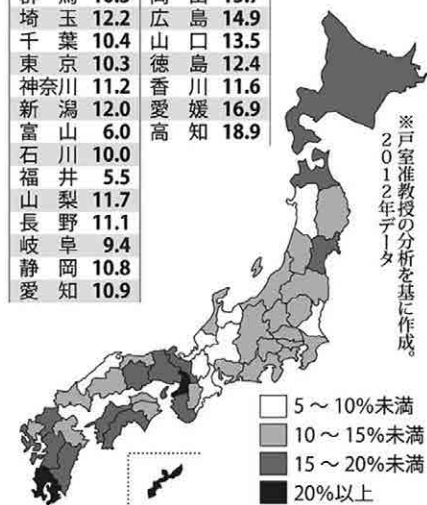
少子化で子どもの数が減少しているにもかかわらず、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯が過去20年で倍増したことが、山形大の戸室健作准教授の研究で分かった。戸室氏は都道府県別の「子どもの貧困率」も初めて明らかにした。39都道府県で子育て世帯の10%以上が貧困状態にあり、子どもの貧困が全国的に深刻化していることが浮き彫りになった。

戸室氏は、総務省が国民の就業実態を調べるため、5年ごとに実施する「就業構造基本調査」のデータなどを分析。生活保護費の受給対象となる最低生活費以下の収入しかなく、かつ17歳以下の子どもがいる世帯数の20年間の推移を調べた。

その結果、1992年に約70万世帯だった子育て中の貧困世帯数は、直近の2012年調査では約146万世帯に倍増しました。一方でこの間、子育て世帯自体は約1293万世帯から約1055万世帯まで約2割減っているため、「子どもの貧困率」(17歳以下の子どもがいる世帯に占める貧困世帯の割合)は5.4%から約2.6倍の13.8%に悪化した。

都道府県別の子どもの貧困率 (数字は%)

北海道	19.7	三重	9.5	福岡	19.9
青森	17.6	滋賀	8.6	佐賀	11.3
岩手	13.9	京都	17.2	長崎	16.5
宮城	15.3	大阪	21.8	熊本	17.2
秋田	9.9	兵庫	15.4	大分	13.8
山形	12.0	奈良	11.7	宮崎	19.5
福島	11.6	和歌山	17.5	鹿児島	20.6
茨城	8.6	鳥取	14.5	沖縄	37.5
栃木	10.4	島根	9.2	全 国	13.8
群馬	10.3	岡山	15.7		
埼玉	12.2	広島	14.9		
千葉	10.4	山口	13.5		
東京	10.3	徳島	12.4		
神奈川	11.2	香川	11.6		
新潟	12.0	愛媛	16.9		
富山	6.0	高知	18.9		
石川	10.0				
福井	5.5				
山梨	11.7				
長野	11.1				
岐阜	9.4				
静岡	10.8				
愛知	10.9				



都道府県別では、貧困率が高い順に(1)沖縄(37.5%) (2)大阪(21.8%) (3)鹿児島(20.6%) (4)福岡(19.9%) (5)北海道(19.7%)…と続き、ワースト10のうち8府県が西日本に集中した。10%を切ったのは、最も低い福井(5.5%)など8県にすぎず、残りは10%以上だった。また、1回前の調査(07年)と比較すると、埼玉、千葉、神奈川などの首都圏や三重、静岡などの中京圏で全国平均を上回る貧困率の上昇がみられた。

「子どもの貧困率」については、政府も厚生労働省の「国民生活基礎調査」に基づいて算出。国全体の平均のみ公表し、直近の12年は16.3%だった。ただ、平均的な所得の半分未満で暮らす人はすべて相対的に貧困状態にあるとみなす政府の算出方法では、貧困率に大きな変化はなく、91年でも12.8%だった。これに対し、戸室氏は都道府県や世帯人数などによって異なる最低生活費に基づいて算出することでより貧困の実態に近づけた。

戸室氏は「貧困率の高位平準化が進んでいる。国が率先して対策を進めることが重要で、生活保護費を全額国庫負担にすべきだ」と提言している。

出所：毎日新聞2016年2月18日Webニュース

「子どもの貧困率」と「若年層の非正規率」

都道府県別の子どもの貧困率を見て、雇用問題が関連するのではないかと思いました。そこで、総務省の「就業構造基本調査」(2012年の調査)にある都道府県別の若年者(15～34歳)の非正規率と比較してみました。下が「就業構造基本調査」の元データです。

<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/kgaiyou.pdf>

表Ⅲ－４ 主な雇用形態、都道府県別雇用者(役員を除く)の割合－平成19年, 24年

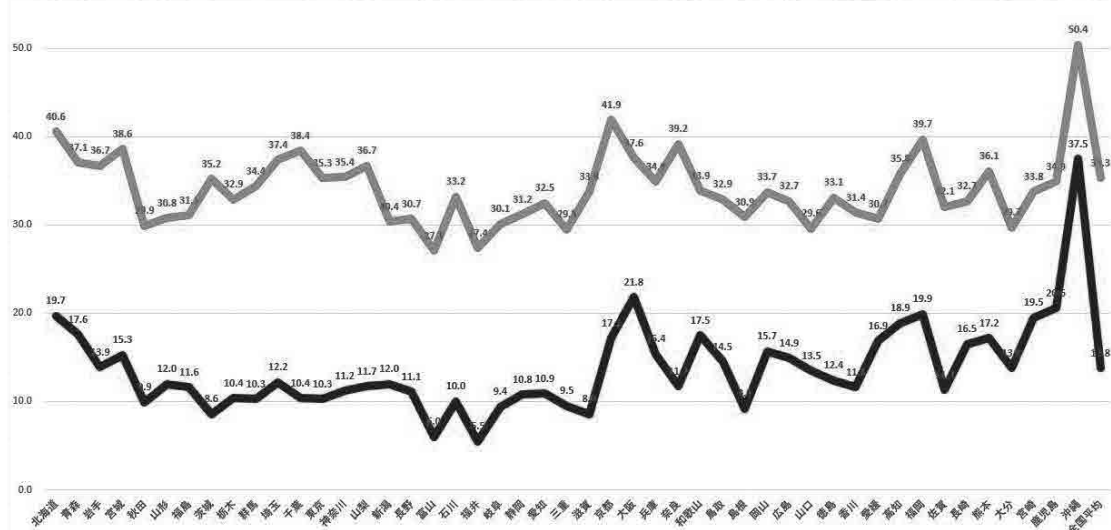
雇用形態 都道府県	正規の 職員・従業員		非正規の 職員・従業員		雇用形態 都道府県	正規の 職員・従業員		非正規の 職員・従業員	
		うち 若年者		うち 若年者			うち 若年者		うち 若年者
全国	61.8 (64.4)	64.7	38.2 (35.5)	35.3	三重県	61.4 (63.7)	70.5	38.6 (36.2)	29.5
北海道	57.2 (61.8)	59.4	42.8 (38.2)	40.6	滋賀県	61.6 (62.3)	66.2	38.4 (37.7)	33.8
青森県	62.1 (65.8)	63.0	37.9 (34.1)	37.1	京都府	58.2 (59.9)	58.1	41.8 (40.0)	41.9
岩手県	62.4 (66.4)	63.3	37.6 (33.5)	36.7	大阪府	58.7 (61.3)	62.4	41.3 (38.6)	37.6
宮城県	60.7 (63.9)	61.4	39.3 (35.9)	38.6	兵庫県	61.0 (63.1)	65.1	39.0 (36.8)	34.9
秋田県	64.7 (66.0)	70.1	35.3 (33.9)	29.9	奈良県	60.3 (63.0)	60.9	39.7 (36.9)	39.2
山形県	64.2 (67.8)	69.2	35.8 (32.0)	30.8	和歌山県	61.5 (64.5)	66.1	38.5 (35.3)	33.9
福島県	65.2 (66.0)	68.9	34.7 (34.0)	31.1	鳥取県	63.8 (67.6)	67.3	36.1 (32.4)	32.9
茨城県	61.4 (64.7)	64.9	38.6 (35.2)	35.2	島根県	64.9 (67.3)	69.1	35.1 (32.6)	30.9
栃木県	63.3 (65.0)	67.1	36.7 (35.0)	32.9	岡山県	63.3 (69.2)	66.2	36.7 (30.7)	33.7
群馬県	61.7 (64.5)	65.6	38.3 (35.4)	34.4	広島県	63.2 (64.8)	67.3	36.8 (35.0)	32.7
埼玉県	60.4 (63.5)	62.6	39.6 (36.4)	37.4	山口県	63.9 (67.0)	70.4	36.1 (32.9)	29.6
千葉県	60.6 (62.0)	61.6	39.4 (37.9)	38.4	徳島県	66.3 (70.1)	66.9	33.7 (29.8)	33.1
東京都	64.3 (65.2)	64.7	35.7 (34.7)	35.3	香川県	64.7 (69.4)	68.6	35.3 (30.5)	31.4
神奈川県	61.8 (64.9)	64.6	38.2 (35.0)	35.4	愛媛県	63.3 (67.1)	69.3	36.7 (32.9)	30.7
新潟県	65.9 (69.0)	69.6	34.1 (30.9)	30.4	高知県	63.2 (66.5)	64.2	36.8 (33.3)	35.8
富山県	67.1 (70.7)	72.9	32.9 (29.2)	27.1	福岡県	60.0 (63.4)	60.3	40.0 (36.5)	39.7
石川県	64.4 (68.2)	66.9	35.6 (31.8)	33.2	佐賀県	65.0 (67.5)	67.8	35.0 (32.4)	32.1
福井県	67.3 (69.9)	72.6	32.7 (29.9)	27.4	長崎県	64.3 (66.3)	67.4	35.7 (33.6)	32.7
山梨県	60.5 (63.6)	63.2	39.5 (36.4)	36.7	熊本県	63.2 (65.3)	63.9	36.8 (34.6)	36.1
長野県	61.2 (64.7)	69.4	38.8 (35.2)	30.7	大分県	64.4 (66.8)	70.4	35.6 (33.1)	29.7
岐阜県	62.3 (63.6)	69.9	37.7 (36.3)	30.1	宮崎県	61.0 (66.9)	66.2	39.0 (33.1)	33.8
静岡県	62.4 (64.2)	68.9	37.6 (35.7)	31.2	鹿児島県	60.0 (65.1)	65.1	40.0 (34.8)	34.9
愛知県	62.7 (64.8)	67.5	37.3 (35.2)	32.5	沖縄県	55.5 (59.2)	49.7	44.5 (40.7)	50.4

注1) ()内は平成19年の結果
注2) 若年者とは15～34歳の者をいう。

そして、上記のデータと、戸室氏の子どもの貧困率とをグラフにしてみたものが以下になります。

「子どもの貧困率」と「若年層の非正規率」

(※子どもの貧困率は戸室健作山形大学准教授の研究から。若年層の非正規率は総務省「就業構造基本調査」より。いずれも2012年のデータ)

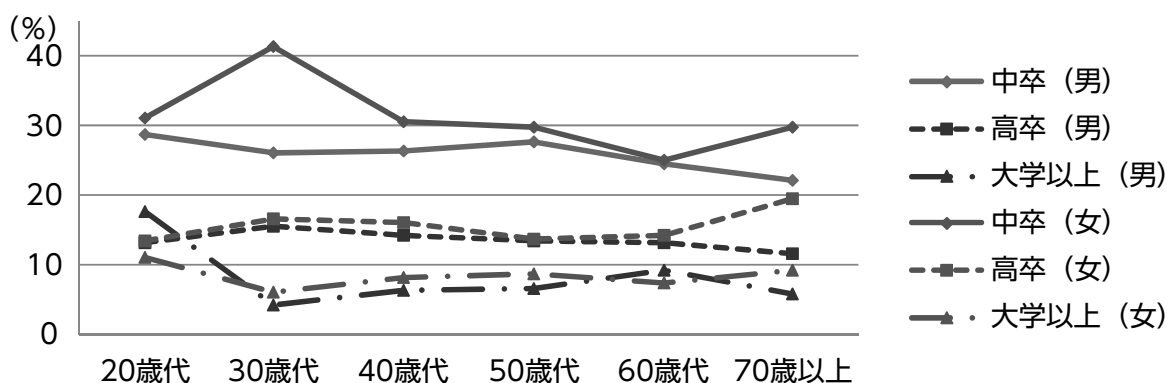


—若年層(15-34歳)の非正規率 —子どもの貧困率

一目瞭然ですね。子どもの貧困と非正規問題は密接に関連していると言っていいでしょう。(ちなみに、子どもの貧困率がこの20年で倍になったとのことですが、厚労省によると、1989年(平成元年)の非正規率が19.1%、1994年(平成6年)が20.3%、そして2012年(平成24年)が35.2%と、この20年で非正規率もほぼ倍化しているということにも符号しています)

出所： editor 月刊誌『KOKKO』編集者・井上伸のブログ

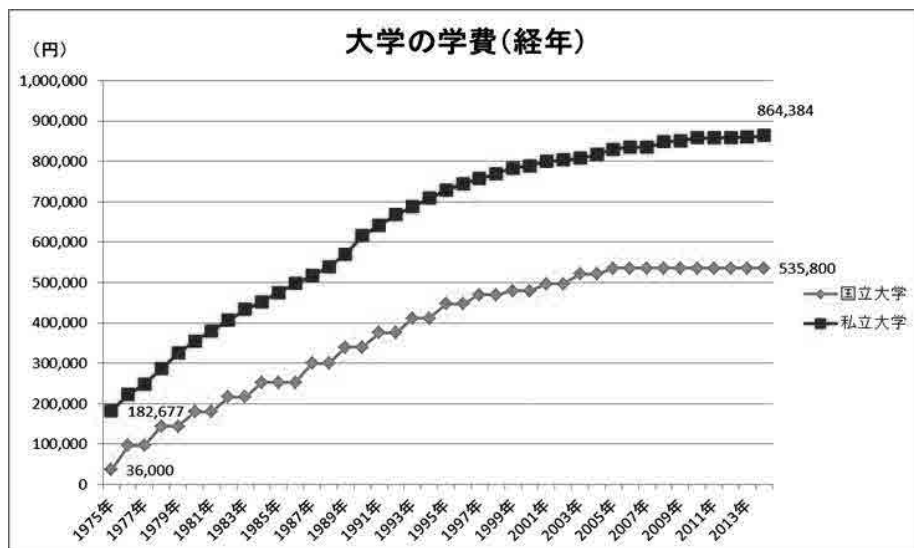
図表9：性別・学歴別・年齢階層別貧困率(2010年調査の調査対象年は2009年)



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)。男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計。

※「相対的貧困率」は等価可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。

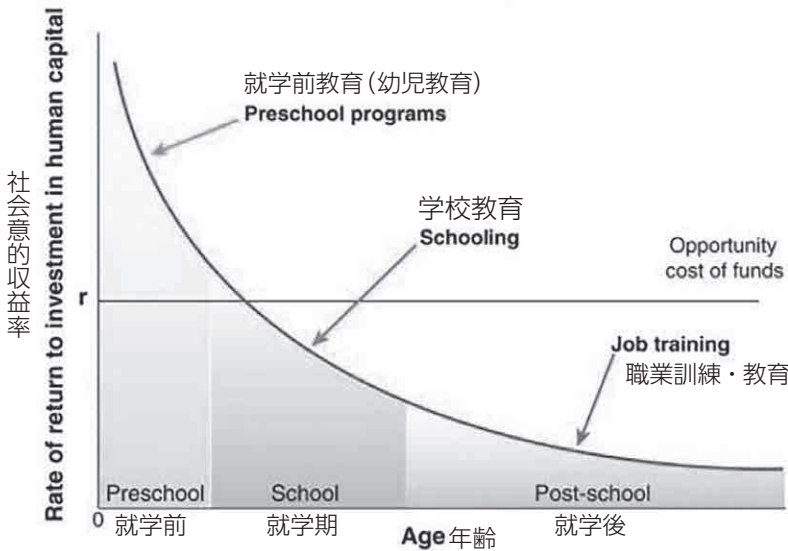
図表10：大学の学費の変化



総務省「小売物価統計調査」、文部科学省「私立大学等の入学者にかかる学生給付金等調査結果」より作成

図表11：人的資本投資の収益率

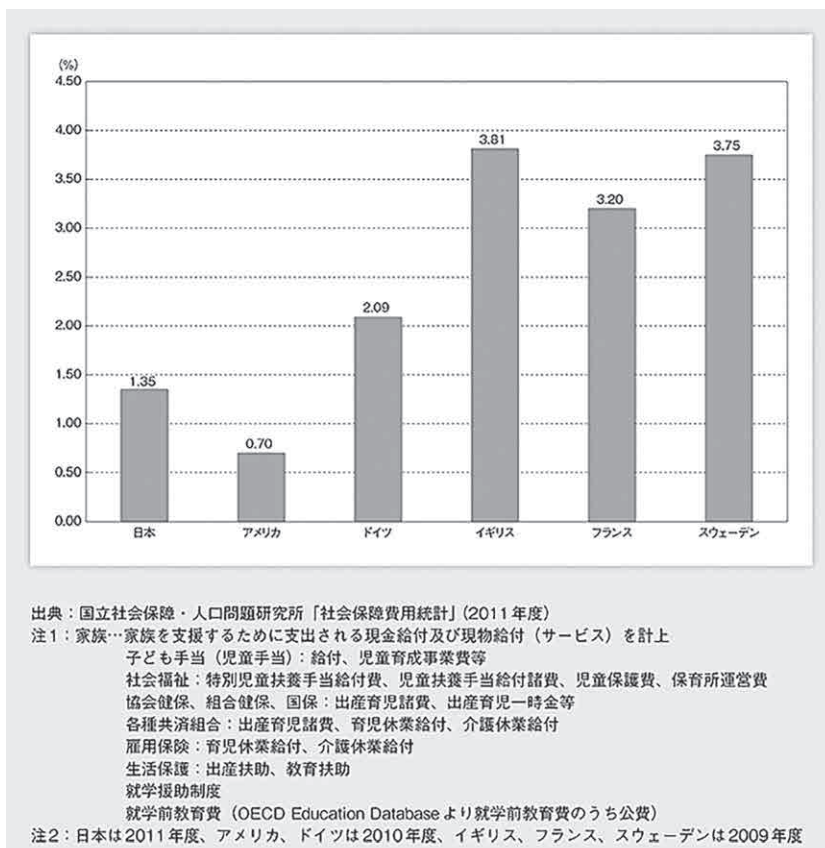
人的資本投資（教育投資）の収益率を、実証研究をもとに模式化したものである。横軸は人的投資を行う際の年齢であり、Preschoolは就学前、Schoolは就学期、Post-schoolは就学後をそれぞれ表している。一方縦軸は人的資本投資の収益率（人的投資によってどの程度の所得等のリターンを将来得られるのか）を表している。赤線は年齢と人的投資の収益率の関係を表したものであり、年齢が高まるほど人的投資の収益率が下がることを意味している。



出所： Heckman, James, J. (2006) "Skill Formation and the Economics of Investing in Disadvantaged Children" SCIENCE, Vol 312
 ※日本語訳の文責は日本生協連

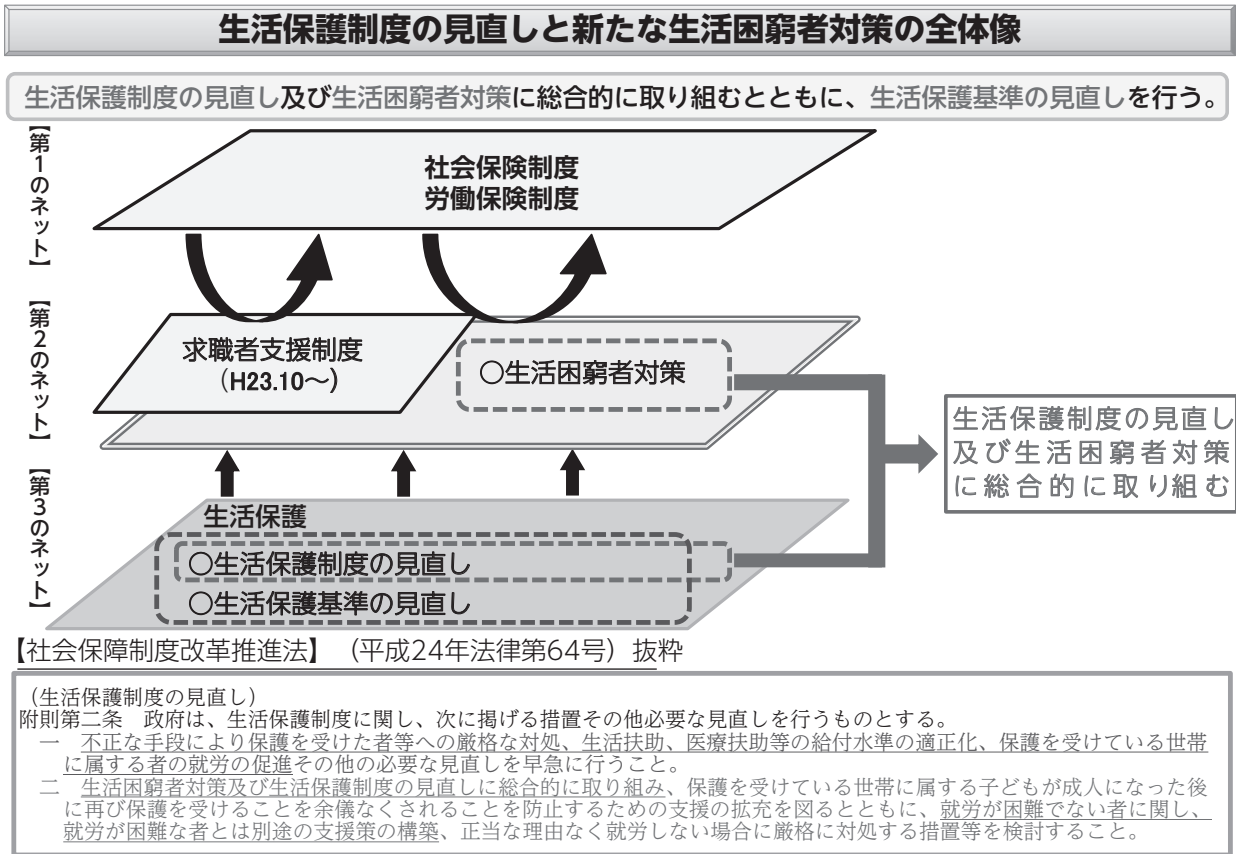
出所： 日本財団・三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子どもの貧困社会的損失推計レポート2015年12月」

図表12：各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較



出所： 内閣府 資料

図表13：生活保護制度に見直しと新たな生活困窮者対策の全体像



出所：厚生労働省 資料

図表14：生活支援サービスの提供イメージ



出所：厚生労働省「多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供」

② 海外の貧困対策

日本の子どものいる世帯の相対的貧困率は先進国のなかでも大変高い状況です¹⁶。海外の研究では、政策(主に再分配政策)が格差を是正するといわれています。海外の政策や市民の活動事例も参考に、日本でも子どもの貧困対策として、行政、市民含めて何ができるか考える必要があります。

イギリス (生協総合研究所 近本 聡子¹⁷)

【イギリスについて注目すべきポイント】

- ▶ 2010年までのブレア首相・ブラウン首相の労働党政権で子どもの貧困率がかなり下がりましたが、2010年以降政策が後退し、貧困率が微増になっています。この問題に取り組むうえでの政策の重要性が分かります。

長年にわたり児童手当などの現金給付が中心であり、医療サービスは原則無料でしたが、就労のためのチャイルドケアの整備や子どもに対する直接的な支援は後手に回っていました。

先進国でありながら、低所得の貧困世帯に暮らす子どもが増えて、子どもの貧困対策を「将来の社会への投資」と位置付け、現保守党政権も「就労型」の新しい政策を打っています。ただし、以下の給付型は現在一部廃止されています。また、相対的貧困率をOECDの基準の50%ラインではなく60%ライン以下と定めて、政策注視してきました。

〈主な貧困対策への政策〉

労働党のトニー・ブレア首相(当時)が1999年に、「2020年までに子どもの貧困を撲滅する」と宣言し、給付型の政策を中心に貧困減への政策を開始しました。

現在は、「ユニバーサルクレジット」という名称で、それまで細かく分かれていた児童タックスクレジット・就労タックスクレジット、求職手当、所得補助など6種類を統合した低所得向けの新しい制度ができています。

給付ではなく地域政策としては、親まで含めて困窮家庭を丸ごと支援する拠点として、NPOなどと連携し、貧困率が高い地域に「児童センター」を設置(全国3千カ所以上)しています。「貧困によって親の養育が行き届かず才能を伸ばす機会が奪われないように」と、乳幼児や親向けのプログラムを実施し、求人情報の提供など親への就労支援もおこなっています。

子育て支援拠点多機能をもつ政策として、就学前の低年齢児童に対するものがあります。「シユア・スタート地域プログラム」といい、2005年以降、チルドレン・センター(直営、委託など地方自治体のコントロールのもとで、就学前の子どもに対して総合的な乳幼児サービスを実施する場所)へ再編されました。

2010年に発足した保守党・自由民主党の連立政権は、財政難を理由として、社会保障費の削減に着手しました。児童手当に初めて、親が高所得だと減額する所得制限を導入するなど、経済的支援の見直しを進めています。

16 かもがわ出版『子どもの貧困ハンドブック』湯澤直美et.al p.48より。

17 下野新聞(2014年6月19日) 子どもの希望取材班の記事に近本聡子が要約・加筆。

しかし、保守党下でも教育関係の予算は削減していません。「児童特別補助」(ピュープル・プレミアム)を学校に支給し、家庭の経済状況が厳しい子どもが勉強できるような学校対策を促しています。

親が働いているのに貧困から抜け出せない子どもの割合が増えているとして、ワーキングプア対策が焦点になりつつあります。その一つとして、法定の最低賃金を上回る「生活賃金」(リビング・ウェイジ)を支払うよう雇用主に求める運動が、行政や市民団体を交えて全国で展開されています。ロンドン市では既にリビング・ウェイジが実現しています。

イギリスの貧困率は日本より広く貧困層を捉えて算出されており、イギリスの貧困率を日本の基準で算出すると、2000年以降は日本を下回っています。リーマンショック後、相対的貧困率が低下したのは「不況によって全体の所得水準も下がったから」との見方もあります。

法改変により子どもの貧困率は2020年に22%に悪化するという民間研究機関の試算もあります。効果的な再分配政策を模索しているようです。

〈子どもの貧困法(2010)〉

イギリスの「子どもの貧困法」は、大半の人が得られる物や機会を持たない「相対的貧困」にある子どもの割合を2020年までに10%未満にすることなど、4項目の数値目標を明記して効果をあげました。

所得だけでなく、日常生活に必要なものの充足度を測る「物質的剥奪」指標もその一つです。「新鮮な野菜や果物を毎日食べられているか」「冬のコートはあるか」など細かい調査項目に基づき算出します。また、各年の相対的貧困率とは別に2010年の所得水準を基準にする「絶対的貧困率」、3年以上の「継続的貧困率」です。指標はイギリスの長年の貧困研究の蓄積が反映され、全項目を合わせて、より正確に状況を捉える手段になります。

しかし、2012年と2016年の政権交代で、「子どもの貧困法」は新しい自立支援型の政策となり給付型は実質上廃止されました。今後の政策効果が注目されます。

アメリカ (生協総合研究所 近本 聡子・日本生協連 山田 浩史)

【アメリカについて注目すべきポイント】

- ▶ 公的サポートや寄付も受けて、多くの民間団体や郵便局など地域のアクターが活動することにより、多数の生活困窮者を支援しています。ただし先進国では格差が最も大きい社会です。
- ▶ 児童を取り巻く環境(家族やコミュニティ)に介入し、教育・保健医療・親の関与・ソーシャルサービスを柱とする多角的支援を行っています。

〈フードバンク・フードドライブ〉

アメリカはフードバンク発祥の地です。1967年に最初のフードバンクが設立されており、50年近い歴史があります。フードバンク活動に取り組む団体は、2005年時点でアメリカ国内で200団体以上あり、食糧の支援を受給している生活困窮者の3割以上が子どもです。アメリカ政府は少ないですがフードバンクをサポートしており、約20億円分の食品寄贈や2億円の経済的支援がおこなわれています。また、価格安定政策で、採れすぎた野菜を政府が買い上げてフードバンクに寄贈するしくみもあります。

全米の郵便局は貧困を根絶するイベントを毎年開催しており、23万人の郵便配達員が参加して郵便物を

配達しながら1日で3万3,000トンの食品を集めました(フードドライブ)。フードドライブについてはp.88を参照。

〈ヘッドスタート事業〉¹⁸

1965年から全国で展開されている事業です。所得が貧困線以下の世帯が対象で、貧困世帯における世代間貧困連鎖を断ち切ることを目的に、児童がより確実に自立した生活を送ることができるよう、児童を取り巻く環境(家族やコミュニティ)にまで介入し、モニタリングをおこない、結果の平等(児童がおかれた環境を加味して、不利な環境におかれた者には特別な対策を講じる)を追及します。政府が民間非営利組織やコミュニティ活動事業を推進する機関、公立学校などに補助金を交付し、地域のニーズに応じて独自でプログラムを開発・運営します。

この事業では、拠点となる施設に就学前の対象児童(3歳～4歳)を集め、教育プログラムを提供します。参加児童はグループで集まり、その日何をするか自分たちで決めることから始まります。プログラムのために、お絵描きやブロック、読書、ダンス、科学活動など、児童の希望に応じてスタッフが多様な選択肢を用意します。また、児童の自宅でプログラムを提供する場合は、スタッフが利用者宅を訪問し、親が子どもの学習を促進できるように支援します。

プログラムの柱は以下の4つです。

- ・第1の柱：教育プログラム(知的・社会的・情緒的な成長を促進するさまざまな経験を提供)
- ・第2の柱：保護プログラム(予防接種、内科、歯科、精神医療、栄養補給を含む総合的な保健医療プログラムを提供)
- ・第3の柱：親の関与を促進するプログラム(利用者の親への教育と、親の事業運営への参加を促進する。親には子どもの発達に関するワークショップや家庭訪問などを提供し、子育てに関する教育や助言をする)
- ・第4の柱：ソーシャルサービス(スタッフが利用者世帯のサービス利用ニーズをアセスメントし、サービス利用登録や必要に応じて緊急支援、危機介入などを提供する)。

フィンランド (生協総合研究所 近本 聡子・日本生協連 山田 浩史)

【フィンランドについて注目すべきポイント】

- ▶ 妊娠中の母子保護から子どもが17歳に達するまでを家族政策の対象とし(ネウボラとして日本にも普及してきている)、就学前教育から大学院教育費まですべて無償としています。先進国のなかでは格差が小さく平等化がもっとも進んでいます。再分配政策が機能しているといえるのではないのでしょうか。

フィンランドの消費税率は24%。高福祉高負担の社会保障の例としてよく取り上げられます。食料品など生活必需品とされているものは、軽減税率で比較的低めの税率に設定されていますが、いわゆる嗜好品、アルコール類などは非常に高税率です。こうした税金によって財源が確保され、かつ、国家予算の約12%が教育費に充てられています。その結果、就学前教育から基礎教育、高等教育、そして大学院教育費まですべて無償となっています。また、家族政策の対象となる期間は、妊娠中の

18 ミネルヴァ書房「子どもの貧困/不利/困難を考える」(著者：埋橋 孝文 編著、矢野 裕俊 編著)より要約抜粋。

母子から子どもが17歳に達するまでに及びます。合計特殊出生率は1.8前後と高く推移しています。

就学前の子どもの保育のための支援として、まず、出産を控えた女性は、保育物品からなる「母親パッケージ」ないし現金支給の形で、出産助成を受けます。さらに子どもの誕生前後から両親に対する休暇制度と所得補償が適用されます。合計1年弱の休暇期間は、出産した母親を対象とする母親休暇と、母親または父親のいずれかが取得できる両親休暇からなります。この休暇期間中には、父親も育児に参加するために独自の休暇をとることができ（現在取得率が9割に達します）、休暇期間中には母親手当、両親手当、父親手当の支給により所得が保障され、手当額は支給対象者の前年の課税所得にもとづき算出されます。

母親・両親休暇が終了すると、子どもは保育所に入所する権利が保障され、保育所サービスの提供により、親は仕事と家庭の両立が可能となり、子どもには安全で平等な保育・幼児教育環境が確保されます。また、子どもが3歳になるまでは、保育所を利用せずに、両親のいずれかが育児休業を取得して、子どもを自宅でケアすることもできます。この場合には、家族には自宅保育補助金と呼ばれる手当が支給されます。さらに、17歳未満の子どもの養育のために、家族のなかの子どもの各々につき児童手当が毎月支給されます。この家族政策の特徴は、親が仕事と家庭を両立できるように支援し、子どもがもたらす費用を所得再分配でもって社会全体で賄うシステムだということです。

就学期の子どもに対する支援として、小学校から大学に至るまでの教育はすべての市民に対して無償で提供されています。特に、日本の小学校と中学校にあたる基礎学校では、無償教育は授業のみならず、教科書、教材、文房具、給食、保健サービス、カウンセリング、精神保育サービスなど、学校生活にまつわるあらゆる事柄に及びます。

近年のフィンランドで子どもの貧困が増加している要因として、家族政策による所得再分配が物価上昇や勤労所得増加に追いついていないために、所得再分配を始めとする社会保障に頼りがちな低所得家庭や幼少の子どものいる家族が貧困に陥りやすいことが挙げられています。

西フィンランドの一都市にある学校の、11歳から15歳までの30人の児童に対してのインタビューでは、貧困の原因としてもっとも多く使われた言葉は、両親の離婚、給料が少なすぎる、失業、子どもの数が多いことでした。個人の問題が原因で貧困になるとはあまりみなされない社会であるといえます。保護者を非難する言葉は非常に少なかったです。

カナダ (生協総合研究所 近本 聡子、日本生協連 山田 浩史)

【カナダについて注目すべきポイント】

- ▶ 「地域子育て」を市民が推進し、政府も助成しています。
- ▶ 国が「子どもの貧困」対策を最重要視し、貧困家庭への現金給付が行われています。格差は日本並みですが、現在も移民を受け入れている多文化社会です。

〈地域子育て支援〉

カナダは、1980年代から「地域子育て」を市民が推進し、政府もそれを応援すべく助成を出すようになりました。現在、日本で子育てひろばが制度化され、地域子育て支援拠点となっていますが、これにはカナダの子育て環境の研究も影響を与えています。カナダでは、オンタリオ州やブリティッシュコロン

ビア州を中心に、「ファミリーリソースセンター」という「ドロップイン」施設（気軽に出向いて利用できる施設、の意）と「ドア・ノッキング」というアウトリーチ型（家庭を訪問して支援するスタイル）の支援の組み合わせで、子育て支援が発達しています。

貧困層向けには、ファミリーリソースセンターに、フードバンク（食料備蓄品の倉庫）とリサイクルコーナーがあったり、英語を話すことができない移民の子どもたちのための英語教育に力をいれるなど、社会的包摂を目指した取り組みが行われています。日本の子育てひろばでも、このような機能を学んで、リサイクルひろばなどを定期的に用意しているところが増えています。コープさっぽろでは、帰りの配送者にリサイクル品を回収する機能をもたせて、センターの地域スペースにコーナーをつくるなど力を入れ始めています。2000年代のこれらの政策はイギリスのシェア・スタート政策にも影響を及ぼしました。

カナダでは、「子どもを犯罪者に育てると刑務所内で年間1人300万円以上のコストがかかる。人生の早期（就学前）からよき市民への発達・教育にそれを注ぎ込めば、はるかに安くすむではないか」とよくいわれています。このような考え方は人々に広く受け入れられており、人生のスタート時期からの子育て支援が充実する背景となっています。

〈カナダ・チャイルド・ベネフィット・プログラムと無償義務教育〉

2016年7月、トルドー首相は、「子どもの貧困」対策を最重要視して、1年で300,000人の子どもを貧困から助けると約束し、「カナダ・チャイルド・ベネフィット・プログラム」をスタートさせました。

このプログラムでは、年収240万円の家庭に対し、6歳未満の子どもで年512,000円・月42,666円、6歳以上17歳以下の子どもで年間432,000円・月36,000円が支給されることとなります。

また、教育関係では、幼稚園から高校前（16歳）まで学費が無料、大学も生活費も学費も国から借りることができる国の教育ローン制度の充実、勉強が苦手な学生への学校での補習などに対応しています。家庭環境の悪さで本人にニーズがあると見なされる場合、教育委員会に常駐しているユースワーカー（青少年ケースワーカー）やソーシャルワーカーが地域の機関とつながって、必要なサポートや支援を行政とともにしています。

〈フードバンク〉

カナダにも非営利団体のフードバンクがあり、食事に困っている人が無料で食料を調達することができます。これらの活動はほとんどボランティアによって支えられ、多くの巨大スーパーが協賛することで、たくさんの食材を調達しています。フードバンクでは、食材を提供するだけでなく、子どもや保護者に栄養や料理のスキルを教えるクラスを開講したり、コミュニティーキッチン（一緒に調理や食事をする場）や、野菜庭園を運営したりとさまざまな付随的なプログラムを行っています。仕事探しのお手伝いや、子どもの託児所を運営しているところもあります。

【韓国について注目すべきポイント】

- ▶ 韓国は出生率が低く、相対的貧困率が低い(10%前後)点が特徴です。
- ▶ 民間主導の包括的早期支援サービスにおいては、「福祉」「教育」「保健」サービスをワンストップ化し、多様な主体が自発的に参加して子どものケアに当たっています。
- ▶ 国家プロジェクトにおいては、政府が低所得者層の児童に統合サービスを提供しています。
- ▶ 学校給食が初等・中・高等・特殊学校の100%で実施され、無償給食を実施する学校も7割を超えています。
- ▶ 韓国では2012年に協同組合基本法が成立し、貧困課題に協同組合が関わりやすくなりました。

〈包括的早期支援サービス〉

韓国は先進国の政策をいち早く取り入れており、ネウボラ(p.51参照)を含む家族政策がすでに始まっています。保育についても早くから親の共同保育を認証、推奨しており小さな協同組合型の保育施設がたくさんあります。

包括的早期支援サービスは全ての子どもに対して行われるサービスですが、この中に貧困児童に対するプロジェクトが設けられています。包括的な早期支援サービスとしては、民間から始まった「Weスタート」政府主導の「Dreamスタート」の2つの事業があります。

「Weスタート」は貧困児童に福祉と教育および健康サービスを提供し、平等な暮らしの出発を手助けする内容で、子どもの貧困に関するテーマの連載や記事がきっかけで、中央日報社・子ども財団・社会福祉共同募金会などの民間50団体によってスタートしました。対象は0～12歳(小学校)までの貧困児童およびその両親や家族全員で、最低生活費以下で生活する世帯の児童(国民基礎生活保障制度の受給世帯)とボーダーライン層の児童(保育料の減免対象世帯)を主たる対象としています。

「福祉」「教育」「保健」の領域をもとにおこなっているWeスタート運動の5大事業は、「Weスタートマウルづくり」、放課後教室を活性化して実施する無料教育の「教育出発ラインづくり」、保健所、病院、薬局と協力しての児童の心身の健康管理システムづくり「健康守りくん」、頼れる身内が少ない児童に、後見人や大学生のメンターを紹介する「後見人の紹介」、低所得層の児童の放課後のたまり場、また休憩や勉強ができるような場として古い部屋を修繕して新たな空間を提供する「希望の家(部屋)づくり」です。

「Weスタートマウルづくり」では、1カ所のマウル(学区くらいのコミュニティ)あたりの対象児童数を300人以下にして、最大児童数は500人を超えない基準を設けています。一人の児童が受ける多様な福祉サービスが多様な期間や供給主体によって提供されるように、「Weスタートセンター」を設けてサービスの供給体制のワンストップ化を図りました。このセンターでは、「福祉」「教育」「保健」の専門家を1つの場所に集めて、チームワークで地域の児童をケアします。教育と保健の分野では、早期の乳幼児期に介入することの効果に着目し、早期介入的教育プログラム(サービス)と乳幼児の健康プログラムによって、保育・教育機関などに在園している場合は、その園に出向いて児童および保護者に対してケース・マネジメントをおこないながら、サービスを提供してきました。

19 ミネルヴァ書房「子どもの貧困/不利/困難を考える」(著者:埋橋 孝文 編著 矢野 裕俊 編著)に松田千恵・山田浩史が要約・加筆。

「教育出発ラインづくり」は、学習環境が乏しい子どもが教育を受ける機会づくりの重要性を社会に訴えながら活動を広めるものです。たとえば、企業と連携し地域の小規模グループや勉強部屋、フリースクールなどの運営者や教師が提案したプログラムを市民に寄付し、その同じ金額を企業が支援するようにして、市民と企業の自発的参加を促すシステムづくりです。

2007年に韓国政府の国家プロジェクトに採択された「Dreamスタート」は運営主体は政府で、低所得者層の児童に統合サービスを提供し、児童の健康な成長と発達をはぐくみ、公平な出発の機会を保障することで、健康で幸せな社会構成員に成長できるように支援する事業です。韓国社会では少子化が進み児童一人ひとりの社会的価値が高まっているなか、国家の存立のためにも政府が児童青少年分野に対して国家予算を投入する必要がある、としてこの事業が進められています。このような政府の後押しがあり、このプロジェクトは全国に拡大しつつあります。

このプロジェクトでは、市・郡・区が設置した児童の統合サービス支援機関を通して実施し、原則的に国民基礎生活保障(生活保護)受給の家庭、ボーダーライン層の家庭、虐待・性暴力被害児童、法定ひとり親家庭、大人に扶養能力がない少年少女家長世帯を優先的に支援します。対象は0歳(妊婦)から12歳(小学生以下)の児童とその家族です。

サービスは、福祉、教育(保育)、保健の3分野を中心とした統合サービスおよび家族支援事業。家庭訪問を通じて地域資源と連携し、人的調査、ニーズ調査、養育環境と子どもの発達査定を実施し、対象児童とその家族に利用者中心のサービス支援、定期的な再査定と継続的なモニタリングなどの統合的なケース・マネジメントを実施する内容です。人材は専任担当公務員と児童の統合サービス専門要員で構成されています。

We/Dreamスタートは、児童福祉法の改正を促し、貧困児童への具体的な支援を自治体に義務づけることになりました。相対的貧困率が高い日本にも大変参考になる点は多いと考えられます。

それ以外の包括的支援サービスとして、社会的養護児童のための「Nowスタート」²⁰、貧困家庭の乳幼児のための「シーソーとクネ」²¹などがあります。

・学校給食の100%実施と無償給食の広がり²²

韓国の学校給食は、UNICEFなどの援助を受けて1953年に開始されたパンの無償給食に端を発します。1981年学校給食法が制定され、第1条において「学校給食を通じた学生の心身の健全な発達を図り、ひいては国民の食生活の改善に寄与することを目的とする」と規定しました。1988年頃から「欠食児童」の存在が再び注目される²³などの背景もあって、初等学校、高等学校、中学校の順に普及が進められた学校給食は、有償・無償を合わせて2013年度末に初・中・高、特殊学校のすべてで実施学校比率100%に至りました。

2005年度に給食費の未納者が前年対比で倍増する、2010年の地方選挙以降、初等学校での無償給食全面実施の公約が注目されるなどの社会状況をエポックとして、給食の無償化も拡大してきました。

20 ソウル市が実施している政策で、保護を必要とする児童にたいして新しい教育福祉の機会を今すぐ提供しよう、というもの。

21 共同募金会の主導するプログラムで全国的に実施されている。

22 本項の記述に際し、以下を参照しました。「韓国における無償給食—学術Weeks2016シンポジウム企画の要点—」(渡部昭男)、および同シンポジウムにおける報告資料「韓国における学校給食事情—比較教育・の視点から—」(出羽孝行)、同「韓国における学校給食費支援制度の現況と課題」(河奉韻)

23 光文社新書『給食費未納 子どもの貧困と食生活格差』(鷹咲子)p.230

2016年3月時点で、初・中・高合計の無償給食実施学校比率は74.3%となっています(市・道別には大きな格差があり、最高は94.5%、最低は19.0%です)。日本でも、自治体によって無償化が進んでいます。学校給食の効果(身体成長や体力気力が維持されることなど)が続々と測定されており、早期の全実施と無償化が重要となってきます。

3 講演・報告録

みやぎ生協のくらしに困難を抱えた方への主なサポート事業

第2回研究会報告より

① フードバンクの取り組み

- 中国冷凍餃子毒物混入事件で、初期対応の不十分さから社会的批判と組合員からの信用を失うという大きな代償を伴う経験と合せて、回収された大量の冷凍餃子が破棄される様子が報道された。世界では多くの子どもが餓死や飢餓に苦しんでいる現状とのギャップから、食品を主に扱う生協として食品の廃棄を減らすことの必要性を痛感し、このことが取り組みの背景のひとつとなった。
- ほぼ同じ時期に、宮城にフードバンクを作ろうという動きがあり、準備段階からみやぎ生協が参画し、「NPO法人ふうどばんく東北AGAIN」ができた。当初はNPO支援を通してフードバンク事業を進めていたが、お取引先様からの支援が増えたことから、NPO任せだけにせずみやぎ生協としてより主体的に責任を果たす観点から、独自にフードバンク活動を展開する。現在は、コープ東北サンネット事業連合に組織移行。
- 直接、個人への支援はしていない。個人への支援依頼が来たときは、「NPO法人ふうどばんく東北AGAIN」などにつないでいる。
- コープフードバンクを就労支援事業所にしていくことも検討する予定。
- 提供する団体などとも協定書を締結し、団体などへの提供後は、協定書にある基本事項にそった活用を団体に一任している。

② 生活相談・家計再生支援貸付事業「くらしと家計の相談室」

- この事業を取り組む際に、多重債務や生活困窮は自己責任の意見も組合員から多く出たが、問題の根源に社会的構造の問題があることをわかりやすく伝える努力をし、生協本来の互助の精神が理解され始まった。事業開始後、反対や批判する声はなくなった。
- 相談・貸付事業の面談・相談時にすでに組合員になっている比率は6割。組合員の中に困りごとをかかえている方が多くいることがわかる。
- 日本生協連が生協総研に委託し始まった研究会は、当初は多重債務問題から始まって、次に生活困窮者支援としての事業となった経緯がある。そのためみやぎ生協でも、生活困窮者支援を強調した事業として始めたが、生活困窮者には、貸付で生活再建を図ることは難しい場合が多いため、問題に応じて公的制度や他機関につなぐことが多く貸付支援が増えないが、生協がくらしと家計の相談をすることで、相談しにくいお金や家計のことを気軽に相談できる場になっている。相談室ではさまざまなくらしの課題に応じて問題解決の選択肢を提案している。
- 最近は一ひとり親家庭(特に母子世帯)からの債務相談が増えている。家計収支をみて弁護士相談による債務整理の提案や生活保護への誘導、母子父子寡婦福祉資金制度などの紹介、高い金利負担軽減を目的にした貸付支援をおこなっている。
- リボ払いや銀行系キャッシングのCMが多く、高い金利で安易に複数社からの借入れやリボ払い利用で支払いが困難になっての相談も増えている。生協貸付(9%)よりも高い金利のため、金利負担を減らし家計収支を改善できる家計アドバイスも行い、可能な方への貸付支援の実行も増えている。
- 家計相談は生活困窮者自立支援法の任意事業で、宮城県ではほとんどの自治体を実施していないため、事例を盛り込んだ年度報告を作成して自治体担当者などへの訪問や送付で働きかけている。

③ 学習支援事業の協同(共同体受託)と場の提供

- NPO法人アスイクは、東日本大震災で被災し学校も再開されず避難所の中で学習せざるを得ない子どもたちへの学習サポート活動を始め、貧困の連鎖を断ち切るための学習支援などを目的に活動している。
- NPO法人アスイク、生活困窮者への伴走支援などをおこなうために設立した一般社団法人パーソナルサポートセンター(PSC)と共同体を設立し、仙台市の学習サポート事業を受託。対象者は低所得者(生活保護世帯や児童扶養手当受給世帯)の中学生が対象で高校生は対象になっていない。仙台市が対象家庭に個別に案内を出し、希望者が受講している。
- 共同体で受託したのは、学習支援だけでは生活支援は不十分であり、就労支援から生活や家計相談を含めたノウハウを持っている団体と取り組んだ方が効果が出るだろうとなった。この思想に基づき「自立相談支援事業」も社協なども参加した共同体をつくり受託している。
- 親との面談もしており、親が精神の問題などをおかしている場合や親から子供がDVを受けている問題もある。家計の問題があるときにはみやぎ生協につなぐようになっている。
- 来年度、行政とともに高校中退をなくすための学習支援を検討している。
- くらしと家計の相談室相談員による親を対象とした「家計(教育費準備)講座」。
- コープフードバンクからの食材提供。
- みやぎ生協の組合員ボランティアによる月1回の夕食づくり。

④ 仙台・宮城生活困窮者自立支援共同体

- 生活困窮者自立支援を取り組む県内の5団体(みやぎ生協、PSC、アスイク、POSSE、ワンファミリー仙台)で2014年1月に設立。その後、宮城県社協も参加し、宮城県と仙台市の自立支援モデル事業を受託し、現在は本事業として継続。
- みやぎ生協として年に1回、首長との懇談会をおこなっている。共通のテーマと地域ごとのテーマの2本立てでおこなっている。この間、震災と生活困窮の取り組みなどを紹介し、共同でできることはないか話している。他には定期的に担当窓口職員と連絡をとっている。
- 共同体設立後、月1回の定例会で、各団体の取り組みや相談・対応事例、傾向や情報などを交流している。
- 保健事務所のある市とは独自に行うが、町村は県が広域でおこなっているので、そこから情報が入る。

⑤ 子ども食堂への場や食材提供

- NPO「せんだいこども食堂」との連携で奇数月の第3日曜日に店舗集会室で開催している。
- アスイクの学習支援教室で、職員と理事、組合員ボランティアが月1回、夕食づくりをしている。

⑥ その他

- 地域課題の改善・解決をミッションとする諸団体との関係性構築と連携は重要。
- 諸団体にとって、「生協」は「とても大きな存在」で、力にもなるし、自分たちの活動領域を奪われる脅威とも感じているので、活動領域を奪うことをせず、協同・協働する立場で話し合っ進めていくことが大事。
- 諸団体にとっては生協が加わることで、行政などへのプラスの影響が増す。
- 「子どもの貧困」は言葉としてはキャッチーでわかるようだがわかりづらい。貧困そのものについてわかりやすい情報提供や学習を繰り返し、「貧困の連鎖」を断ち切ることの必要性を理解し、何らかの行動をとる組合員を広げることが課題。

生活サポート生協の「くらしの相談」から見える生協組合員と貧困

第2回研究会報告より

① 生活サポート生活協同組合・東京とは

- 多重債務が深刻な社会問題になっていた2004年、パルシステム生協および生活クラブ生協の関係者、司法書士など有志が集い、多重債務問題を解決するために信用生協の設立をめざしたが認可されなかったため、相談を受ける生活サポート生協・東京と融資を実行する有限責任中間法人生活サポート基金(現在、一般社団法人)を有識者とともパルシステムと生活クラブという異なる生協グループが組織を超えて設立した。
- 相談と融資を分離した理由は、多重債務者の債務総額の34.5% (一番多い割合)は300万円～500万円未満であり、生協の共済事業の貸付、上限20万円程度では問題解決できなかったため(現在はこのような制限はない)。
- 2008年に多重債務者生活再生事業で東京都・社会福祉協議会・中央労働金庫・サポート基金で全国初の連携事業が実現し、サポート基金が相談と融資斡旋を担うことになった。そのため、サポート生協はパルシステム連合会が組合員向け相談機関として支援することを決定、あわせて広く市民社会にも役立てる組織として位置づけた。生活クラブやサポート基金との関係は役員派遣や研修の実施など続いている。

② サポート生協の生活総合相談とは

- 生活クラブが多重債務問題を解決しようとして総代会にかけたときの議論では、「多重債務に陥る人はだらしがない」「生活に問題がある」「自己責任」という意見が強かった。2014年、生活クラブ生協(千葉)で生活相談を始めるときには「わたしたちの問題」との発言があり、10年前と比べて多重債務などの問題への理解がだいぶ進んだ。
- サポート生協の初期の設立目的だった多重債務者救済は2010年の改正貸金業法の完全施行により借金の総量規制がなされたため、多重債務相談が集中することはなくなった。
- 現在、精神疾患や引きこもり、介護うつなどで悩んでいる事例が多い。特に日本では精神疾患を抱え労働市場から脱落すると社会に復帰できないため、貧困予備軍となる。親の資力で引きこもっている子どもも同様である。
- いつでも誰でもいくつかの要因が重なれば貧困状態になる。
- 多重債務などお金が絡む相談では、お金を貸せる相談機関とお金を貸せない相談機関の相談の受け方・対応は全く異なってくる。
- 相談は電話相談が主。生活総合相談機関なので、洗濯機の排水パイプの設置方法から貧困、精神疾患、引きこもり、子育て、相続、親子関係、職場、近所の人間関係、自治会・PTAでの悩みなど相談内容は多種多様。精神的に不安定、生きていくために必要な力(術と心身)が弱まり、自律・自立・自活に問題を抱えた相談が多い。
- 相談者の約7割がパルシステム組合員、約3割が外部からの相談者。出資者であるサポート生協組合員は趣旨に賛同した支援者の色合いが強い。
- 相談者は員外・地域外であろうと、困っていれば対応する。員外・地域外利用を厳しく制限されている現行の生協法とは合わない。生活協同組合でいたい、事業ミッションを適えるために一般社団法人へ移行する。
- 「相談」はいち早く問題が表出する社会のセンサーである。

- 社会的資源が十分にあり、社会的規範の中で生きていける人には、生活困窮者がかかえる複合的な問題、たとえばひとり親の困難さなど共感しにくい。
- 子どもの貧困は見えにくい。子どもは親の立場を慮って「貧困」を見せない。

③ その他

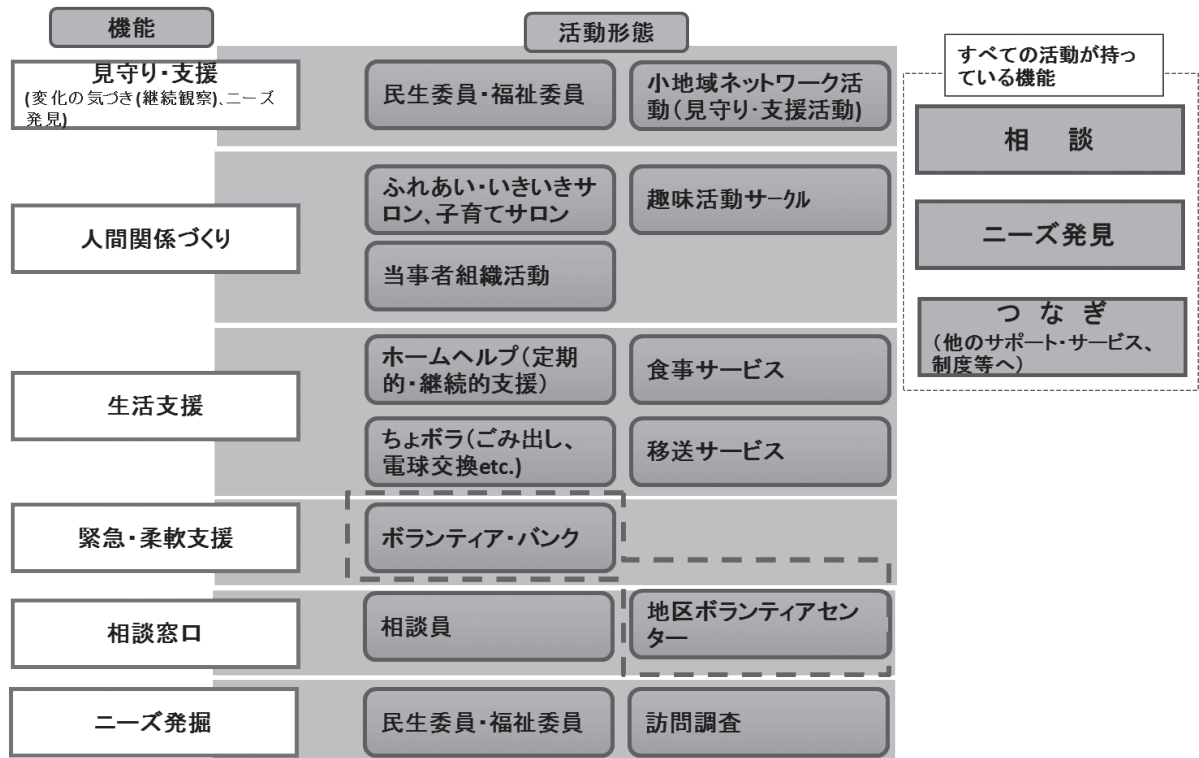
- つなぎ先のネットワークを広げ確実に関係を築くのが相談機関の命になる。
- 社会的弱者がケアされるだけでなくケアする側になれる、自主・自立、主体性を求められる協同組合の学びや実践は大事である。全員が何らかの役割をもたざる得ない小規模協同組合が必要。既存の協同組合の資源が小規模協同組合を支え得る。現在の生協法では、最低300人の組合員が必要で利用制限もある。イタリアなどにある社会的協同組合がこれから必要になる。
- 生協として今後大事なのは「生活の協同」を実現するために、「くらしの安心・安全」をどう創っていくか、社会基盤を支える層をどのようにコーディネートするかである。
- ワーカーズコープや、生活クラブとグリーンコープが推進しているワーカーズ・コレクティブでは、アルコール依存症や精神疾患、障がい者などへ実務体験の場を提供したり、一緒に仕事をする中で信頼関係を築き、社会的弱者が次の段階へステップアップしていく事例が散見される。
- 社会的に阻害されている人は複合的な事情をかかえ心身ともに弱っているおり、非常に丁寧なケアが必須。生活習慣をつけるところから始まる場合も多く、「愛情深いおせっかいおばさん」のような存在が必要。組合員活動で苦労した人は向いている。双方をエンパワーできる機能が協同組合にはある。
- 日本の場合、農協や生協など一つ一つが分かれている個別法で、協同組合基本法がない。非常に使いづらい法律である。超高齢化、少子化、税収も少なくなる中で自主的に主体的に助け合うことが求められてくる。伝統的な協同組合（農協、生協、共済など）の組織基盤全体で考え、協同と連帯ができれば、大きな力になり、社会は変わるのではないか。

全国の社会福祉協議会による取り組み

第3回研究会報告より

①「子どもの貧困」に対する取り組み事例

- ・ 社会福祉協議会は、住民自体が解決手段を持っているという考え方にもとづき、住民の主体的な福祉活動を支援している。
- ・ その内容は図のように多様、多機能だが、全ての活動が相談、ニーズ把握、つなぎの機能を持っていることに注目することが必要である。



- ・ この中では、小地域ネットワーク活動(見守り・支援活動)、ふれあい・いきいきサロンなどが言わばヒット商品であり、住民さらには自治体などにも分かりやすい活動であることがそのポイントである。
- ・ 「子どもの貧困」については、住民、地域社会がなかなか理解しないという点が指摘されており、最近、急速に広まっている「子ども食堂」は、住民にとって分かりやすいという点で期待される活動である。
- ・ 子どもの貧困に対する住民の福祉活動の基本は、やはり、孤立への対応であり、地域社会が支えているというメッセージが伝わる必要がある。
- ・ 児童の登下校見守り活動は、不審者チェック、すなわち精神障がい者・知的障がい者(不審者?)の排除ではなく、地域で日常的に声をかけあえる関係づくりや、知っている人をつくっていくことを大切にして展開している。
- ・ 多くの地域で取り組まれている高齢者向けの「ふれあい・いきいきサロン」に加え、「子育てサロン」も行われている。子育てを自分のみが担って、不安を感じている母親は多い。地域の中で顔見知りの関係ができ、孤独・閉じこもりの防止効果が期待される。
- ・ 学習支援は、大学生ボランティアなどが支援スタッフとして参加することが多いが、子どもたちの居場所づくりを意識して実施されている。
- ・ トワイライトステイ(滋賀県大津市社協)は、夕方から夜の子どもたちの居場所づくりであり、学習支援、食の確保、自己肯定感の向上などを目的とする活動となっている。

- 滋賀の縁^{えい}創造実践センター(滋賀県社協)の遊べる・学べる淡海子ども食堂推進事業は、30カ所以上の広がりを見せており、「ごはん」を通じて、さみしさやしんどさをかかえる子どもたちを地域で見守り、育てていく、地域ぐるみで子どもを大事にする垣根のない居場所をつくっていく」ことを目的に掲げ展開している。また、社会福祉施設を活用した子どもの夜の居場所「フリースペース」は、24時間人がいて、あたたかいご飯があつてお風呂があることを生かし、寂しさやしんどさをかかえている子どもが安心して信頼できる大人とのびのび過ごせることを目指して活動している。

② 子どもの貧困のとらえ方

- 滋賀の縁創造実践センター所長の谷口郁美さんは次のように述べている。
子どもの貧困は、子ども自身が直面している「しんどい状況」。子どもらしく過ごす経験が奪われている子どもは、ひっそりと親の後ろ・家の中に隠れている。問題自体が孤立している。
- 地域のなかでは「この地域に子どもの貧困という実態があるのだろうか」「子ども食堂に誘いたい子どもがいるのかどうかわからん」という声や、「親はどうしているのか」という声が出てくる。
- 問題自体が地域社会に対して閉じられていることが多く、問題自体が「孤立」しているともいえる。今、子どもの生の姿を知り、ひとりの大人として責任を自覚し、放っておけないと心が動いた人たちが、現場での実践をつくっている。そして実践の場で子どもたちに出会い、また心が動いていく。こうした子どもや家庭支援に関わる専門機関の人たちと地域の関係者が連携した協働実践がひろがりつつある。
- 支援していることに意味があるかどうか、支援者がわからなくなる状況がある。このように感じるの、かなり支援を経験している人にもある。ただ、支援活動を行っているとは深刻な状況が見えるのも事実。
- 福祉課題は生活課題である。社会の変化の中でニーズは変わる。制度を通してニーズを見るのではなく、制度の限界を自覚し、ニーズのとらえ方を変えることが必要である。

NPO 法人山科醍醐こどものひろばの「こどもたちとつくる貧困とひとりぼっちなまち～山科醍醐こどものひろばの実践より～」

第3回研究会報告より

① 地域の実情を踏まえ子ども自身のニーズに立脚した支援(子どもの貧困対策)

- 山科醍醐こどものひろばは、地域に住むすべての子どもたちが心豊かに育つことをめざし、地域の社会環境・文化環境がより豊かになることを大きな目的に活動している。
- 1980年に親子劇場運動の中で生まれたグループで当時は共助組織。会費を出しあって文化活動をするもので、生協とも親和性がある。
- 児童健全育成事業(子どもたちが主体的に関わる活動)、要援護児童支援事業(生活上で支援が必要な現状の子どもや家庭に対して夕食、入浴、余暇などの生活支援や学習支援を個別におこなう)、地域連携・社会啓発事業をおこなっている。
- 課題への気づきは、広く体験活動を行う中で、集団になじめない子もいたことから。出会った子が何に困っているかを考えて、結果としてたどりついたのが、子どもの貧困対策。貧困は、本人は気づいているが、周りの人からは言われたくないもの。
- 大人の見立てや都合ではなく、子どもと一緒に解決していくかが原点。人とのつながりの支援。
- 市民にしかできない領域がある。課題に気付いた人が「ほっとけない」と行動する領域。社会的認知が進むと自治体の政策課題になる。
- 貧困は貧しくて困っている状態。対応としては「貧しさを減らす」「困るを減らす」がある。回復のプロセスを考え、対人援助と社会援助がある。
- 困りごとが積み重なっているので、自分で何が原因だか言えない。貧困サイクルの方は早い。
- 何を応援するのか、困りごと、低所得者のラインをどこにするのか、町ごとに見ていく必要がある。育った環境、年代でとらえ方が変わる。
- 子どもの行動範囲は限られているので地域連携で乗り越える。
- 「組合員のため」は「地域のため」になる。地域課題に向き合うことが大切。一人ひとりのニーズから活動を考える。

② 支援内容、支援者が意識すること

- 食事、居場所による安全・安心の確保。
- 体験活動、学習支援による自己肯定感の獲得。
- 保護者会、サロンによる保護者のサポート。
- 放課後支援、土曜教室など、小学校・中学校を直接支援。中学校区子どもの学びサポートプロジェクトとして、民生児童委員を中心に、地域でさまざまな活動をしている人やこの問題に関心を持つ有志の人が主体になって、大学生ボランティアの地域参加も進めている。スクールソーシャルワーカーにつないでもらい、小学校とそれぞれの専門的な領域の枠を超えた連携をする。
- 保育所との連携で地域の子どもやその家族とのごはん会。
- 高齢者福祉施設で地域の子どもの食事や学習、相談などの夜の子ども支援。
- 地域団体や社会福祉協議会などによる居場所づくり。
- 接触率とセンサーをどう高めるか。支援者たちの相談者がいない状況がある。小さなセンサー、アンテナを増やす必要がある。
- 活動始めたが続けられないなどの相談があり、ノウハウ提供のために、山科醍醐こどものひろばは、「支援者のアクションサポートBOOK～とらのまき～」を作成した。
- 支援の形としては、食材の寄付や古本や書き損じはがきからの資金援助などがある。

- 地域の大学の支援として、京都の橘学園生協が学食で寄付つきメニューを出している。寄付は行政の福祉の対象外の子の隙間を埋めることができる。
- 表面的な支援は対処でしかない。求められるのは傷がつかない社会。
- 正しい状況を説明しきることが必要。自分にとっての正しさより市民にとって納得感のある発信が重要。そうでないと「自分の権利主張でほえている」としか見られない。
- 子どもの貧困対策をきっかけに、地域の未来を予測し、改善ストーリーを考える機会に。人口減少と貧困問題から、まちをデザインし直すことが必要だが、普通は考える機会はない。まちづくりワークショップでも特定課題の解決につなげることも必要。
- 子どもの貧困は再燃しやすい。進学したら終わりではない。困難を解決する術を身に付けることが必要。そのためには、いろいろな生き方の体験が重要。これを分かち合っておくことが求められる。
- 生きるすべを子どもたちに分けていく。地域の資産を子どもたちの支援に変えていく場づくり、生きる力が必要。
- 助けてのサインを見逃さないためには、気づきを伝えること、気づく人を増やすこと、サインを見逃さないこと、考えることが大切。サインは、ふとした瞬間に気付くものだ。

子どもを育てる苦勞を分かち合う活動を15年続けてきた。2011年にNPOを立ち上げ、埼玉県社協からの依頼により、居場所づくりとして、定時制、通信制の高校を対象に無料学習支援をはじめた。活動は、貧困層だけ、発達障がいだけなど対象を選別していない。

① 居場所を選べない若者たちの「孤独と絶望」感

- 今のひどい状態から抜け出せない信じ切っている。しかもロールモデルもなく、成功体験のなさが、どんなに努力しても、現在の困難の中から抜け出せないという無力感になっている。
- 子どもたちの学校体験のなさが、中卒・不登校・高校中退、帰属できるコミュニティをもたない若者たちになってしまう。
- 踏みとどまる場所、社会が必要。
- 自己肯定感(効力感)の獲得には、仲間同士の教えあい、他者との温かい交流、自分らしくあることが必要。やればできる気になる協働性が必要。
- 学習意欲のなさ、学力の低さ、学習習慣のなさ、無力感・無感動の獲得は、学校にリスク(いじめ非行、不登校、高校中退)、親や家庭にリスク(日本語を話せない親、精神疾患・障害を持つ親、学校歴のない親、DV、虐待、ネグレクト、きょうだいが多く、家が狭い)、本人にリスク(自己評価の低さ、発達障害、愛着に課題、病弱)などが背景として考えられる。

② 子どもの「無力感」はどのようにしてつくられるか

- 改善しようという意欲の喪失は、学習能力の低下、感情面の動揺が考えられる。
- 生きがいは、自己=価値ある存在=創造、他者との交流=人(社会)の役に立つ・仲間同士の教え合い、自分らしくあること(自律性の感覚=自己統合)・自分の有能さの発見が必要である。

③ 不安定化=貧困化した子ども・若者たちの支援

- 貧困化した子どもには、社会とのつながりが弱い(断絶した)子ども・若者(親のサポートの弱い子ども・若者)、帰属できるコミュニティを持たない子ども・若者(行き場のない子ども・若者)、安心して相談できる大人を持たない子ども・若者親からの相続は経済資本のみか(文化資本)という状況がある。

④ 若者たちが貧困化する要因 –「教育と雇用」

- 子ども・若者の貧困化の背景には日本社会の子ども若者政策のなさがある。とりわけ「教育と雇用」政策がないことが大きい。
学校でも「終わりが見えない競争」の中で生きる子どもたちにとって、学校は居場所となっていない。とりわけ、貧困層の子どもたちが取り残されている。
- 日本の学校制度で、学校と塾が併存するという現象が当然視されることは異常である。貧困層の子どもたちが取り残されるのが構造化されている。

■「居場所&学び」の喪失、労働市場からの脱落

- 小・中：長欠・不登校の増大(17万人)
中卒・高校未進学 早期離職(≒7割)
※中学でなぜ、不登校が小学校から7倍～8倍化するか？

- 高校：不登校 中退(6万人～)
進路未決定(10万人) 早期離職(≒5割)
(いずれも2009年高校卒)
- 大学：不登校 中退(7万人～)
進路未決定(15万人) 早期離職(≒3割)
- 貧困問題は少子化問題でもある。
中退する若者たちの半失業化。結婚しない(できない)非正規雇用の若者たち。非正規雇用の増大は少子化と直結している。少子化の構造化の要因をはっきりさせないといけない。

⑤ さいたまユースの居場所・地域づくり

- たまり場(居場所「交流と学び直し」ボランティア)
毎週土 13時半～17時 5～60人 年間2,000人
- 生活困窮者世帯の学習(学び直し)支援 延べ15,000人。1市では日本で最大の事業になっている。
登録者数350人—生活保護世帯200人・ひとり親世帯150人の中・高生
ボランティアは大学生 現250人 (40数大学)
生活困窮者自立支援法に基づき、運営している。
さいたま市としての学習支援で11教室(10教室は中学・高校生と一緒に学んでいる)あるが、
1カ所は高校生専門(中退者も受け入れている)で就労支援もしている。
- 地域若者サポートステーション(就労支援)
- さいたま市若者自立支援ルーム
大宮駅西口 公設・民営の地域の若者たちの居場所づくり(さいたま市の委託事業)

⑥ さいたまユースの支援のポイント

- 早期発見・早期対応による「貧困の連鎖」の防止。
- 貧困問題は雇用と教育の問題からはいっていきべき(親へつながる)。
- 学校は課題を持っている子どもの情報を持っているので、支えてほしい子どもを地域で受け止めることが大切。
- 貧困は学校教育の機能の外にあるので、学校教育に問題の解決を押しつけない。
- 社会とつながりがない若者を支援者、社会につなげるスキームが必用。
- 相談と居場所 = 多様な人たちの交流と支え合い
- 地域を知り尽くした支援者(コーディネータ)の養成。
(地域・NPO・学校・行政をつなぐ)
- 地域社会全体の貧困・孤立などのリスクを軽減するシステムづくり。
(保育所などで乳幼児期の早期発見)
- すべての子ども若者を対象とした地域の居場所づくり。
選別的なターゲティングのむずかしさ=差別と偏見の存在
- 高校に入れることを目標にしていない。いろいろな子どもが集まる交流の場になればいい。こだわりは文化の交流、階層を超えた体験をさせることで、将来の居場所やネットワークができ、コーディネーターやファシリテーターが地域に育つ。若者を支えること、親を支えることがこの事業の役割。

⑦ さいたま市生活困窮者学習支援教室

- さいたま市全区に11カ所

中学生～高校生が350人利用

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当全額支給世帯)が対象。
月曜日～金曜日、毎日4～5カ所の教室が開校。

学生ボラによるマンツーマンに近い支援。

- 極端な低学力・学習意欲が低い・学習習慣のない生徒への支援のむずかしさ。
- 学校から支援のなさのむずかしさ。
- 来なくなった子ども、親に対してはアウトリーチする。
- 学生ボランティア250人が毎週、支援に参加。支援者の養成にも。

「先生は学ボラ」でスタッフ(専任職員とアシスタント)ボランティアの延長として時給1,000円で働いている。福祉、教育など自分たちが取り組みたいことができる。平成24(2012)年以降、学生、本年を入れると1,000人が参加した学習支援事業に40数大学の学生が参加。

埼玉大 大東文化大 埼玉県立大 日本社会事業大 早稲田 明治 立教 獨協 東洋 東京国際 東京理科大 芝浦工業大など教育系、福祉系が多く、将来教員や福祉職を志す学生が大学での学びを生かしながら生徒に接している。その他にも社会科学・語学・理工・体育学系など多様な専攻の学生が参加し、将来の支援者養成につながっている。

⑧ 居場所-さいたま市若者自立支援ルーム

月曜から金曜の10時～17時に開いている。

- 1日平均30人を超える若者たちが利用(1年間で延べ7,000人)。
- 最近では統合失調、障がい、非行少年、親の虐待から逃げてくる若者などさまざまだが、若者にとって唯一社会とつながる場所になっている。
- 専任の職員3人と非常勤の学生スタッフ、ボランティアが多い。

■ 若者たちが必要とする居場所

- 何でも相談できる場 → 孤立からの解放(話して不安の解消)
- 人との関係性が育つ(受容、互いに存在の承認)。
自由を犠牲にしなければならない場合も。
- 多様な年代の人と話せる(コミュニケーションの面白さ、話せる喜びを知り、他者との関係性で自信)。
- 人は多様(異なる他者の存在)。
人間観察を通して社会認識を育てる。社会への信頼感を獲得できる。
- 働いている人、いない人(人間は多様な存在。そう思うと孤立感がない)。
- 同じ体験ができる場(生活の協働・若者たちのコミュニティ形成)。
- 生活リズムが確立する(昼夜逆転からの回復)。
- 客観的にみる力 ⇒ 自分を再認識(アイデンティティの確認)
- 安心して過ごせる場所(居場所の基底概念だが・・・)。

学校や職場、家庭からの避難所、社会や家族からの期待やまなざしから解放。

朝起きて行き場のない若者たち(中学生から30代、39歳まで登録している。不登校、引きこもりからホームレスや非行経験、知的、発達障がいなど障害を持つ若者も)。貧困層の子ども若者が多い。

月曜日から金曜日まで開設。平均30数人が連日利用している。すべて、無料。

水曜日(昼食)と金曜日(月1回 夕食)は食事も提供している。

2016年11月から朝食(おにぎり)も無料で提供。

- プログラム・イベント(すべて自由参加)
 - ア) 学び直し(高卒認定、英会話、中国語、書道、アート教室など)
 - イ) 交流(コミュニケーション、バンド、毎月のイベントなど)
 - ウ) 相談(カウンセリング、医療機関との連携、サポステなど就労など)
 - エ) 就労体験(畑での野菜づくり、企業紹介など)
- 父母対象の集い 相談会

⑨ 若者たちを支える地域の「場」と「ネットワーク」と「コーディネータ」
—利用者をもどのようにキャッチするか—

〈ネットワークの機能で〉

- 自治体の子ども・若者支援の「地域ネットワーク・包括センター」
- 継続的な支援は困難を抱えた家族・当事者のデータベースの整備から
- 子ども・若者協議会(ネットワーク)から→地域の居場所・学習教室を運営する各団体へ、立ちあげ、維持運営の支援。

〈地域のコーディネータ〉

子ども(家庭)・学校・民間・NPO・福祉行政

- 場とネットワークがあってもコーディネータがいなければ進まない。
- 地域を知り、支援体制の組織と連携・協力を促進。
支援を求める・必要な人々のキャッチ、地域の支援ネットワークとつなぐ、長期間の寄り添い。
- 子ども・若者の支援に関わる機関の連携のキーパーソン。
- ケースカンファレンスを開催。

4 事例紹介

事例1	ネットワーク(生協が運営主体として取り組む子ども食堂)
訪問施設・企画	コープこうべ コープ園田店の子ども食堂「にじっ子夕焼け食堂」
訪問日	2016年9月28日(水)
ご対応者	コープこうべ・中川 寿子氏(委員)、本部長 田中 浩太郎氏、 理事 中西 志津子氏ほか コープサークル「ぼこぼこ」 上田 由美子氏 尼崎市社協 今井 久雄氏 NPO法人愛逢 理事長 海士 美雪氏
訪問者	生協総研・松田 千恵/日本生協連・山田 浩史
報告者	日本生協連・山田 浩史

1. ヒアリングのポイント

・取り組み内容、対象、運営主体、開催場所、地域・行政との連携など

2. ヒアリング項目・結果

(1) 取り組みの概要(どういう経緯で立ち上げたか、どういう議論があったか)

- 2014年10月8日(水)からスタートしたC園田の居場所づくりの取り組み。コープ園田店内のコミュニケーションコーナーを使って、NPO法人の愛逢さん=【尼崎市小中島にある、設立12年という高齢者や障害者(障害児)の家庭支援や子育て支援など福祉に関する事業、活動を行い、誰もが住みなれたところで安心して暮らせるまちづくりを地域とともに進めておられるNPO組織】と、この居場所づくりのために結成したコープサークル「ポコポコ」とで「より愛そのだ～ぼちぼち～」として活動(子育て支援)を開始した。
- これまでのものと、この居場所の1番の違いは、コープこうべだけ、組合員だけで行うのではなく、社会的に大きな課題を解決しようということだけに、言わばコープこうべの居場所を「地域化」し、NPOやボランティアグループなど、多様なネットワークの力で、寄ってたかって、幅広く長期的におこなっていくという生協ならではの仕組み作りを行おうというもの。
- NPO法人愛逢と以前からつながっていた尼崎市や尼崎市社協も、この取り組みに大いに関心を寄せており、オープン初日には、この取り組みに参画の意思を持って見学にこられた。
- 「より愛そのだ～ぼちぼち～」をNPOと協働でスタートすることで、行政や社協など、他団体と一気につながることができた。それを機に、不登校や引きこもりなどが社会的な問題として広がる中、園田地域における「子育て」に関する情報共有や活動支援の情報交換の場として、「園田地区 子育て支援連絡会²⁴」(以下「連絡会」)を立ち上げた(2015年1月22日)。

24 園田地区における赤ちゃんから青少年まで、すべての子育てに関することの情報共有や、地域活動・地域支援の情報交換の場とし、園田地区のすべての子どもたちの成長を応援するとともに、活動者や支援者も、共に成長することを目指す連絡会

(2) 2016年度の企画(子ども食堂・学習支援など)、開催状況について

① 組合員活動のコープサークルが連絡会のメンバーとして開催している子ども食堂「そのっこ夕焼け食堂」

- 一昨年、地域のNPO法人とコープサークルが協働運営する居場所「より愛そのだ～ぼちぼち～」ができたことで、一気につながった行政や社協、社会福祉法人やスクールソーシャルワーカーなどと一緒に結成した協議体＝「園田地区子育て支援連絡会」で、貧困や育児放棄、虐待、不登校といった「子育て」や「子どもそのもの」への支援を念頭に、「みんなで子育て応援フォーラム」を開催したほか、学校が冬休みや春休みの期間中、さまざまな理由から食事をとることが困難な子どもや、親が働いているなどで、1人ぼっちで食事をしなければならない子どもたちを対象に、「みんなでお昼ごはん会」を開催した。多くのボランティアに支えられ、期間中には、延べ367人の子どもたちの参加があった。その経験を生かし、3月25日には、「そのっこ夕焼け食堂」がプレオープンした。子どもだけでも、親子一緒でも、みんなで賑やかに夕ごはんを楽しんだり勉強したりできる場として、4月から毎週金曜日に開催している。毎回の参加者は十数人程度。

※2015年12月22日、スクールソーシャルワーカーより社協へご飯が食べられない子どもがいるとの連絡があり、赤い羽根募金の一部を使って、お昼ご飯会をすることになったのがきっかけ。12月25日より2週間、お昼ご飯会を開催。PTAを通じて学校より開催のビラを配布してもらったり、会場として家庭科室の提供など学校との連携もした。

※2016年4月から町会長自宅に隣接する喫茶店の空き店舗で子ども食堂を毎月第2金曜日 17時～開いている。

※その他の金曜日は他の連絡会に入っている組織が主となっている。

② 組合員活動のコープサークルが単体でおこなっている子ども食堂「にじっ子夕やけ食堂」

※毎月第2・第4水曜日 場所はC園田組合員集会室

- 昨日(2016年9月14日)から、連絡協議会の第2号店としてコープ園田組合員集会室で「にじっ子夕やけ食堂」を開設した。運営は、コープこうべのサークルが中心となって担っている。毎月第2・第4水曜日の16時～19時に開催する。
 - ・食堂の参加費は、中学生以下はお手伝いをすれば無料、高校生以上は1食300円としている。

(3) 運営主体(どのようにして集まった人たちがスタッフ・ボランティアとなっているか・運営開始後にどのような協力者が増えているか)

連絡会の運営主体は、コープこうべ第1地区活動本部、コープサークル「ぼこぼこ」、NPO法人愛逢、特別養護老人ホームけま喜楽苑、行政(こども政策課、青少年課、スクールソーシャルワーカー)、社協園田支部、園田小学校PTA、園田公民館、NPO法人やじろべえ、阪神共同福祉会

※コープサークルは、ボランティア説明会に参加した組合員から子ども食堂支援隊として立ち上げた。現在、店舗でのボランティア26人が子育て支援隊として登録している。1回5人くらいずつ対応。

(4) 地域・行政との連携

- 社協から地域の活動、連携を広げていくことは意義がある。
- 組合員理事と尼崎市職員、尼崎市社協事務局長と園田コープ委員兼総代で尼崎市PT連合会園田地区代表&園田小学校PTA会長が学校長に子ども食堂開設報告に行った。
- 町会長や民生委員の協力も得ながら進めている。登校見守りをするなかで、心配な児童を見つけ、食堂に連れて来てくれることもある。
- スクールソーシャルワーカーは数が少なく、把握が弱い。学校や家庭が、支援対象とすべき子どもの存在を隠すこともある。

(5) 運営マニュアルなど企画で使用している資料・教材(子ども食堂の場合、食中毒対策、衛生面の管理、食材の継続的な確保など)

- 行政を通じて保健所に確認し、今回は調理実習の延長であり、営業行為ではないとされている。ごはんを食べるだけでなく、居場所として、コミュニティづくり、学習支援など福祉的要素が強いとの解釈で処理している。食事はコミュニケーションツール。よって、届出について、毎回の参加者を受付確認して名簿を作成する登録メンバー制としているので手続きの必要はないとのこと。コミュニティ食堂。
- 参加者が定常で20人以上になると、集団給食開始届が必要となる。
- 食材は、近郊農家の規格外野菜、知り合いの水産加工業者の余剰品やアラなどの寄付を社協が備蓄し、賄っている。
- 店舗の販売期限切れ食品(当然のことながら消費期限内で、生鮮食品も含まれる)を使用するのは初めて。宅配の組合員の注文ミスによる返品食品についても月2回フードバンクへ提供している(※各センターごとに社協と協定を結んでいる)。調味料、飲料など中心。宅配は生鮮食品は無しで、冷凍はタイミングよければ提供する。

(6) 財政的支援(スタッフ、ボランティアへの交通費、活動手当などの補助・会場費など運営経費の補助)

- コープサークル、居場所づくり、つどいづくりの助成をしている。立ち上げ経費として、1万5千円支給。サークル化すると月2回会場が無料で借りられる。・「そのっこ夕焼け食堂」の経費は、社協が事業化して組んでいる予算で補てんされている。
- 用途を子ども食堂への寄付に絞ったふるさと納税の制度があり、20万円×15カ所が助成対象となる。それにも応募した。

(7) 取り組みから見えてきたこと(良かった点、苦労や課題、取り組みを通じて感じる子どもの貧困の現状など)

- 連絡会を構成する各組織の視点は多様だが、連絡会を基盤として協働の取り組みが進んでいる。あえて代表を置かない運営により、参加組織が当事者意識を持ち、主体的に関与している。
- 役所が一参加者として入っていることの意義も大きい。
- 生協の店は地域の資源であるという認識が生まれてきた。「生協の店を地域の暮らしの拠点として活用してください。一緒にやっていきましょう」と呼びかけている。
- 参加組織も口コミで次々と増えている。
- 地域に貢献することを何かやってみたいと思っている人は多い。具体的に動き出せば参加してもらえる。
- 大きくなった体制に合わせて、部会(食堂・学習・居場所・未来)に分けた運営を開始した。
- 居場所づくりの取り組みの中から、貧困による食の問題の切実さが見えてきて、子ども食堂へと結びついた。子ども食堂そのものが目的や終着点だとは思っていない。
- 食堂で提供するメニューはその日の食材から決めている。“おばんざい”のようなメニューも多く、子どもたちからは普段は食べたことがないという声も聞かれる。図らずも食育的な効果も出ている。

(8) 今後の取り組み予定

- フードドライブも検討する。

3. その他報告

- スタッフの育成は考えていないとのこと。
- 連絡会メンバーで春休み、夏休みの対応をしている人もおり、今後、子ども食堂に発展していく可能性あり。
- 連絡会のメンバーは市外、県外からも参加している。

添付資料

1. にじっ子夕やけ食堂の様子



事例2	地域団体の子ども食堂
訪問先	キネマえがお食堂
訪問日	2016年11月16日(水) 18:00～19:00
ご対応者	キネマフィーチャーセンター 菊地 真紀子氏
訪問者	大阪いずみ市民生協・山本 章代氏、エフコープ・安元 正和氏、 東京都生協連・伊野瀬 十三氏、 日本生協連・笹川 博子、中山 未樹、斉藤 千恵、上田 尚美
報告者	組合員活動部・上田 尚美

1. ヒアリングのポイント

・取り組み内容、対象、運営主体、開催場所、地域・行政との連携など

2. ヒアリング項目・結果

(1) 取り組みの概要(どういう経緯で立ち上げたか、どういう議論があったか)

- キネマフィーチャーセンターは、キネマ商店街の一角にあり、大田区の民営施設として2006年より開設された。
- コミュニティカフェとして、ママたちが気軽にお茶をする場所やイベントスペースでは映画上映なども行っている。
- その活用の一つとして、2016年4月より月に1回子ども食堂を始めた。同じ場所が昼はカフェなどになっている。



(2) 2016年度の開催状況について

- 2016年4月より6回開催。
- 多いときは20人ほどの参加があった。子ども食堂というより、地域の人たちの居場所としている。
- この日のメニューは、ホワイトシチュー(500円)
- この日の参加者は、子ども1人、大人3人。通りで道行く人に声をかけているが、道行く人がほとんどいない。商店街自体シャッターが下りている店が多い。この取り組みが、商店街の活性化につながるには、もう少し認知度をあげなければならない。商店街としてハロウィンなどを行った。

(3) 運営主体(どのようにして集まった人たちがスタッフ・ボランティアとなっているか・運営開始後にどのような協力者が増えているか)

■ 菊地さんは2013年頃より支援活動に取り組み始めた。運営はほぼ一人で行っている。この日は、ボランティアで1人参加していた。張り紙を見て、ボランティアに応募してくる人もいる。

(4) 地域・行政との連携

■ 何か行事を行うときは商店街から補助をいただく。また食材は商店街の店から仕入れている。

(5) 取り組みから見てきたこと(良かった点、苦労や課題、取り組みを通じて感じる子どもの貧困の現状など)

■ まだ子ども食堂を始めたばかりで、今後どのように定着させていくかは課題である。商店街が衰退していく中で、地域の人たちの居場所として、このセンターをみんなが活用している。その一環での取り組みなので、これだけの評価は難しい。昔ながらの雰囲気がある商店街だが、蒲田駅が大改装され、町自体が大きく変化していく可能性がある。大田区全体で4カ所ほど子ども食堂を行なっているようで、互いの情報交換なども行っている様子。



事例3	地域団体の学習支援
訪問先	学習支援会「クローバー」
訪問日	2016年11月16日(水) 18:30～20:00
ご対応者	弁護士法人東京パブリック法律事務所 弁護士 飯田健太郎氏
訪問者	パルシステム連合会・瀬戸 大作氏(委員)、コープこうべ・中川 寿子氏(委員)、 生協ひろしま・森畠 哲司氏(委員)、コープかごしま生協・中山 仁志氏(委員) 日本生協連・二村 睦子、山田 浩史
報告者	日本生協連・山田 浩史

1. ヒアリングのポイント

・取り組み内容、対象、運営主体、開催場所、地域・行政との連携など

2. ヒアリング項目・結果

(1) 取り組みの概要(どういう経緯で立ち上げたか、どういう議論があったか)

- 「クローバー」は任意団体「子どもサポーターズとしま」がおこなっている無料の学習支援会の名称。「子どもサポーターズとしま」は東京弁護士会公設の法律事務所である東京パブリック法律事務所の弁護士や事務員有志が中心になって、2010年7月に設立された。同年9月に学習支援会クローバーをスタートし、現在は学生ボランティアや社会人ボランティアとともに、運営している。
- 貧困などによる教育の格差をなくし、勉強がしたくても、家庭の事情で塾に通えなかったり、宿題を見てくれる大人のいない環境にいる子どもたちに将来の希望をもってもらう目的で学習支援の活動をおこなっている。
- まずは子どもたちと積極的にコミュニケーションをとり信頼関係を築く。学ぶことは楽しいと思ってもらうこと、子どもたちが自分の居場所と感ずることが大切だと考えている。一見遠回りのようだが、塾や学校とは違うアプローチで学力向上できる環境こそ、必要なサポートだと考えている。

(2) 2016年度の企画(子ども食堂・学習支援など)、開催状況について

- クローバー(毎週水曜日)、クローバー朋有(毎週木曜日)を開催している。祝日を除き、夏休みの間も含め、原則通年で開催。上池袋第一まちづくりセンターでは毎週水曜日の午後4時30分～7時(終了後、ミーティングあり)に開催。区民ひろば朋有(東池袋)では毎週木曜日の午後3時30分～7時(終了後、ミーティングあり)に開催。
- 指導対象は小・中学生。最初は小学生を対象にしていたものが、ある中学3年生がやってきたことをきっかけに高校受験のサポートに本格的に取り組むようになった。
- 指導内容は、小学生が学校の宿題と、独自教材などを個別指導、中学生が定期試験対策および受験指導(進路指導)。宿題の手伝い、中間や期末試験の準備、学校や塾でわからないところの復習など何でも聞ける。わからないところは、最初に戻って、丁寧に教えてくれる。外国籍のお子さん、日本語の習得が十分ではないお子さんの学習支援も実績あり。
- 通ってくる子どもたちは主に中高校生で15人くらい。
- 夏のバーベキューやらハロウィンパーティーのイベントもおこなっている。

(3) 運営主体(どのようにして集まった人たちがスタッフ・ボランティアとなっているか・運営開始後にどのような協力者が増えているか)

- 大学生ボランティアや経験のある社会人ボランティア(退職者など:元塾講師、新聞社勤務)、弁護士の方などが教えているが、レベルが高い。
- 子どもひとりひとりの学習意欲や学習レベルに合わせて指導している。
- 進学希望先高校の面談、選定に応じた学習と進路指導をおこなっている。また、19時~のミーティングでは、個人別シートに担当が記入し、ひとりひとりの学習の様子、来なかった子どもへの対応などきめ細かく振り返りと対策をおこなっている。そのためには通っている学校と希望学校の先生との連携もおこなっている。「伴走型の学習支援」を実施している。
- 参加者を集めるのに、中学校や社協、大学などでパンフレットを配布してもらったりしている。

(4) 地域・行政との連携

- 地域の他の団体や豊島区役所、社会福祉協議会、学校、ソーシャルワーカー、弁護士との連携。

(5) 運営マニュアルなど企画で使用している資料・教材(子ども食堂の場合、食中毒対策、衛生面の管理、食材の継続的な確保など)

- 必要な教材、勉強の合間に子どもが食べるおやつ(社協)、ささやかなレクリエーション費用は、寄付によってまかなっている。
- ブログ、ラインなどを使って、ボランティア間で運用・予定などの情報共有をおこなっている。

(6) 財政的支援(スタッフ、ボランティアへの交通費、活動手当などの補助・会場費など運営経費の補助)

- 子どもたちの勉強を見るボランティアはすべて無償で活動に参加している。
- 場所代など運営費はかからないが、教材の購入、イベントの実施など弁護士の方の寄附による基金を活用している。

(7) 今後の取り組み予定

- クリスマス会
- 年末は2016年12月30日(金)まで実施予定。年始は2017年1月6日頃からの予定。その間に合格祈願も予定されている。

3. その他報告

- 2015年度の12月頃から、中3生を対象にして、月曜日と金曜日の午後5時~7時に無料の勉強会をしてきた。これがクローバープラス。始まったのは2012年度だが、少しずつ形を変えている。昨年度は受験の直前まで、過去問などを中心に苦手科目を重点的に取り組んだ。水曜日のクローバー、木曜日のクローバー朋有、そして仲間である火曜日のWAKUWAKU勉強会に参加すれば、週5日無料学習支援が受けられる体制をとっている。
- V模擬などの実力判定結果をもとに、ボランティアが受験生の成績や志望校などの情報を内部で共有して、一人一人に合った、一貫性のある指導を行うようにしている。
- 推薦入試を狙う生徒や外国人生徒特別枠で受験する生徒には、志望動機や作文などの指導をする。クローバーでは弁護士などの社会人が模擬面接をするので、実際に近い形で面接の練習ができる。

事例4	側面的支援(こども食堂へ提供される食材の保管場所の貸し出し)
訪問先	「こども食堂(福岡県大野城市内の西松建設 平和寮)」
訪問日	2016年12月10日(土) 10:30～15:00
ご対応者	NPO法人チャイルドケアセンター 代表理事 大谷 清美氏、 理事 兼 ふくおか筑紫フードバンク運営委員会 事務局長 吉田 まりえ氏 ふくおか筑紫フードバンク運営委員会 運営委員長 松田 孝一氏 大野城市こども部こども未来課 課長 緒方 一幹氏
訪問者	エフコープ・理事長 菊谷 宗徳氏、安元 正和氏(委員) 日本生協連・山田 浩史
報告者	日本生協連・山田 浩史

1. ヒアリングのポイント

・取り組み内容、対象、運営主体、開催場所、地域・行政との連携など

2. ヒアリング項目・結果

(1) 取り組みの概要(どういう経緯で立ち上げたか、どういう議論があったか)

- 「ふくおか筑紫フードバンク」は、企業などから食材の寄付を受付、主に筑紫地区で「こども食堂」を運営する団体・個人に食材を提供し、「こども食堂」の継続を支援している。「チャイルドケアセンター」が事務局となり、「ふくおか筑紫フードバンク」は子どもたちの身近な地域に、子どもたちの居場所となる「こども食堂」を応援している。「チャイルドケアセンター」は、こども食堂などの立ち上げ支援をおこなう中間支援組織。
- 子ども食堂をまず立ち上げ、食材が集まってきたのでフードバンクを立ち上げた。
- 「チャイルドケアセンター」は「こども食堂」をあたたかいごはんを提供する、貧困を前面に出さず、地域のすべての子どもたちを対象にした居場所をつくる、家庭学習を習慣付ける学習支援をおこなう、子どもたちに馴染みのある地域の公共施設(公民館)などでおこなう、子どもたちに多くの人々からの善意で可能となっている食事の無料提供であることや実行委員会がボランティアであることを伝えることを考えている。
- 子どもの放課後問題があり、居場所のニーズはなくならないと考えている。
- 子どもたちの現状を親と過ごす時間が短く家庭の機能が低下、孤食の増加、冷たい食事、行事食や郷土食を知らない、家庭学習習慣がない、地域・親族関係など人とのつながりが薄いと考えている。体験を通じた人との交流が大切。「こども食堂」の概要と理解を求める、新聞掲載後の対応、報道と視察(有償)および見学者への対応をおこなっている。

(2) 2016年度の企画(子ども食堂・学習支援など)、開催状況について

- 月1回、「チャイルドケアセンター」、西松建設(株)主催、大野城市・大野城市教育委員会の後援、西松建設(株)ふくおか筑紫こども食堂&ふくおか筑紫フードバンク、子どもの本専門店エルマーの協力で、「こども食堂」を開催している。
- 「チャイルドケアセンター」はより地域に密着した南福岡エリア子育て情報誌「びい〜んずキッズ」を発行している。
- 「チャイルドケアセンター」は受託事業として、大野城市留守家庭児童保育所運営業務、ファミリー・

サポート・センター運營業務(受託元:大野城市、那珂川町)、ひろば事業「ぞうさんひろば」(受託元:大野城市)、基本的な生活習慣習得事業(受託元:大野城市)、3歳児集団検診託児(受託元:大野城市)、指定管理として、大野城市ファミリー交流センター運営・管理事業(協定先:大野城市)、共働提案事業として、子育てママの活躍推進プロジェクトに取り組んでいる。自主事業として、ふくおか筑紫こども食堂、ふくおか筑紫フードバンク、あいさぽーと(子育てサポート・家事援助サービス)、中学3年の家庭科授業において中学生と地域の母親が交流する「中学校子育てサロン」などに取り組んでいる。

- 事業規模は1億4,000～5,000万、職員30人(パート含む)。

(3) 運営主体(どのようにして集まった人たちがスタッフ・ボランティアとなっているか・運営開始後にどのような協力者が増えているか)

- こども食堂の運営体制は、会場近くに住むボランティア(チャイルドケアセンターの事業のボランティアに声掛け)、大学生(大学との連携、学習支援)。
- チャイルドケアセンターの事業で、多様な世代の人とのつながりがあるので、1,000～2,000人のボランティアに必要な応じて声かけできる。
- 取り組みの支援体制としては、地域の実行委員、公共施設利用に対する地域の理解、専門家からのアドバイス、地域の子どもたちやボランティア。
- 立ち上げ勉強会と実践勉強会(まずは取り組んでみて体験する)、西松建設からの場所の提供、フードバンクにおける協力会員と利用会員の関係づくり。

(4) 地域・行政との連携

- 大野城市は4つのコミュニティがあり、さらに27行政区がある。行政区ごとに子ども食堂をつくらうとしている。大野城市からチャイルドケアセンターの「ふくおか筑紫フードバンク」に対して、子ども食堂への食材提供の拠点機能を期待し、予算残から独自に冷蔵庫購入などの助成をしている。
- 学校・教育委員会の後援により、学校へのチラシ配布など顔の見える関係づくりを進めている。
- フードバンクは、大野城市から補助金以外にも仕組みづくりへの助言などの運営支援を得ている。
- こども食堂の立ち上げは、行政区長会での説明などで説明して、公民館の活用などを進めている。

(5) 運営マニュアルなど企画で使用している資料・教材(子ども食堂の場合、食中毒対策、衛生面の管理、食材の継続的な確保など)

- 「こども食堂 立ち上げマニュアル」がある。内容は、子ども食堂の開催設定方法、実行委員会の運営体制、寄付・食材の募り方、営業許可、広報、安全管理、当日の運営、行政との連携など。
- 近隣の農家が「子どもに食べさせてほしい」と野菜を持ってきてくれる。

(6) 財政的支援(スタッフ、ボランティアへの交通費、活動手当などの補助・会場費など運営経費の補助)

- 「ふくおか筑紫フードバンク運営委員会」をつくって、こども食堂に対しての食材提供・ノウハウの基盤を整える支援として、大野城市より補助金(40万)をもらっている。
- こども食堂は、チャイルドケアセンターの自主事業で運営費用は持ち出しではあるが、視察代としていただいたお金を運営に回している。フードバンク収入は主に寄付。

(7) 取り組みから見えてきたこと(良かった点、苦労や課題、取り組みを通じて感じる子どもの貧困の現状など)

- 見えてきた課題として、日時の設定および開催時間の再考、実行委員会と子どもたちとの関わり、趣旨説明の方法、定期的な開催に向けての体制づくりなどをあげている。子ども食堂の水平展開、どのように人をつなぎ合わせるか、人・情報・資金・場所など立ち上げやすい仕組みづくりが必要。
- 食品衛生管理の教育、質の向上が必要。
- 運営リーダーとボランティアの意識のギャップをどう埋めていくか。手伝う人はいるが、一緒に運営に関わる人がいない。リーダーのなり手をどうつくるか。子ども食堂をはじめたい人にどう関わっていくか。
- 今後の展開としては、定期的な開催、子どもたちに主体的な行動を啓発する、実行委員の活動推進、「こども食堂」に関心のある団体との連携および意見交換が必要。
- フードバンクの対応と課題としては、受付方法、期間、寄付の選定、お礼の伝え方、企業との連携(CSR)、フードバンクの運営体制と組織づくりをあげている。
- 子どもにとって、孤立をなくす、信頼できる大人を地域につくる、温かい人間関係で安全で楽しく過ごせる居場所をつくる必要があると感じている。
- 各地の子ども食堂で困難な状況の子どもがいた時に、どう関わるか、専門家との連携の進め方などのノウハウの共有も必要と考えている。
- 適度に大人が混じることにより、子ども同士のいじめなど起こらない。

(8) 2016年度の取り組み関連企画

- ・子ども食堂の運営団体のネットワーク化。(利用団体連絡会議の開催)

(9) 今後の取り組み予定

- 「子ども食堂 立ち上げマニュアル」のバージョンアップ。(地域への水平展開のため)
- 子ども食堂などの居場所づくりの担い手発掘。
- 「ふくおか筑紫フードバンク」の運営資金の支援として、寄付機能つき自動販売機の設置、寄付つき商品のカタログ作成など考えている。

3. その他報告

- エフコープは太宰府市にある配送センターの業務用保冷庫の一角を企業などから提供された食材を保管するスペースとして貸している。
- 生協に対しては、フードドライブ、人の組織、寄付付き商品など地域密着の資金支援の仕組みづくり、食品衛生の学習会の対応などを期待している。
- 反省会では、郷土料理の提供、みんなで食べることの意義を共有した。

1. こども食堂の様子



事例5	協同組合間連携(子ども食堂)
訪問生協	大阪きづがわ医療福祉生活協同組合 ながほり通り診療所
訪問日	2016年11月18日(金)
ご対応者	大阪きづがわ医療福祉生協 組合員活動部 港・西エリア管理者 姉川 駿一氏
訪問者	生協総研・松田 千恵
報告者	生協総研・松田 千恵

1. ヒアリングのポイント

・取り組み内容、対象、運営主体、開催場所、地域・行政との連携など

2. ヒアリング項目・結果

(1) 取り組みの概要(どういう経緯で立ち上げたか、どういう議論があったか)

① 診療所周辺エリアの地域性

大阪駅から5kmほど、都心部の心斎橋エリアの一角。マンションの建設が進み、近隣関係の希薄な若年層住民が増えてきている。新住民は比較的高所得。年齢層の高い旧来の住民とは多少の軋轢もある。

② 診療所のスタート以降の経緯は以下のとおり。

2003年 港区で配食事業開始。

2010年 5月 ながほり通りの現施設でデイサービス開始。

7月 診療所(中心は小児科)開始。

2013年～ 近所同士や親子の交流のためのイベント(食事会、芋掘りなど)を不定期に開催。

2015年 貧困に問題意識をもった組合員から、子ども食堂を始められないかとの意見表明。

2016年 6月 子ども食堂開始。

(2) 2016年度の企画(子ども食堂など)、開催状況について

■ ながほり通り診療所の、昼間にデイサービスをおこなっているスペースを活用して、毎月第3金曜日 18時～20時に開催している。1回30食限定。1食の料金は、子ども100円、おとな300円。

■ 以前から高齢者対象に昼食と夕食の配食事業を月曜日～土曜日でおこなっており、デイサービスで提供する分も含め、千数百食の利用がある。調理職経験のあるパート職員が調理に当たっている。子ども食堂で提供する食事のおかずについては、そこから分けてもらっている。ご飯とみそ汁は独自に調理する。メニューは、栄養バランスや塩分量も配慮されている。ただし、もともと高齢者向けなので、たとえばハンバーグなどの子ども向けメニューは出ることはい少ない。

■ 開催のお知らせは、当初は診療所の小児科の患者さんに呼びかけたり、表に開催中の看板を置いたりした。利用者がお友だちを誘ってくれたりして、今は満杯状態。働くお母さんと子どもでの利用が多い。

(3) 運営主体(どのようにして集まった人たちがスタッフ・ボランティアとなっているか・運営開始後にどのような協力者が増えているか)

- 独自調理のご飯とみそ汁の調理、配膳、片づけには、診療所の職員や運営委員の方がボランティアで参加している。ホームページでボランティアを募集したところ、多くの大学生から応募があった。
- 食材の寄付を呼びかけたら、ホームページで見て趣旨に賛同したという知らない方も含めて、善意が集まってきている。米はいろいろなところから来る。茨木のコープ自然派も職員から米の収穫イベントで余った米30kgを寄付してくれた。長野県の方からも米の寄付があった。大阪府生協連はイベントで余った素麺を寄付してくれた。徳島の子ども食堂からはすだちが届いた。地域のコロッケ屋さんやうどん屋さんなどからも寄付が来る。
- 登録している子ども食堂のネットワーク経由のアクセスも多い。

(4) 地域・行政との連携

- 2016年8月に大阪市西区長と別件で会ったときに子ども食堂のことを伝えたところ、コミュニティづくりの観点から興味を示していたが、行政からの助成などの支援は受けていない。
- 社協とは、2016年に入ってから他の活動について連携での取り組みが始まった。
- 購買生協については、現状では前述した食材の寄付の範囲。おおさかパルコープの運営委員に「一緒にやりませんか」と声を掛けており、別のイベントでは共催が実現している。12月23日に区民センターホールでのイベントを企画している。コープ自然派はフットワークが軽く、協力の申し出があった。

(5) 運営マニュアルなど企画で使用している資料・教材(子ども食堂の場合、食中毒対策、衛生面の管理、食材の継続的な確保など)

- 配食事業のインフラを利用している。

(6) 財政的支援(スタッフ、ボランティアへの交通費、活動手当などの補助・会場費など運営経費の補助)

- 配食事業の料金は1食570円で少し赤字で運営している。子ども食堂は、配食事業からおかずのみを実費より少し安い1食300円で購入している。30食の必要経費が6,000円～7,000円掛かり、少し赤字。今のところは職員からのカンパなどで穴埋めしている。

(7) 他の組合員活動(子育てなど)との連携

- 前述のとおり、コミュニティづくりの組合員活動から派生して、子ども食堂が始まった。

(8) 取り組みから見えてきたこと(良かった点、苦労や課題、取り組みを通じて感じる子どもの貧困の現状など)

- 利用者層から見て、現状はコミュニティ型の食堂になっており、当初意識していた貧困層には手が届いていない。コミュニティ型と貧困対策型の両立は難しい。貧しい人が把握できていない。貧困層とのつながりをどうつくっていくかが課題。
- 子ども食堂の取り組みが、当生協が社会に知られるきっかけになっている。

(9) 2016年度の取り組み関連企画

12月23日に区民センターホールを使用して、子ども食堂の拡大版のようなイベントを企画している。

(10) 今後の取り組み予定

- 毎月開催を継続していく。
- 利用者がすでにキャパシティオーバー気味だが、1回は30食が限界。増やすとすれば開催日で増やすしかないが、労力的にも経済的にも厳しい。

3. その他報告

- ① 同生協では、浪速区や西成区など他のエリア3～4カ所でも、子ども食堂が始まった。
- ② 医療生協かわち野生協の山本北支部のたまり場「ゆめ」でも子ども食堂を始めた。大阪いずみ市民生協やご近所から食材の全面的な提供を受けている。

添付資料

1. 子ども食堂の様子



子ども食堂の会場となっている診療所の外観。日中はデイサービスが開かれている。



参加者の“ドタキャン”が出たので、急遽、看板に貼り紙をしてお知らせ



盛り付け風景。右から2人目紫色のセーターの方が調理担当のパート職員さん。左端、白いセーターの方が学生ボランティアさん。他は職員の方々



当日のメニューは、回鍋肉(ホイコーロー)、ジャーマンポテト、ブロッコリーのマヨネーズ和え、柿



“第2陣”では保育園の保護者仲間3家族(写真奥のテーブル)が賑やかに来訪。「月1回でも料理をしないで食べられるのはありがたい」「普段は家族4人の食事だけど、ここだと大勢で食べられて楽しい」との声が聞かれた



“第1陣”の食事風景。左奥の女の子2人組は、誘い合わせて訪れた小学校のお友だちとか

事例6 地域団体のネットワーク(当事者・支援者を超えてつくった会員組織による取り組み)

訪問団体	滋賀の縁創造実践センターにおける「遊べる・学べる淡海子ども食堂」プロジェクトほか
訪問日	2016年12月1日(木)
ご対応者	滋賀県社会福祉協議会事務局次長・滋賀の縁創造実践センター所長 谷口 郁美氏
訪問者	コープしが福祉事業部・統括マネージャー代行 松田 達也氏、 リーダー森岡 淳子氏 日本生協連・山田 浩史
報告者	生協総研・松田 千恵

1. ヒアリングのポイント

・取り組み内容、対象、運営主体、開催場所、地域・行政との連携など

2. ヒアリング項目・結果

(1) 取り組みの概要(どういう経緯で立ち上げたか、どういう議論があったか)

縁創造センターは糸賀一雄生誕100年の年に、民間の福祉関係者(団体・個人)が分野や立場を超えて制度のはざまの問題を共有し、共感し、「ひとりの不幸を見逃さない」ために協働しようと呼びかけ、2014年9月に発足した。当事者、支援者を超えて、会員になってつくった組織。議論の中、孤立・困窮についての問題が子どもに影響していることが見えてきたことで、「この子らを世の光に」の糸賀理念を引き継ぐ意味でも滋賀県の子どもを支援する取り組みを大きな柱に据えた。発足にあたっては理念だけでなく、5年間の実践を目標に組織化することとなった。制度に人の暮らしを合わせるのではなく、人の暮らしに制度を合わせて、創造し実践している。

縁センターがめざすものは以下の通り。

- 制度のはざま、制度で対応できない困難に対する支援の開発と実践
- 子どもの笑顔を育むコミュニティづくり
- 県内各地で相談・生活支援に取り組む支援者の支援
- 県内各地域におけるトータルサポートのための協働のしくみづくり・トータルサポートの好事例の普遍化

子どもをまんなかにおいた活動をとおして地域連帯をつくっていくことを目指している。経済的な問題や孤立だけでなく孤食の子どもへの対応も大切。信頼できる大人との出会いが大事。子どもを大切にすることは、親・家庭を大切にしていることで丸ごと支援。子ども食堂を通じて地域が連帯しており、高齢者の介護予防にもなっている、高齢者施設は地域貢献に取り組みたいところが多い。

(2) 2016年度の企画(子ども食堂・学習支援など)、開催状況について

縁センターからの助成金も活用しながら、無理せず月に1回以上の実施を目安に同じ場所で定期的にかけている「子ども食堂」。そのほか、「福祉活動」を滋賀の福祉モデルとして認め合い、広く県民のみなさんと共有し、県内に波及していくための「“滋賀の縁”認証事業」や、困っている人を真ん中にお

いてあらゆる分野の専門職が学び合う「滋賀の縁塾」、社会福祉施設を活用した子どもの夜の居場所「フリースペース」、児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもたちの自立を応援する「ハローわくわく仕事体験」などさまざまな取り組みの支援をおこなっている。分野ごとに設置されている小委員会が企画と進行管理を担っている。

子ども食堂は、子どもが1人で参加し、1人で帰れるように、土曜・日曜の昼間に実施するところも多い。夏休み集中開催で週1回の開催もある。規模は5, 6人から100人規模もある。

子ども食堂の取り組みを県域で応援する官民協働のしくみとして縁ネットの構築を検討しており、そのための一歩としてフードバンクネットを構築予定。あくまでも子ども食堂の食材応援のフードバンクではじめようと考えている。

(3) 運営主体(どのようにして集まった人たちがスタッフ・ボランティアとなっているか・運営開始後にどのような協力者が増えているか)

縁センターの取り組みは、必要としている人がいるのに対応する支援がないなら創っていきと会員自らが主体者として動いている。「自覚者が責任者」という志を具体化している。子ども食堂も、実態を知って住民や関係者が動きだしたところがほとんどで、地域組織が運営の中心。個別で始める時も地域の民生委員に話を始めている。地域の方からは食材提供があり、お米は多い。フードバンクは県の予算がつけば、来年度からコーディネーターを置く。運営主体は県社協とし、県全域で調整する仕組みを考えている。

(4) 地域・行政との連携

滋賀県社協が滋賀県に対し、少子化・人口減少を見据え「貧困問題」対策が地域づくりの肝であることを認識してもらった上で、財政含めた支援を受けている。共助・公助が連携して自助を引き上げていく「連携型」を志向し、それを具現化した実践である縁創造センターの公私協働連携の取り組みと、県民の生活問題から制度を創りなおすという新しい仕事の仕方をしている(滋賀県のオリジナリティ)。

(5) 運営マニュアルなど企画で使用している資料・教材(子ども食堂の場合、食中毒対策、衛生面の管理、食材の継続的な確保など)

縁センターは任意団体であるが社団法人的な運営をしている。滋賀県社協が事務局を担う。事業執行は縁センターの理事会で決定の上、進めている。実際にこのセンターを動かしているのは会員であり会員が権限をもっている。

淡海子ども食堂の運営マニュアルとしては、「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業実施要綱、手引きなどがある。

(6) 財政的支援(スタッフ、ボランティアへの交通費、活動手当などの補助・会場費など運営経費の補助)

民間で会費によって、約7千万集め、滋賀県から約3千万を補助してもらい、約1億で基金をつくった。遊べる学べる淡海子ども食堂推進事業として、モデルとなる子ども食堂への助成は、縁センター会員、法人会員が推薦する団体、グループが対象で、初年度20万円、2年目、3年目10万円(3年まで)。

立ち上げ相談、運営への助言、支援、学習会などの開催などもおこなっている。実施要綱はあるが、助成金の使い道の限定はない。成果の報告は必要。

(7) 取り組みから見てきたこと(良かった点、苦労や課題、取り組みを通じて感じる子どもの貧困の現状など)

- 親への批判や非難?は、困っている家庭をさらに孤立させてしまう。
- 継続性は大切。
- 市社協との連携による学習会など、地域の実態を知る機会をつくる必要がある。
- 学校の先生に関わってもらいたいという思いは共通している。
- 市町社協を通じて、まず自治体、民生委員に話をして、動き出しつつ地域のなかでのネットワークを構築していく。
- 「子ども食堂」がキャッチしたSOSを、必要な支援につないでいく。「子ども食堂」が住民と専門職による地域共同ケアの実践の場となることをめざしたい。
- 小さな実践でいいので、まずはやってみることが大切で、やってみて初めて見直しができる。制度にないことをやっているの、のびのび柔軟にやってよい。
- 気づき(自覚)と福祉への思い(志)を共有する人が出会い、人を呼び込み、広がっていく。
- 一人を大事にする。制度がないからといってあきらめない姿勢と実践が大事。

(8) 今後の取り組み予定

5年間の目標と課題。

- 地域に縁・共生の場をつくる。 300カ所(概ね小学校区に1つ)。
- 課題解決のためのネットワークづくり 15カ所(概ね福祉事業所単位)
- 制度の対象とならず、支援が届かない課題の解決に取り組む。
- 国や県、市町への施策提案に取り組む。
- 縁・支えあいを県民運動にしていく。

3. その他

- 生活困窮者自立支援法の学習支援事業(任意事業)は子ども食堂をはじめとする居場所事業もメニューとして使えるのではないか。
- 学習支援事業は、現在は任意事業だが、将来の投資、介護予防などの観点から、国庫負担を2分の1→3分の2にする働きかけは意味がある。

事例7 他団体のフードバンク活動(視察、および第5回研究会報告より)

訪問団体	フードバンク山梨
訪問日	2016年12月23日(金)
ご対応者	フードバンク山梨 米山 広明氏
訪問者	日本生協連・山田 浩史
報告者	日本生協連・山田 浩史

1. ヒアリングのポイント

・取り組み内容、対象、運営主体、開催場所、地域・行政との連携など

2. ヒアリング項目・結果

(1) 取り組みの概要(どういう経緯で立ち上げたか、どういう議論があったか)

生協の理事長を辞めて地域の一般市民になったとき、廃棄される大量の食べ物と福祉をつなぐフードバンクの活動は社会貢献やもったいないをありがとに変える素晴らしい活動だと思い、フードバンク山梨を立ち上げた。まずは、2008年に児童養護施設や障がい者の通所施設に食品を届けることからスタートした。2009年9月にNPO法人格を取得し、県の雇用再生事業という枠組みを利用して事務所、車1台、スタッフ2人を確保した。2015年11月には、国内フードバンク団体がかかえる課題解決やフードバンクを取り巻く社会的環境整備を行うことにより食品ロスを削減、貧困問題の解決に寄与することを目的に「全国フードバンク推進協議会」を設立した。

「市民参加」を大切に、一般家庭から寄付された食品を福祉施設や困窮世帯に提供する「フードドライブ」にも取り組んだ。市民同士が助け合う共助の関係を築くことにつながり、寄付者自身が食品ロスや貧困問題を考える機会にもなり、市民のフードバンクに対する認知度向上にも貢献することができる。一般家庭だけでなく、地域の中学校、高校、専門学校、大学など学校単位、また職場単位でも取り組んでもらっている。

○ 食のセーフティネット事業

企業・農家・市民から寄付いただいた食品を行政・社会福祉協議会・学校等と連携し、対象者は高齢者・失業者・ひとり親家庭・外国人・路上生活者など、地域の困窮世帯に届けている。毎月2回、最大3カ月困窮世帯へ宅急便で食品と手紙を配送している。家族構成にあわせて食品の箱詰め作業をボランティアとともにやっている。1～2人世帯は平均7kg、3人以上の世帯は平均12kgを目安に送っている。

○ フードバンクこども支援プロジェクト

企業・団体・学校と連携してフードドライブを拡大し、他団体と連携して「フードバンクキッチン」や「学習支援」を実施している。教育現場で把握した生活困窮家庭への食糧支援を実現するため、モデル的に学校からの申請を受け付ける新たな支援方法に取り組んでいる。

○ 相談支援と就労準備支援事業

食のセーフティネット事業利用者の中で、相談支援が必要な世帯への訪問や市役所への同行などを重点的に行っている。また、長期間一般就労から離れていたり働いた経験がない方に対する準備段階のプログラムや、「フードバンク山梨無料職業紹介所」による就労の斡旋を通じて、自立に向けた支援を行っている。

○ 市民のボランティア活動によるフードバンクへの参加促進

- ・ 市民や企業・学校、団体に協力してもらい、家庭に眠っている食品を集める（フードドライブ）。
- ・ スーパーなどで購入した食品を店舗に設置したきずなBOXへ寄付してもらおう（きずなBOX）。

(2) 2016年度の企画(子ども食堂・学習支援など)、開催状況について

○ フードバンクこども支援プロジェクト

学校で給食を食べることができない夏休み期間毎週、行政や学校と連携することでこれまで見えにくかった子どものいる困窮世帯に向けて集中的に食糧品を配送している。2016年8月には、スクールフードドライブ、学習支援、フードバンクキッチン(夏休みバーベキュー大会)による包括的支援を実施した。

○ 困窮家庭の子どもたちにクリスマスプレゼント

2016年12月23日、経済的に苦しい家庭の子どもたちへのクリスマスプレゼントの発送作業に取り組んだ。サンタクロースの赤い帽子をかぶったボランティアが、お菓子や食料品を箱に詰め、511世帯へクリスマスイブの24日着で発送した。

子どもたちにクリスマスプレゼントを贈るのは2015年に続いて2回目。昨年の133世帯を大きく上回る申し込みがあったため、寄付をあらためて呼びかけ、必要な資金を集めた。南アルプス市寺部の「若草生涯学習センター」であった発送作業には、お年寄りから子どもまで約100人が参加した。米やレトルト食品、ジュース、お菓子などが梱包(こんぼう)された段ボール箱を開けて仕分けたり、箱に詰め込めたりした。プレゼントが入った箱は重さ約10キロ。子どもたちが服や文房具などを自由に買える1,000円分の「こども商品券」も入れた。

(3) 運営主体(どのようにして集まった人たちがスタッフ・ボランティアとなっているか・運営開始後にどのような協力者が増えているか)

食糧支援だけでなく、相談支援、就労準備支援含めて12人のスタッフがいる。通常、ボランティアは10人くらいだが、イベント時は50～100人集まる。

(4) 地域・行政との連携

行政や社会福祉協議会、学校、医療機関、福祉施設と連携した活動という点が特徴。

「フードバンクこども支援プロジェクト」について市・教育委員会・フードバンク山梨の三者による「子どもの貧困対策連携協定」を締結(2市)。市の福祉課に相談に来た生活困窮者や学校で就学援助ラインの方に申請書を配布し、自尊感情やいじめに配慮し、直接フードバンク山梨に申請書が届くようにしている。支援継続についても市の担当者に相談している。行政、学校などとの連携は重要。

(5) 運営マニュアルなど企画で使用している資料・教材(子ども食堂の場合、食中毒対策、衛生面の管理、食材の継続的な確保など)

- 「あの家庭はフードバンクを利用している」と思われないよう、必ず宅配便で届ける。
- 支援は基本的には3カ月と定めている。3カ月を迎えた時点で行政や社会福祉協議会などの申請に関わった担当者に状況を確認し、本人の生活状況の改善がみられず、引き続き支援が必要と判断された場合は、さらに3カ月延長する。3カ月ごとに状況を確認しながら、必要に応じて支援を継続する。

(6) 財政的支援(スタッフ、ボランティアへの交通費、活動手当などの補助・会場費など運営経費の補助)

財政的には余裕がなく、行政の補助金、事業委託、民間の助成金に加えて、市民や企業へ向けて積極的に寄付を呼びかけている。

(7) 取り組みから見えてきたこと(良かった点、苦労や課題、取り組みを通じて感じる子どもの貧困の現状など)

- 見えにくい貧困が地域にあることを知った経験がきっかけで、食のセーフティネット事業をはじめることになった。
- 学校との連携は難しいが重要で、教育委員会などの理解が必要。
- 活動しながら課題を見つけて、新たな活動につなげていくことが大切。
- 子どもが小さい時期から支援することが貧困の連鎖を断ち切る意味でも重要。
- 企業の研修場所として、社員に問題への理解を深めてもらうためにも、ボランティア活動を広げることが大切。
- 学校でのフードドライブの取り組みも広げたいが、小学校・中学校では当事者への配慮が必要なので呼びかけはしていない。当事者への配慮をどうするかは継続した課題。

○ 国内フードバンク団体の共通課題

- 寄贈食品の確保
- 行政との連携
- インフラ面の改善(事務所・倉庫・配送用車両など)
- 人材、運営費の確保
- ノウハウの不足
- 人材育成 など

1. 12月23日ラッピングセレモニー～みんながサンタになる日～の様子



「食品」・「お菓子パック」・「こども商品券」を受け取った家族の笑顔



こども商品券に喜ぶ親子



兄妹でお菓子を分け合う様子

事例8	複数生協による地域活動の支援
訪問先	はちおうじ子ども食堂
訪問日	2016年11月～12月
ご対応者	創価大学 はちおうじ子ども食堂学生チーム 大人チームリーダー 工藤 裕子氏(生協職員)
訪問者	生協総研・近本 聡子・松田 千恵
報告者	生協総研・近本 聡子

1. ヒアリングのポイント

・取り組み内容、対象、運営主体、開催場所、地域・行政との連携など

2. ヒアリング項目・結果

(1) 取り組みの概要(どういう経緯で立ち上げたか、どういう議論があったか)

このチームはNPO法人豊島子どもwakuwakuネットワークに修行にいていた学生チームと、調理士として生協福祉施設で勤務している大人チームのリーダーである工藤裕子さんが主体的に運営している。当初は、工藤さんと学生チームのメンバー(個人)が全国子ども食堂ネットワークの大会で知り合い、八王子にも作ろうと動き出した。彼らはゆるい紐帯で連携しており、「非常に現代的(近本所見)」。情報交換はほとんどlineで毎日しているので特に学生チームは仮に代表といえる人はいるが、指揮命令系統ではなく、ネットワーク型をとっている。

〈生協が支援をする経緯〉

2015年 2月 はちおうじこども食堂実験的にスタート(月1回ペースで開催)

12月 八王子市生協交流会(注)で、はちおうじこども食堂に関するミニ学習会を開催。工藤氏が講師。工藤氏はこの場で複数生協に繋がれたことが大変貴重でその後の支援につながり大きな契機と話す。工藤氏はこども食堂の運営にボランティアとして携わっている八王子保健生協の職員であるが、保健生協は、工藤氏個人へ、あるいは事業やCSRで何か支援するという関わりは全くない。

2016年 3月 ～ パルシステム東京、自然派くらぶ生協の組合員理事や職員が「こども食堂」に顔を出し始め、食材提供支援を開始。

7月 ～ コープみらいも店舗(北野台店)で必要な商品を購入できる支援を開始(学生チームに、月3,000円分までの買物を無料とする支援を提供)。その後順調に月1回開催と支援が継続している。

生協交流会の存在が重要。八王子で活動する複数の生協の職員や組合員理事がこども食堂の運営に参加(お手伝い)し、宅配のストック食材などを必要な時に提供している。東京都生協連もこの交流会を支援している。

(※)八王子市生協交流会(7月より名称変更「まちづくり八王子・生協の支えあいネットワーク」)は、市内で活動するコープみらい・パルシステム東京・東都生協・自然派くらぶ・八王子保健生協などが参加し、“ひとりぼっちにしないまちづくりを共通のテーマに、誰もが安心して生活できる地域づくりを

めざして、介護保険に関する組合員対象の学習会の開催(3年連続)や消費生活フェスティバル(八王子市の消費生活展)への協同出展などに取り組んでいる。2カ月に1回のペースで定例会を開催し、各生協間の情報交換も行っている(東京都生協連まとめより)。

(2) 2016年度の企画(子ども食堂など)、開催状況について

コンセプト

今月も子どもが1人で来れる子ども食堂をオープンします!!

- ・手作りごはんがおいしいよ
- ・お兄さんお姉さんと遊べるよ
- ・調理士さんと料理をつくれるよ
- ・八王子の安全な食材を使っているよ
- ・学校の宿題を一緒にできるよ

みんなではちおうじ子ども食堂に遊びに行こう!

- 開催場所はアミダステーションという宗教家が提供する施設。月1回開催。使用料は無料。学習支援の場にも提供している。
- 買い物は社会人が中心。みらいの店舗や、地元の協力農家などをまわる。調理は工藤氏が指揮をとる形(誘導的なようだ)で集まった人々が実施している。ポイントは調理行程をマンガ的マニュアルで当日の人々に配布。切り方などで意見が分かれなくなり生産性が向上する。
- 開催のお知らせは、学生チームが別の場面で関わっている「学習支援」を受けている塾を通してチラシを配布。かなりターゲットिंगができています。八王子市も母子手当対象者にチラシを入れてくれるなどの協力がある。現在フェイスブックやホームページでの発信がかなり効果をもってきています。利用者が誘いあい、口コミも多く利用は満杯状態。地域の祭りなどにも参加してPR。また、被災地支援のためのグッズ販売と連携したり、多様な活動もしている。

(3) 運営主体(どのようにして集まった人たちがスタッフ・ボランティアとなっているか・運営開始後にどのような協力者が増えているか)

- 学生チームが乗り越えた壁:地域の人々は厳しい。その厳しい要求でつぶれた学生版の「子ども食堂」を数カ所知っている。例えば、「そんないい加減な態度ではダメ」「やる気がないなら手伝わない」など自論を押し付ける人が多い。かなりへこんだが工藤さんとようやくここまできた。自論の強い人は離れていく傾向があると考えている。学生チームは週一集まりを持っているが、だいたい7-8人がコアになっている。
- 大人チームのリーダーは「来られる人が来て」というゆるいスタンスで地域のボランティアや生協職員・理事などが来るようになり有り難い。当初はまとめようとする人もあったが、現在は自由な感じ。こちらからの声かけもある。
- ホームページで見て趣旨に賛同したという知らない方も含めて、善意が集まってきている。子ども食堂のネットワーク経由のアクセスも多い。全国から支援の物が来るのでありがたい。学生チームは生活困難者の行ける塾(市の提供)と連携しており、おにぎりの差し入れなどを都度都度もって行っている。

(4) 大学・地域・行政との連携

- ① 大学：学生の所属する経済学部の教員が影の力もちになり、助言を多数している。地域とどのように繋がるか、学生主体で考えながら相談する。先に繋げるために1年生などを勧誘しているところ。他大学からも応援見学が増加している。
- ② 地域：地元の農家さんが中心に支援をしている。学生チームも大人チームも地域に繋がることは意識しているので、WEBで報告をして支援を呼びかけている。
- ③ 行政：生活困窮家庭への支援をする際に、市の委託を受けて学習塾を運営しているS塾で子ども食堂に関連する大学生がアルバイトをし、食堂へのお誘いの情報を提供をしている。これはかなり有効であると分析(近本)。

(5) 運営マニュアルなど企画で使用している資料・教材(子ども食堂の場合、食中毒対策、衛生面の管理、食材の継続的な確保など)

工藤氏が管理栄養士であるので、マニュアルを配布し、簡単なレクチャーを毎回している。しかし、子どもたちは「手を洗う」文化がない場合もあり、それは押し付けない。楽しんでできるように誘導する(学生チーム)。

(6) 財政的支援(スタッフ、ボランティアへの交通費、活動手当などの補助・会場費など運営経費の補助)

高校生以下の子ども 100円

大学生・大人 300円

※ボランティアの方にも参加費をいただく。

今のところ、寄付と支援で赤字にはなっていないので、個人の持ち出しはない。学生たちの行動みると、週1のミーティングは無料のところがあればよいが、なくてもカフェなどで開催し、自腹で払っている。交通費も自腹とのこと。会場が駅前なので活動はしやすいかもしれない。

(7) 取り組みから見てきたこと(良かった点、苦労や課題、取り組みを通じて感じる子どもの貧困の現状など)

- 利用者層のターゲティングがかなり成功している。その分、子どもの生活習慣が確立していないなど課題を抱えて来る子どもがいる。教育というより遊びながら元気になるとよいと彼らは考えている。
- 地域のおとなは多様で厳しい。学生と連携するなら対等性を持ってほしい。
- 子ども食堂の取り組みで、八王子の活性化にもなるといいと考えているし、郊外の大学の近くにも作りたい。

(8) 2016年度の取り組み関連企画

- 大学祭でPRブース出展。
- 被災地支援グッズを売る「販売チーム」結成、マーケティングの勉強になる。
- 子ども食堂と石巻の手芸生産者とのコラボレーションで、トートバック作成。収益は折半できるように計画した。資金づくりも重要と考えている。

(9) 今後の取り組み予定

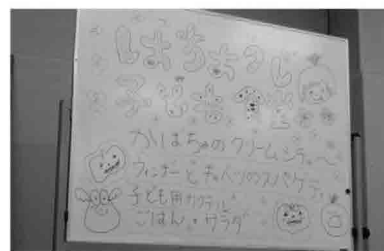
- ① 毎月開催を継続していく。
- ② 利用者数がすでにオーバー気味だが、20食を超えると保健所への届けが必要で、悩ましい。

3. その他報告

- ① 学生との連携をする場合のエンパワメント
 - ・責任をもてなど、きつい言葉ではなく、学生たちの主体性を尊重する。
 - ・大人の既成の価値を押し付けない。学生も心の傷をもつ人がけっこういる。
 - ・最初は見守る姿勢で、参加して欲しい。
- ② この子ども食堂の情報は以下に詳しく
フェイスブック
<https://ja-jp.facebook.com/hachioji.kodomo.shokudo/>
ツイッター
https://twitter.com/8_kodomoshokudo
ホームページ
<http://kodomohachi.wpblog.jp/>

10月の開店日の報告から

- メニュー(当日決める)
 - ・ かぼちゃのクリームシチュー、ウインナーとキャベツのスパゲティ、子供用カクテル、パンプキンケーキ
- ハロウィンの月ということで、ダンボールを使ってお化け屋敷もしました! 脅かされるはずの子供たち、いつのまにか脅かす側にまわっていました…



5 ヒアリングの概要

訪問者・企画	NPO法人山口せわやきネットワーク「こども明日花プロジェクト」
訪問日	2016年11月1日(火)
ご対応者	代表 児玉頼幸氏
訪問者	日本生協連・山田 浩史、上田 尚美／生協総研・松田 千恵
報告者	日本生協連・上田 尚美

1. ヒアリングのポイント

・取り組み内容、対象、運営主体、開催場所、地域・行政との連携など

2. ヒアリング項目・結果

(1) 取り組みの概要(どういう経緯で立ち上げたか、どういう議論があったか)

- 代表の児玉さんは、現在山口県の職員。長く福祉関連を担当してきた。平成15年にNPO法人山口せわやきネットワークを設立し、平成20年より代表になり活動している。
- 山口県の就学援助率が全国3位であるのは、県内市町の基準がゆるいので援助をの対象者が多い面もある。また、山口県の一般世帯と生活保護受給世帯の高校進学率の差などが全国平均より高いなど、子どもの貧困に対する問題意識はあった。
- 平成27年6月、山口市内の子ども・子育てに関わるNPO活動などに関わってきたメンバーが集まり、「子どもの貧困問題」について意見交換を行った。その後、人材(ボランティア)と活動資金を調達する計画を立て、平成28年5月に120人を集め発足式を行った。
- ミッションは、「生まれ育った環境のために、学ぶことができない子、お腹いっぱい食べられない子、居場所がない子、そんな子どもをゼロにしたい」

(2) 2016年度の企画(学習支援・居場所づくりなど)、開催状況について

- 学習支援として、土曜の午前に昼食付きの無料学習塾。児童養護施設などへ学習補助ボランティア派遣。高校進学などの学用品や学資の援助などは今後検討。
無料学習塾には20人ほどの登録で10数人が参加している。大学生ボランティアが4人参加。来年は3カ所開設し、市内全体をカバーしたいと思っている。
- 生活支援として、食料品や不要家電などの提供ができる体制づくりや、学校朝ごはん、子ども食堂も実施を目指す。ひとり親への支援、相談事業などは「意見交換会」を実施。不要家電などは、職場(県庁)などで呼びかければ、不要になった家電が手に入ると思っている。
学校朝ごはんは学校やPTAの協力を得て、必要とする子は誰でも参加できるように、かつ親の手抜きにならないよう開催したい。親にはプライドを持ってもらいたい。
- 居場所づくりとして、学童保育後も安心して過ごせる場所の提供。

(3) 運営主体(どのようにして集まった人たちがスタッフ・ボランティアとなっているか・運営開始後にどのような協力者が増えているか)

- 地元大学の福祉系・教育系の学生を教授を通じて募集し、30名程度登録。有償ボランティアとして、2時間で交通費込み税抜き1,000円ほど。調理のボランティアにも3時間2,000円を払っている。

(4) 地域・行政との連携

- ひとり親や貧困に関する情報は行政が持っているので、市や市教育委員会の理解と協力を得て、就学援助の決定通知の時に、学習支援などの案内を入れてもらっている。生活保護受給世帯にはケースワーカーから渡してもらう。

(5) 運営マニュアルなど企画で使用している資料・教材(子ども食堂の場合、食中毒対策、衛生面の管理、食材の継続的な確保など)

- 子ども食堂の食材はフードバンクのほか、コープやまぐちの協力も得る予定。コープやまぐちとは、場所の提供など、今後、協力関係を作っていく予定。

(6) 財政的支援(スタッフ、ボランティアへの交通費、活動手当などの補助・会場費など運営経費の補助)

- 土曜の午前におこなっている「無料学習会」事業などは寄附などによる独自資金で実施してきたが、今回、子どもの未来応援基金から500万円の助成を受けることになった。
- 行政に頼らない独自の資金調達として、クラウドファンディングを立ち上げ、150万円を目標に取り組んだら、最終日前日に157万円が集まった。
- 資金援助の協力企業もよびかけている。
- 実績を積むことで、行政の委託の受け皿になれるようにしている。

(7) 2016年度の取り組み関連企画

- シングルサポートカフェや子どもの問題啓発セミナーなど

(8) 今後の取り組み予定

- こども明日花プロジェクトが目指すもの
 - 【目的】 どんな環境にあっても、こどもが希望を持てる社会にする
(子どもの貧困問題を解決して、日本中の子どもたちを元気にする!)
3つの事業(学習支援、生活支援、居場所づくり)
 - 【手法】 ①社会的課題を解決する仕組み = ファンドレイジング
②プロボノ活用(ファンドレイザー、ホームページ作成、広報など)
③行政機関、学校、地域関係者との連携(将来的には地域に移管)
 - 【目標】 3つの事業+資金調達のノウハウ = マニュアル化
全国的に汎用性のあるモデルとして、各地に普及を図る

6 全国の生協の取り組みについて

(1) 子どもの貧困問題への取り組み状況(※2016年度子育て支援活動実態調査より)

2015年度において、子どもの貧困問題に取り組んでいると回答した生協は26生協にのぼります。各生協の取り組みとしてはフードバンク15生協、子ども食堂への食材提供11生協、学習支援の場の提供5生協などがあります。

	実施中	検討中
フードバンク	コープさっぽろ、コープふくしま、いばらきコープ、パルシステム茨城、生活クラブ生協(千葉)、コープみらい、パルシステム神奈川ゆめコープ、パルシステム山梨、コープながの、コープあいち、コープぎふ、大阪いずみ市民生協、おおさかパルコープ、おかやまコープ、ララコープ	コープぐんま、パルシステム千葉、コープみえ、コープやまぐち、エフコープ、グリーンコープ長崎、コープおおいた
子ども食堂	みやぎ生協、いばらきコープ、パルシステム茨城、生活クラブ生協(千葉)、コープみらい、パルシステム東京、生活クラブ生協神奈川、パルシステム神奈川ゆめコープ、コープにいがた、大阪いずみ市民生協、コープこうべ	コープふくしま、コープぐんま、富山県生協、コープぎふ、生協ひろしま、鳥取県生協、生協しまね、エフコープ、ならコープ
学習支援	みやぎ生協、コープみらい、パルシステム東京、トヨタ生協、大阪いずみ市民生協	コープぐんま
奨学金	コープさっぽろ	
海外子ども支援	パルシステム群馬	
生活困窮者支援	生活クラブ生協(千葉)、生活クラブ生協(東京)、おかやまコープ	
シェルター支援	パルシステム東京	
子どもの居場所・コミュニティづくり	グリーンコープふくおか、コープおきなわ	

(2) フードバンク・フードドライブ活動の取り組み状況(2017年1月 日本生協連把握分)

生協名	取り組み内容
コープさっぽろ	<p>〈フードバンク〉 トドックフードバンク。受発注のミスなどで返品される食品(品質に問題がない)などを全道の児童養護施設の子どもたちへ無償提供(2016年5月～)。</p>
コープ東北	<p>〈フードバンク〉 2012年4月にみやぎ生協で「COOPフードバンクみやぎ」スタート。2014年4月より東北全体に広げるため、コープ東北のフードバンクとなった。コープ東北会員生協が各県自治体の社会福祉協議会と協定を締結し、東北6県全県で展開。</p> <p>○サポーター数：2016年9月末時点> ・法人サポーター企業：112社、・個人サポーター：1,106人</p> <p>○実績：2016年9月20日現在 ・食品提供企業：80社</p>
みやぎ生協	<p>フードドライブの実験を2016年度6店舗で実施。</p>
パルシステム茨城	<p>〈フードバンク〉 「フードバンク茨城」(つくば市)の構成団体。ドライ食品の提供や倉庫の貸与などで協力。</p> <p>〈フードドライブ〉 ドライ食品(協力会社の在庫品、総代会などのフードドライブ、店舗のきずなBOX(常設)への個人からの寄贈)。</p>
いばらきコープ	<p>〈フードバンク〉 「フードバンク茨城」(つくば市)の構成団体。ドライ食品の提供や店舗改装での商品入れ替えなどで協力している。</p> <p>〈フードドライブ〉 ドライ食品(組合員家庭の不用品、店舗ではフードドライブ用に組合員に食品を購入してもらう)。</p>
とちぎコープ	<p>〈フードドライブ〉 「とちぎボランティアネットワーク」にドライ食品(組合員家庭の不用品)を提供。店頭でフードドライブ活動。</p>
よつ葉生協	<p>〈フードバンク〉 「フードバンクとちぎ」に食品在庫を提供。</p>
コープぐんま	<p>〈フードバンク〉 太田市「フードバンクおおた」と協定を締結し、高齢者や困窮している個人へ食品を無償提供。</p>
パルシステム埼玉	<p>〈フードドライブ〉 家庭で余ってしまった食品を回収するフードドライブの取り組みを実施。</p>
生活クラブ千葉	<p>〈フードドライブ〉 フードバンクちば(その他生活クラブくらしと家計の相談室、こども食堂など)にドライ食品(組合員家庭の不用品)を提供。組合員宅から配送時に回収し、物流センターに一時保管。</p>

生協名	取り組み内容
パルシステム連合会	〈フードバンク〉 フードバンク運営参画、食材・保管場所提供、事務局受託。 パルシステムグループとして、NPO法人「フードバンク山梨」に対し、食料品提供による支援を本格的に実施するほか、特別法人会員として活動に協賛。
パルシステム千葉	〈フードバンク・フードドライブ〉 「フードバンクちば」にドライ食品(組合員家庭の不要品)、防災備蓄品を提供。
コープみらい・ コープネット事業連合	〈フードバンク〉 フードバンク埼玉：運営協議会(埼玉県生活協同組合連合会、埼玉県農業組合中央会、パルシステム埼玉、生活クラブ埼玉、ワーカーズコープ、埼玉県労働者福祉協議会、NPO埼玉ネット)に参加。セカンドハーベスト・ジャパンに米穀提供。
コープみらい (さいたまエリア)	〈フードドライブ〉 紙おむつ提供、「フードバンク埼玉運営協議会」にドライ食品(組合員家庭の不用品)提供。
ユーコープ	〈フードバンク・フードドライブ〉 ●「フードバンクふじのくに」へ、ドライ食品(組合員家庭の不用品)を中心に、山梨県と静岡県のおうちCO-OP宅配センターで、配達直前にキャンセルが出た商品を提供。 ●8甲斐市社会福祉協議会からの要請に対応する形で、「おうちCO-OP若草宅配センター」(山梨県南アルプス市)でキャンセル品を、同協議会の「パーソナルセンター」へ隔週金曜日に寄贈。
パルシステム山梨	〈フードドライブ〉 「フードバンク山梨」にドライ食品(組合員家庭の不用品)提供。
コープながの	〈フードバンク〉 「フードバンク信州」に理事を派遣。ドライ食品、防災備蓄品提供。
新潟県生協連	〈フードバンク〉 協同組合まつりでのチャリティオークションの売上金相当の県内産新米を、県内の生活困窮者支援団体や児童福祉施設などに食品を寄付している、「フードバンクにいがた」へ贈呈。
静岡県生協連	〈フードバンク〉 2014年5月に設立した「フードバンクふじのくに」に構成団体として参加し、静岡県連会長が副理事長を務めている。行政、社協、労働組合などで構成。
東海コープ (コープあいち、コープぎふ、コープみえ)	〈フードバンク〉 「セカンドハーベスト名古屋」へドライ食品、パン、冷凍品、冷蔵品を提供(2015年5月～)。
福井県民生協	〈フードバンク〉 2015年7月、10月、生活困窮者などに対する緊急食糧支援を行う福井県社会福祉協議会に店舗から集められたドライ食品を提供(正式なフードバンク事業ではない)。
おおさか パルコープ	〈フードバンク〉 「フードバンク関西」にドライ食品、冷食、冷凍食品などを提供。

生協名	取り組み内容
大阪いずみ市民生協	<p>〈フードバンク〉</p> <p>フードバンクに毎日一定数以上のコメと月に1～2回の頻度でドライの廃棄予定商品(賞味期限内の良品)を寄贈。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ふーどばんくOSAKA」に米を中心とした商品在庫を寄贈(毎週)。 ●大阪府社会福祉協議会および市町村社協に物資を寄贈(随時)。 ●自治体・NPOなどの子ども食堂および校外学校向けに、食材を寄贈(定期的、月1～2回中心)。
コープこうべ	<p>〈フードバンク〉</p> <p>「フードバンク関西」に宅配の返品商品(調味料・インスタント麺・菓子など)を月2回提供。</p>
おかやまコープ	<p>〈フードバンク〉</p> <p>「フードバンク岡山」に、農産加工センターの規格外の野菜などを中心に提供(週5日、年14トン)。総社市生活困窮者支援協議会に総社市社協と連携して店舗の食品を寄贈(月1回)。瀬戸内市社協に店舗を通じて食品提供。</p>
生協ひろしま	<p>〈フードバンク〉</p> <p>「あいあいねっとフードバンク広島」、「フードバンク福山」へドライ食品を提供。2009年2月からNPO法人「あいあいねっとフードバンク広島」に、生協ひろしまの店舗で管理期限切れとなり廃棄処分していた食品、商品管理基準を超えた賞味期限内の商品やパッケージの破損した商品などを提供。</p>
鳥取県生協	<p>八頭町社協と協力協定を締結し、八頭町フードサポート事業を開始(2016年4月～)。</p>
とくしま生協	<p>〈フードバンク〉</p> <p>「フードバンクとくしま」の正会員になっており、広報を中心にできる範囲のことを行っている。</p>
こうち生協	<p>〈フードバンク〉</p> <p>高知市のこども食堂2カ所に協賛し、食材の提供を行っている。</p>
コープCSネット	<p>〈フードバンク〉</p> <p>「フードバンク福山」に食品を提供。</p>
エフコープ	<p>〈フードバンク〉</p> <p>「フードバンク」に関する協力協定を締結。フードバンクに対して、寄付された食材などの保管協力(共同購入支所の余裕スペースを無償で提供)。</p>
グリーンコープ連合	<p>〈フードバンク〉</p> <p>福岡県の食品ロス削減に向けたフードバンク活動モデル事業を受託し、実施。</p>
ララコープ	<p>〈フードバンク〉</p> <p>「長崎フードバンクシステムズ」にドライ食品、日用雑貨品を寄贈。</p>
コープおおいた	<p>〈フードバンク・フードドライブ〉</p> <p>「フードバンクおおいた」にドライ食品(組合員家庭の不用品)を寄贈。</p>
日本生協連	<p>「セカンドハーベスト・ジャパン(2HJ)」に日本生協連DC在庫品全て(ドライ食品、非食品)を寄贈。</p>

「子どもの貧困」に関する研究会
「貧困」の連鎖をなくしていくために生協ができること
～子どもをひとりぼっちにしない地域づくり～

発行日 2017年3月

発行 日本生活協同組合連合会 組織推進本部 組合員活動部
〒150-8913 東京都渋谷区渋谷3-29-8 コーププラザ
TEL 03-5778-8124 FAX 03-5778-8125
